

第7次長泉町地域福祉計画
第6次長泉町地域福祉活動計画

令和4年3月

長泉町

社会福祉法人 長泉町社会福祉協議会

はじめに



今日の地域社会では、少子高齢化や 8050 問題、ヤングケアラーなど、地域における生活課題が多様化、複雑化しており、従来の制度や体制では対応が困難な事案が増えています。

また、近年、個人の価値観やライフスタイルが多様化し、近所付き合いが希薄化傾向にあると言われている中で、予想を超える大規模な自然災害の発生や、新型コロナウイルス感染症の拡大により、公的支援だけではなく、地域社会で支え合う必要性が高まっています。

本町においても、日ごろから身近な地域での関わりを通じて相互理解や地域共生の意識を深め、地域住民・事業者及び行政がそれぞれの立場で役割を分担して、まち全体で協力し合いながら支援していく体制が必要であると考えています。

このような背景から、新たな社会環境の変化や課題に対し、本町が総合的に地域福祉を推進していくうえでの指針とするため、「第 5 次長泉町総合計画」における健康福祉分野の基本目標『いきいきとした暮らしを支える 優しい ながいずみ』を基本理念として、令和 4 年度からの 5 か年計画である「第 7 次長泉町地域福祉計画」を策定いたしました。

本計画を基に、誰もが住み慣れた地域で安心して幸せに暮らしていくために、地域で支え合う体制を構築し、誰もが自分らしい人生を送ることができるまちづくりを目指して、町の地域福祉推進の要である長泉町社会福祉協議会と一体的な取り組みを行いながら、地域福祉のさらなる推進を図ってまいりますので、町民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり多大なご尽力を賜りました「長泉町福祉施策推進・評価委員会」の委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました住民の皆様並びに関係団体の方々に、心から感謝申し上げます。

令和 4 年 3 月

長泉町長 池田 修

いきいきとした 暮らしを支える 優しいながいずみ



長泉町社会福祉協議会は、昭和 56 年 12 月に社会福祉法人として県知事から認可を受け、これまで地域の皆様や福祉関係者等多くの皆様のご協力のもとで地域福祉活動の実践をしてまいりました。

現在、少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化が進むなかで、地域での身近な結びつきが希薄化しつつあると言われており、子育ての悩みをもつ方や一人暮らし高齢者、生活に困窮している方等に対する相談や対応、支援が求められています。

また、気候変動を起因とする自然災害や、新型コロナウイルス感染症や地震など、大規模災害が平穏な日常生活に与える影響が大きく、地域社会で支えあう必要性が高まっています。

このようななかで、本会では、令和 4 年度からの長泉町が策定する「第 7 次長泉町地域福祉計画」に合わせ、地域課題に対して住民が主体となり解決に向けた取り組みとなる地域福祉活動を、関係機関と連携して推進するための行動計画である「第 6 次長泉町地域福祉活動計画」を策定し、計画期間に、小地域福祉活動や福祉教育、福祉総合相談事業、前計画からの取り組みである町内社会福祉法人との連携ネットワーク推進事業などを強化し、新たな社会参加の機会の創出や福祉を担う人材育成、支援を必要とする方への的確な福祉サービスが提供できるように、そして、お互いを思いあう人とのつながりづくりに努めてまいります。

また、行政とともに、関係団体の皆様とのネットワークを充実・強化し、地域福祉の推進・調整役として、地域の皆様が取り組む活動の推進に努めてまいります。

今後も皆様とともに「いきいきとした暮らしを支える 優しいながいずみ」の実現に向けて地域福祉活動に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご支援、ご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりご尽力いただきました、長泉町福祉施策推進・評価委員会の皆様をはじめ、ご協力いただきましたすべての皆様に心から感謝申し上げます。

令和 4 年 3 月

社会福祉法人

長泉町社会福祉協議会 会長 芹澤和代

目次

第1章 計画策定の背景と目的.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 計画の性格.....	2
3 計画の期間.....	3
4 SDGs（持続可能な開発目標）の推進.....	3
5 計画の策定方法.....	4
第2章 地域福祉を取り巻く状況.....	7
1 長泉町の状況.....	7
2 福祉に関連する状況.....	9
第3章 計画の基本的考え方.....	18
1 基本理念.....	18
2 施策の方向.....	18
3 計画の構成（施策の体系）.....	19
第4章 施策の展開.....	20
施策の方向1 ひとりひとり＜福祉の心を育てる＞.....	20
施策の方向2 地域くともに支え合う地域づくり>.....	32
施策の方向3 関係機関・体制＜暮らしを支える包括的な体制づくり>.....	49
施策の方向4 環境＜安心・安全な環境整備>.....	68
第5章 計画の進行管理.....	76
1 関係主体との連携.....	76
2 評価・検証.....	76
3 評価・検証結果の周知.....	76
資料編.....	77
1 長泉町福祉施策推進・評価委員会設置条例.....	77
2 長泉町福祉施策推進・評価委員会名簿.....	78
3 計画策定の経過.....	79
4 長泉町社会福祉協議会.....	80
5 長泉町民生委員・児童委員協議会.....	82
6 シニアクラブ長泉.....	83
7 長泉町身体障害者福祉会.....	86
8 長泉町ボランティア連絡会.....	87
9 用語解説.....	89

第1章 計画策定の背景と目的

1 計画策定の趣旨

近年、生活は一層便利かつ豊かになっている一方で、少子高齢化・核家族化の進行やライフスタイルの多様化、地域関係の希薄化などによって、地域を取り巻く環境には大きな変化が生じています。加えて、従来の福祉制度では対応が難しい、新たな社会的な課題が顕在化しており、より横断的な対応を講じることが必要となっています。

これらの新たな課題の対応を図るため、平成30年4月に「社会福祉法」を改正し、国は「地域共生社会」の実現を目指すという方針を掲げました。

この「地域共生社会」とは、我が国を取り巻く社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

また、「社会福祉法」では、今後の社会福祉の基本理念の一つとして「地域福祉の推進」を掲げるとともに、地域福祉を推進する主体と目的を定め、地域における福祉施策や住民の福祉活動を総合的に展開することを求めています。

本町では、平成13年度から、本町が策定する「地域福祉計画」と長泉町社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」を、「長泉町地域福祉計画・長泉町地域福祉活動計画」として一体的に策定し、両計画の整合性を図りながら地域福祉の推進を図ってきました。

このたび、平成29年3月に策定し、推進してきた「第6次長泉町地域福祉計画・第5次長泉町地域福祉活動計画」が計画期間を満了することから、本町における社会環境の変化を踏まえ、地域福祉の新たな方向づけを行うため、「第7次長泉町地域福祉計画・第6次長泉町地域福祉活動計画」を策定しました。

2 計画の性格

(1) 地域福祉計画と地域福祉活動計画の関係

本町が策定する「長泉町地域福祉計画」は、社会福祉法第107条に規定されている市町村地域福祉計画です。この計画は、町が総合的に地域福祉を推進していくにあたって、今後取り組むべき課題を明らかにするとともに、その解決に向けて理念や目標を掲げ、その実現に向けた施策や体制整備などの、町の地域福祉における総合的な方向性を定めるものです。同時に、地域福祉活動の主体となる地域住民や事業者、福祉関係団体、ボランティア団体、社会福祉協議会等と本町の協働によって地域福祉活動を推進することを目的としています。

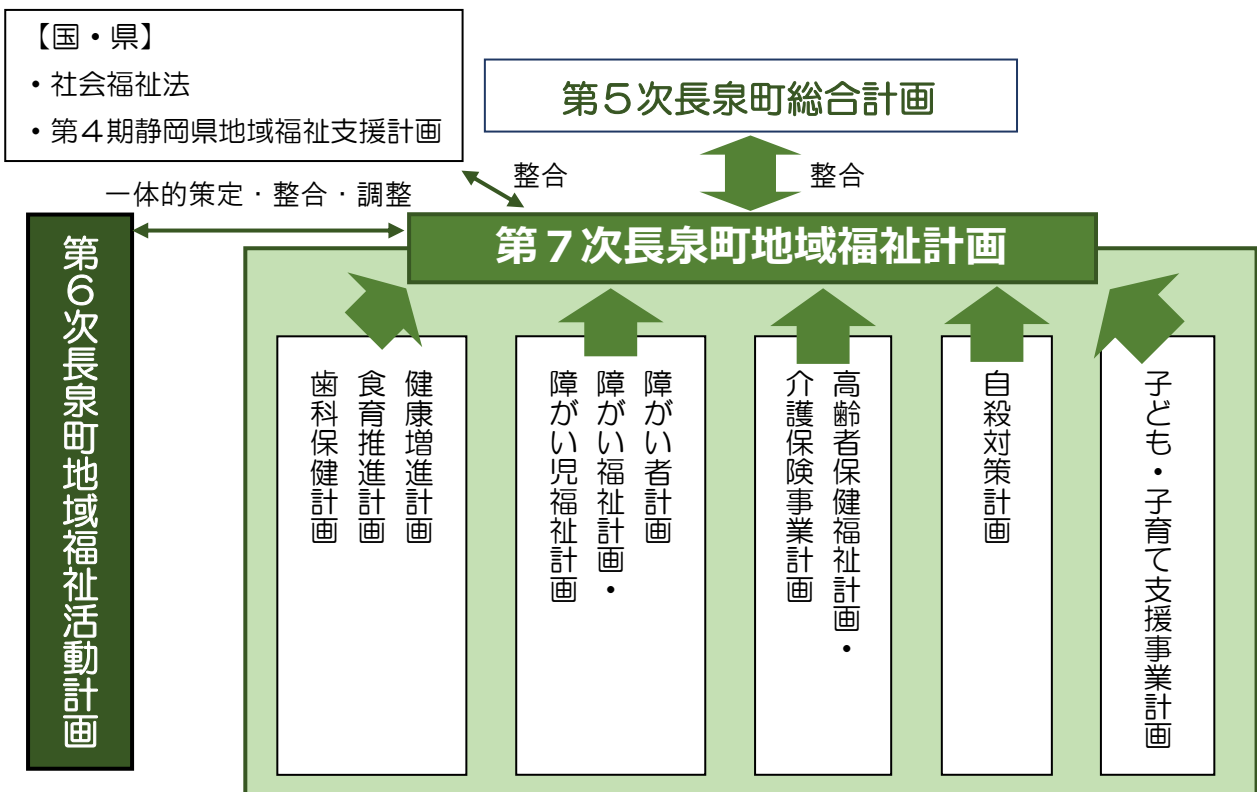
一方、長泉町社会福祉協議会が策定する「長泉町地域福祉活動計画」は、町全体で地域福祉を推進していくにあたって、その中心的な役割を担う社会福祉協議会の事業運営に関する行動計画として定めるものです。

本町では、より効果的に計画を推進していくため、「長泉町地域福祉計画」と「長泉町地域福祉活動計画」を一体的に策定します。

(2) 長泉町の諸計画との関係

平成30年に、地域福祉計画の根拠法である社会福祉法が改正され、地域福祉計画は、福祉分野における上位計画として位置づけられるようになりました。本計画は高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画、子ども・子育て支援事業計画などの福祉関係計画の上位計画となり、地域福祉推進における理念や施策をこれらの個別・分野別計画と共有するものです。

また、本計画は町の最上位計画である「第5次長泉町総合計画」との整合を図ります。



3 計画の期間

「第7次長泉町地域福祉計画・第6次長泉町地域福祉活動計画」の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間です。なお、国の福祉施策をはじめとする社会情勢に大きな変化があった場合は、県及び長泉町福祉施策推進・評価委員会に諮り、必要に応じて内容の見直しを図ります。

4 SDGs（持続可能な開発目標）の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、Sustainable Development Goals の略であり、平成27年9月に開催された国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載されている、令和12（2030）年までの国際目標です。SDGsは「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現を目標とした17のゴールと169のターゲットで構成されており、社会・経済・環境にまたがる多くの課題への、総合的な取り組みを求めるものです。

本計画の上位計画である「第5次長泉町総合計画」において、SDGsの推進を掲げていることから、本計画においてもSDGsを踏まえて各施策を推進するものとします。

本計画と主に関連のあるSDGsのゴールは次の6つです。

【本計画と関連のあるSDGsのゴール】



貧困を
なくそう



すべての人に
健康と福祉を



人や国の不平等
をなくそう



住み続けられる
まちづくりを



平和と公正を
すべての人に



パートナーシップで
目標を達成しよう

5 計画の策定方法

(1) アンケート調査の実施

住民のニーズを踏まえた計画策定を行うため、地域福祉に関する住民アンケートと団体向けアンケートを実施し、計画策定の参考としました。

※本計画の「第4章 施策の展開」において、各施策に関連するアンケート調査の結果を抜粋して掲載しています。

①長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査 調査概要

(1) 調査の目的

地域で助け合い暮らししていくことやこころの健康についてのご意見をいただき、「第7次長泉町地域福祉計画・第6次長泉町地域福祉活動計画」及び「第2次長泉町自殺対策計画」の参考資料としたいと考え、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査の内容

- | | |
|-------------------------|-------------------|
| 1. 回答者自身のことについて | 2. 地域福祉について |
| 3. 地域活動などについて | 4. 福祉について |
| 5. 社会福祉協議会について | 6. 今後の福祉のあり方について |
| 7. 悩みや不安、ストレスに関することについて | 8. 「自殺」に関する意識について |
| 9. 自殺対策・予防等について | |

(3) 調査の方法

調査対象：令和3年7月1日現在長泉町にお住まいの18歳以上の方1,500人（無作為抽出）

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：令和3年7月6日～令和3年7月20日

(4) 回収状況

発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
1,500件	749件	749件	49.9%

*有効回収数：回収票から全く回答がないもの（白票）や回答が少ないもの（無効票）を除いた数

(5) 調査結果の見方

- 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してあります。
- 百分率は小数第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。また、グラフにおける比率の合計は、コメントにおける比率の合計と一致しないことがあります。
- 複数回答が可能な設問は、回答比率の合計が100%を超えることがあります。
- 掲載スペースの関係上、一部設問、選択肢の文言を省略している箇所があります。

(6) 回答者の属性

居住地	北小学校区	長泉小学校区	南小学校区	わからない	無回答	(単位：%)					
		33.0	35.5	27.9	2.4	1.2					
性別	男性	女性	その他	無回答							
	42.1	57.5	0.0	0.4							
年代	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80歳以上	無回答
	1.2	5.5	16.7	21.2	19.1	8.8	10.0	10.8	6.5	0.0	0.1

②地域福祉活動計画策定に伴う関係団体意向把握のための調査 調査概要**(1) 調査の目的**

「第6次長泉町地域福祉活動計画」の策定に先立ち、地域福祉活動従事者の意見・要望や地域の課題等を把握し、本町における地域福祉が、関係団体との協働により一層推進されるよう、アンケート調査を実施しました。

(2) 調査の内容

1. 団体の活動内容について
2. 活動を通して見える地域の状況について
3. 団体の今後の活動について
4. 本町の今後の福祉施策について

(3) 調査の方法

調査対象：長泉町内の地域福祉活動従事者・団体 62件

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：令和3年9月14日～令和3年9月30日

(4) 回収状況

種別	発送数	回収数	有効回収数	有効回収率
地域福祉活動者	55件	48件	48件	87.3%
福祉団体	7件	7件	7件	100.0%

*有効回収数：回収票から全く回答がないもの（白票）や回答が少ないもの（無効票）を除いた数

(5) 調査結果の見方

- 回答は各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（%）で示してあります。
- 百分率は小数第2位を四捨五入して算出しました。このため、百分率の合計が100%にならないことがあります。また、グラフにおける比率の合計は、コメントにおける比率の合計と一致しないことがあります。
- 複数回答が可能な設問は、回答比率の合計が100%を超えることがあります。

(2) 計画の評価・検証を通じた取り組み内容の検討

本計画を策定するにあたって、前期計画である「第6次長泉町地域福祉計画・第5次長泉町地域福祉活動計画」の施策の実施状況について、役場内の担当部署及び長泉町社会福祉協議会による評価と取りまとめを実施し、その結果を本計画の施策内容の検討に反映させました。

(3) 長泉町福祉施策推進・評価委員会での検討

本計画の策定においては、本町の地域福祉を推進する福祉団体関係者、社会福祉施設、住民組織、医療機関等の代表者や学識経験者、一般公募による住民代表で構成され、本町の福祉施策の推進・評価・計画策定を行う長泉町福祉施策推進・評価委員会に諮り、意見を得ながら内容を協議・検討しました。

(4) パブリック・コメントの実施

本計画に対する住民の声を広く集めるとともに、内容に反映するため、以下の要領でパブリック・コメントを実施しました。

【パブリック・コメントの実施期間・方法】

実施期間：令和3年12月24日～令和4年1月25日

意見の提出方法：役場内窓口への持参、郵送、FAX、電子メール

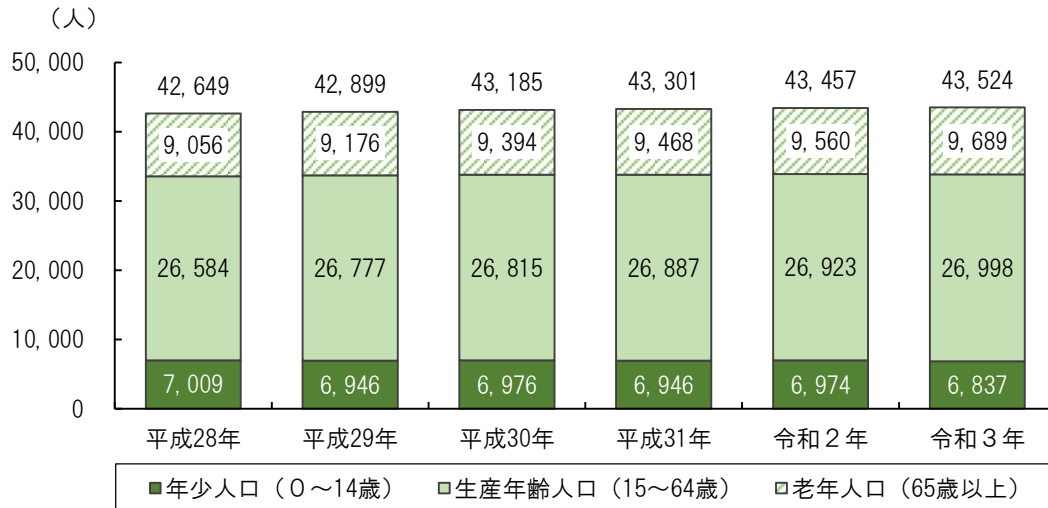
提出された件数：13件

第2章 地域福祉を取り巻く状況

1 長泉町の状況

(1) 人口の状況

【年齢3区分別人口の推移】

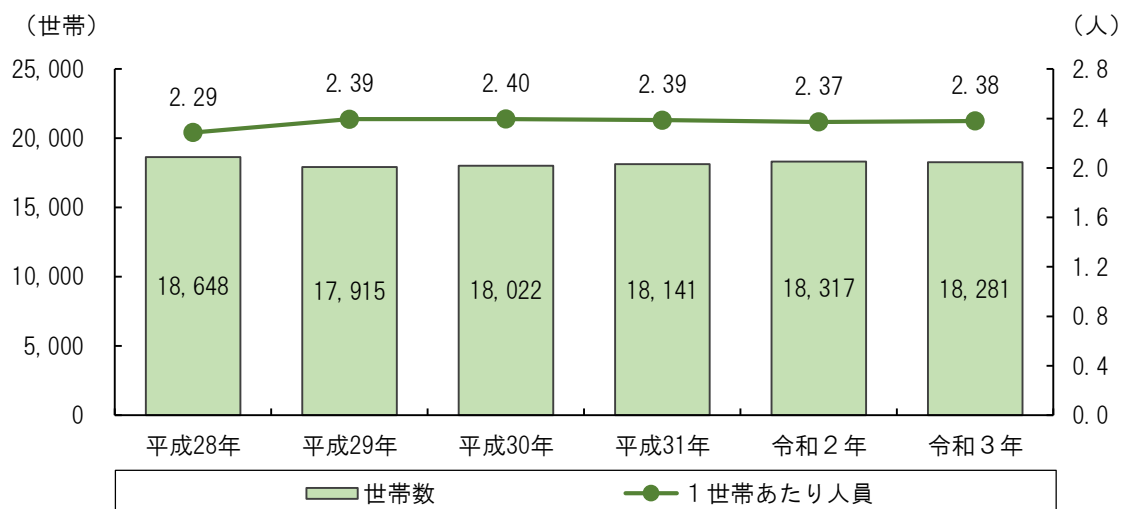


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

本町の総人口は増加を続けており、令和3年は43,524人となっています。年齢3区分別人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）が減少傾向であるのに対し、生産年齢人口（15～64歳）及び老年人口（65歳以上）は年々増加しています。

(2) 世帯の状況

【世帯数と世帯当たり人員の推移】

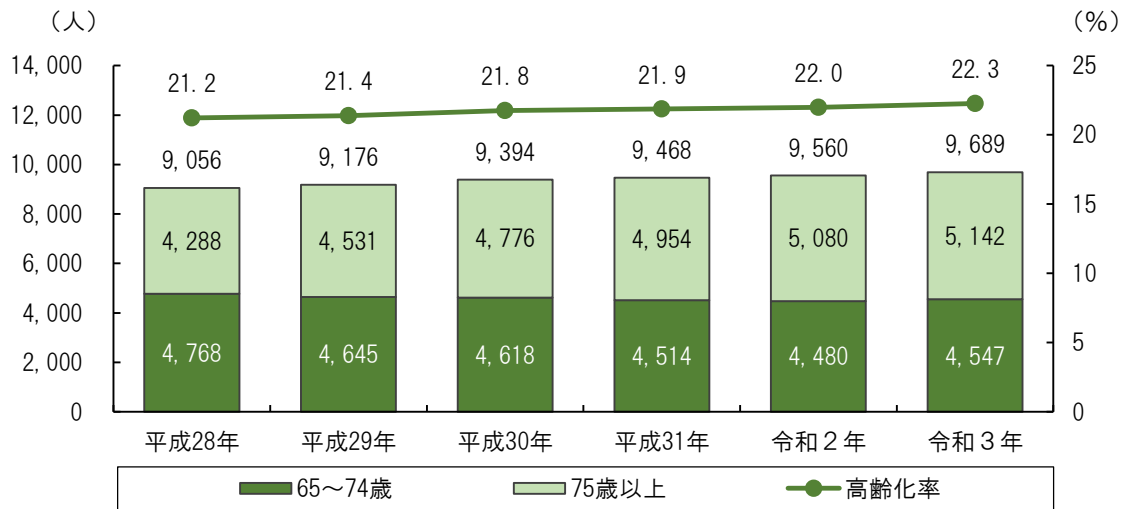


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

世帯数は増減を繰り返し、令和3年は18,281世帯となっています。世帯当たり人員をみると、平成29年以降は2.4人程度で、ほぼ横ばいの推移となっています。

(3) 高齢者の状況

【年代別高齢者数と高齢化率の推移】

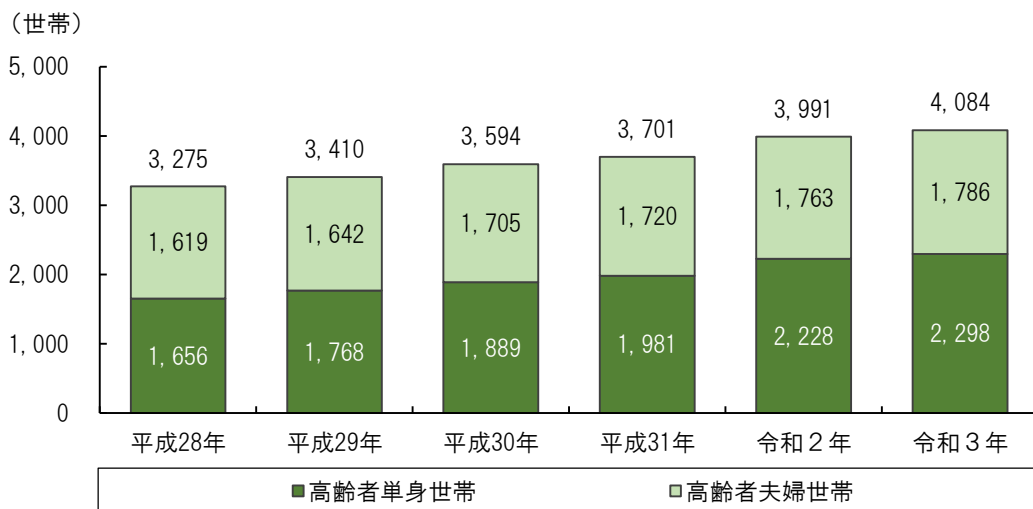


資料：行政資料集【長寿介護課】（各年4月1日現在）

高齢者数は増加の一途をたどり、平成28年と令和3年を比べると633人増となっています。年代別にみると、平成30年に75歳以上が65～74歳を上回った後は、その差が広がりつつあります。また、高齢化率（総人口に占める65歳以上人口の割合）は年々上昇し、令和3年には22.3%となっています。

(4) 高齢者世帯の状況

【高齢者単身世帯・夫婦世帯数の推移】



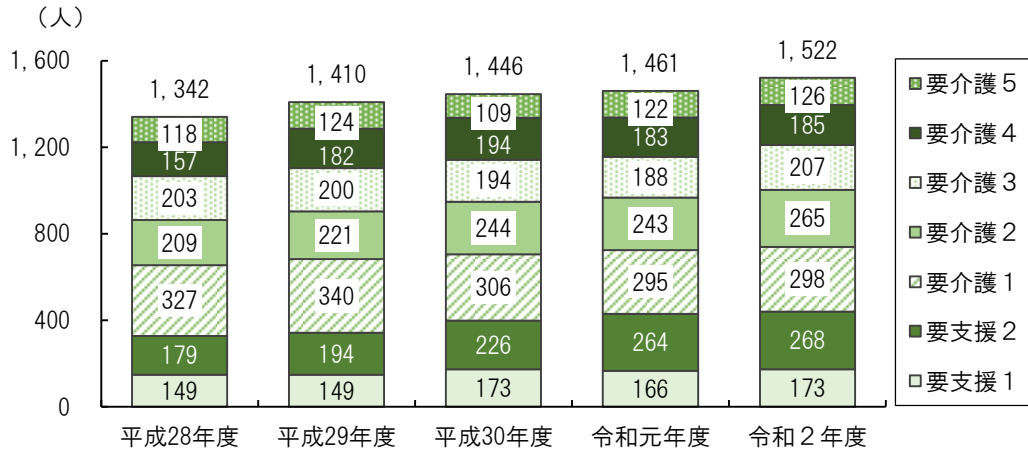
資料：行政資料集【長寿介護課】（各年4月1日現在）

高齢者単身世帯及び高齢者夫婦世帯数は年々増加しています。特に高齢者単身世帯数は、平成28年の1,656世帯に対し、令和3年では2,298世帯と約1.4倍に増加しています。

2 福祉に関連する状況

(1) 要介護（要支援）認定者の状況

【要介護（要支援）認定者数の推移】

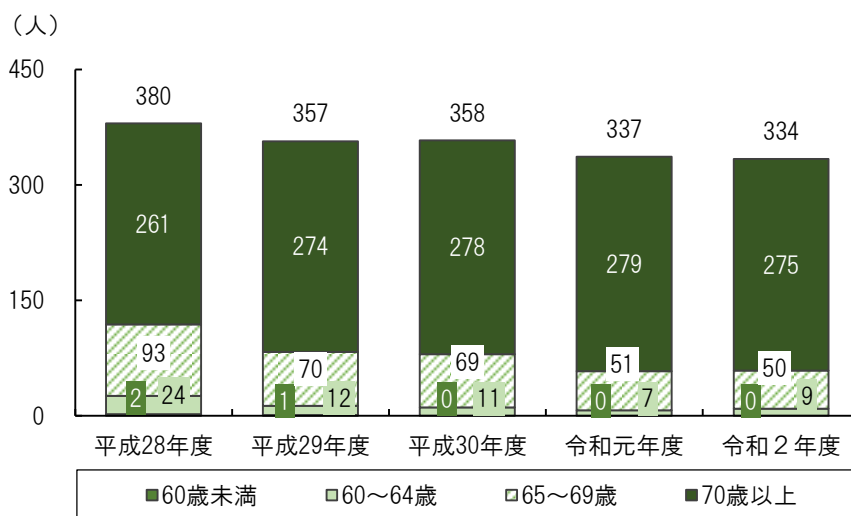


資料：行政資料集【長寿介護課】（各年度末現在）

介護保険の適用を受けている人は年々増加し、令和2年度は平成28年度から180人増の1,522人となっています。要介護度別では、平成28年度と比べると、要支援2が89人増、要介護2が56人増と多くなっています。一方、要介護1は唯一減少しており、29人減となっています。

(2) シルバー人材センター会員の状況

【会員数の推移】



資料：行政資料集【産業振興課】（各年度末現在）

シルバー人材センターの会員数は減少傾向にあり、令和2年度は334人となっています。会員数全体が減少するなか、70歳以上がほぼ横ばいで推移しているため、令和元年度以降は70歳以上が8割以上を占めています。

【シルバー人材センター】

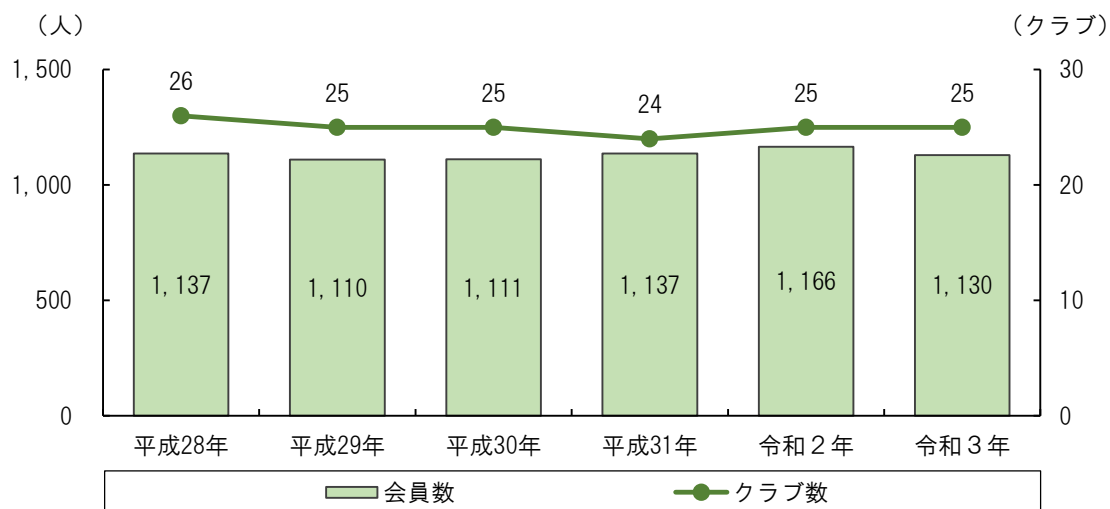
社会参加の意欲のある健康な高齢者のために、シルバー人材センターの登録制度があります。これは、地域社会との連携を保つ機会として、これまで培ってきた知識や経験等を活かし就業等の活動機会を確保し提供することで、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図り、高齢者の能力を活かした地域社会づくりに寄与することを目的としています。

シルバー人材センターの就業機会の対象は公共、民間を問わず、植木の剪定、除草、清掃、襖張替、電球の取替、買い物代行、家事支援、子育てに関するサポートなど幅広く多岐にわたり、地域に密着した仕事を通じて高齢者の社会参加を行っています。

また、趣味や特技を活かした独自事業を通じて仲間づくりを行いながら、手づくり品を制作しています。

(3) シニアクラブ長泉の状況

【会員数・クラブ数の推移】



資料：シニアクラブ長泉 役員会員名簿（各年4月1日現在）

シニアクラブ長泉の会員数は1,100人台で推移しており、令和3年は1,130人となっています。また、クラブ数はほぼ横ばいの推移であり、令和3年は25クラブとなっています。

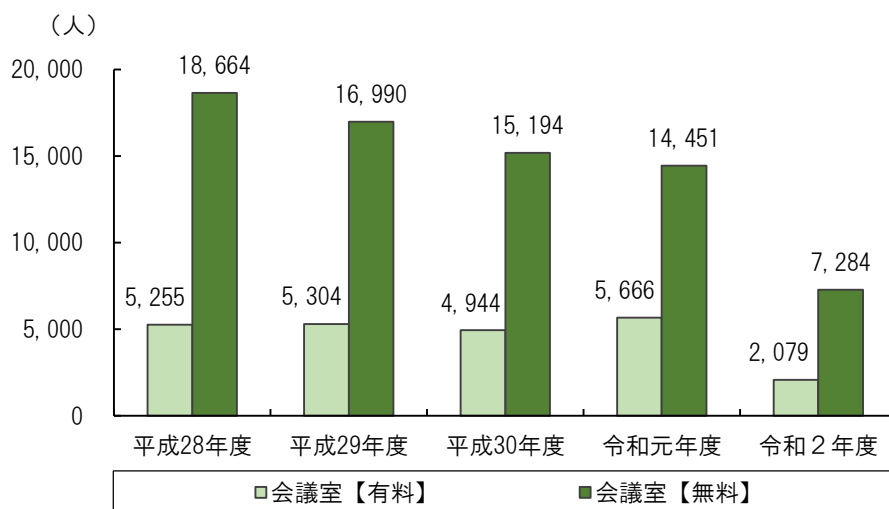
【シニアクラブ長泉（シニアクラブ連合会）】

地域を基盤とする高齢者の自主的な組織です。仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その組織や経験を生かして世代交流を図り、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的としています。会員はおおむね60歳以上の方です。

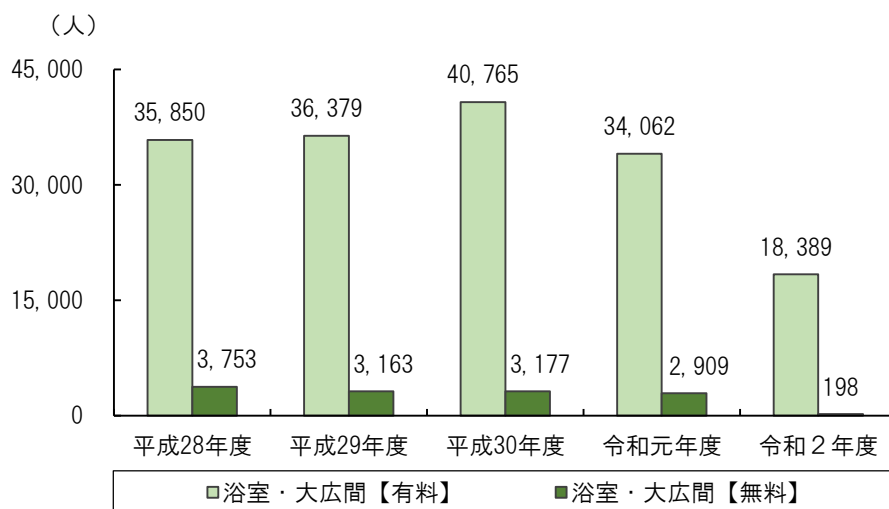
また、シニアクラブ長泉（シニアクラブ連合会）では、地域に密着した団体として地域のきずなを大切にしたい見守り活動などのボランティア活動もしています。

(4) 福社会館の状況

【会議室延べ利用者数の推移】



【浴室・大広間延べ利用者数の推移】

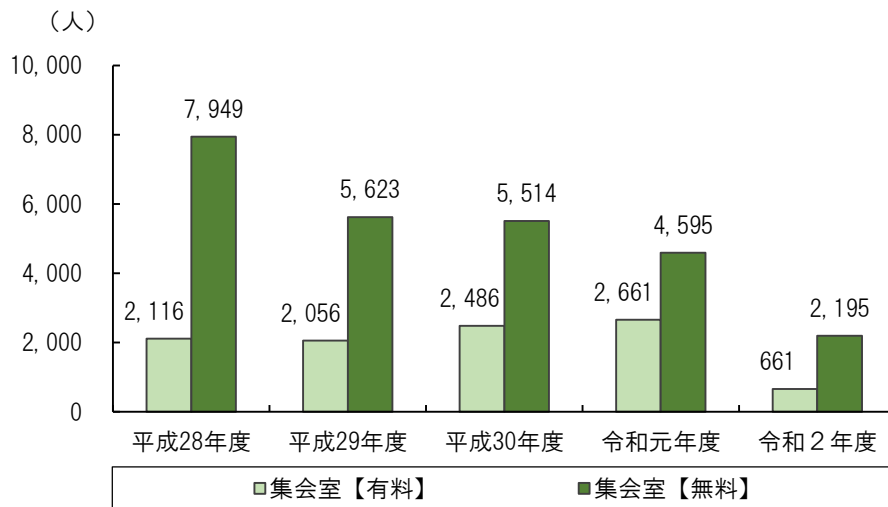


資料：行政資料集【福祉保険課】（各年度末現在）

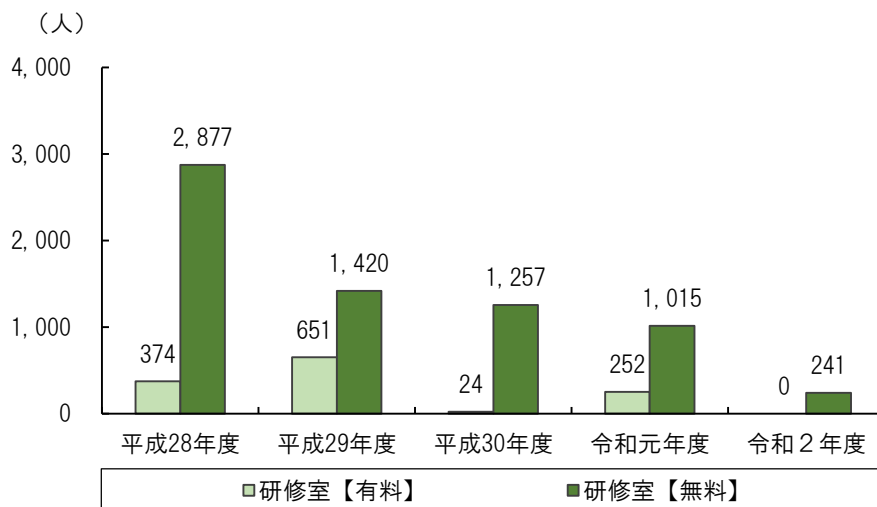
福社会館の会議室延べ利用者数は、令和元年度までは有料での利用者数がほぼ横ばい、無料での利用者数が減少傾向で推移してきましたが、いずれも令和2年度は半数以下の利用となっています。また、浴室・大広間延べ利用者数は、有料での利用者数は平成30年度には4万人を超えましたが、その後減少し、令和2年度は半数以下となっています。無料での利用者数は減少が続いていましたが、令和元年度から令和2年度にわたり、新型コロナウイルス感染拡大防止のため休館や施設利用制限をしたため令和2年度は大幅減少となっています。

(5) 在宅福祉総合センター（いずみの郷）の状況

【集会室延べ利用者数の推移】



【研修室延べ利用者数の推移】

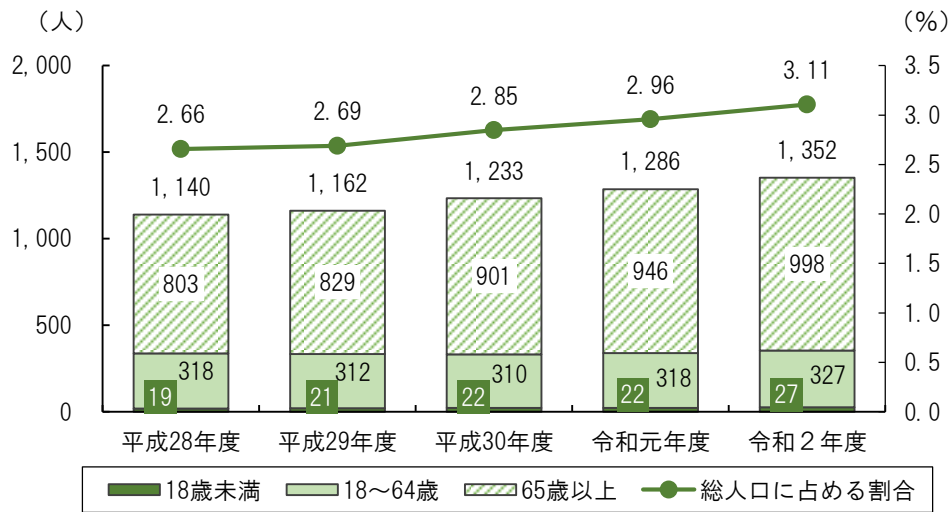


資料：行政資料集【福祉保険課】（各年度末現在）

在宅福祉総合センター（いずみの郷）の集会室延べ利用者数は、令和元年度までは有料での利用者数が増加傾向であり、無料での利用者数は年々減少が続いていましたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため休館や制限をした上での開館を行ったため、令和2年度は大幅に減少しています。また、研修室延べ利用者数は、有料での利用者数は増減を繰り返し、無料での利用者数は減少傾向にありましたが、同じく令和2年度はいずれも大幅減少となり、有料での利用者数は利用実績がありませんでした。

(6) 身体障害者手帳所持者の状況

【年齢別所持者数・割合の推移】

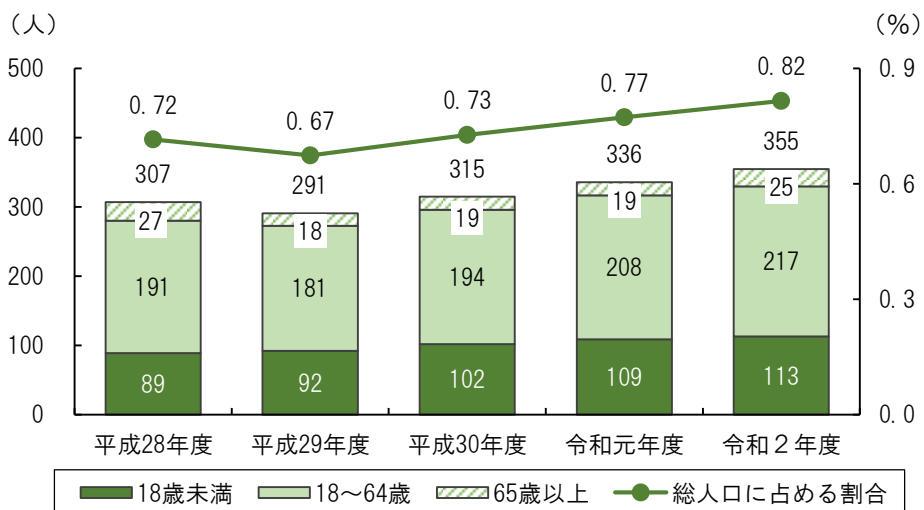


資料：福祉保険課（各年度末現在）

身体障害者手帳所持者数は増加の一途をたどり、令和2年度は1,352人と、総人口の3.11%を占めています。年齢別にみると、18歳未満や18~64歳に対し、65歳以上の増加幅が大きく、平成28年度と令和2年度を比較すると約200人増となっています。

(7) 療育手帳所持者の状況

【年齢別所持者数・割合の推移】

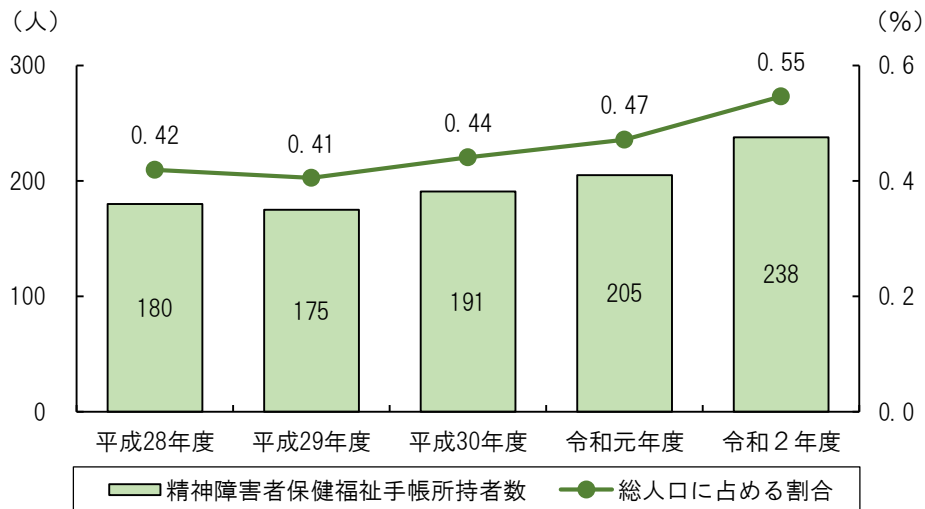


資料：福祉保険課（各年度末現在）

療育手帳所持者数は、平成29年度に一旦減少した後は増加傾向にあり、令和2年度は355人となっています。年齢別でみると、平成30年度以降は、いずれの年齢においても増加が続いています。

(8) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

【所持者数・割合の推移】

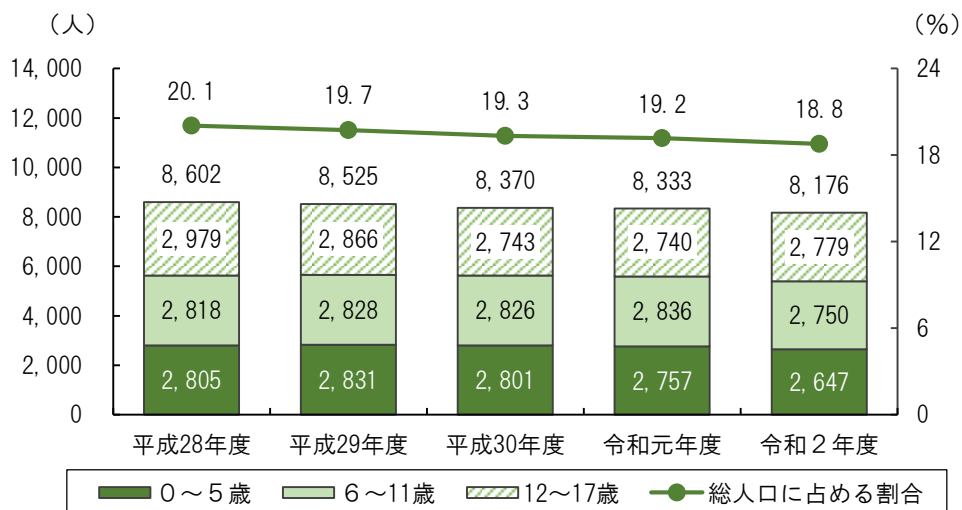


資料：福祉保険課（各年度末現在）

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、平成30年度までは200人未満で推移していましたが、令和2年度は238人まで増加しています。平成28年度と令和2年度を比較すると、約1.3倍の増加となっています。

(9) 子どもの状況

【年齢別児童数・割合の推移】

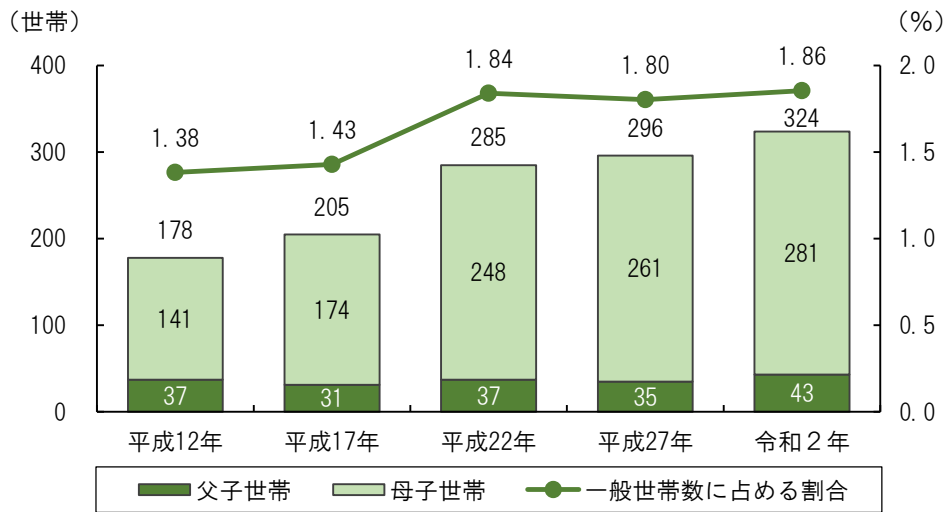


資料：住民基本台帳（各年度末現在）

児童（0～17歳）数は減少が続いており、総人口に占める割合も平成29年度以降は2割を下回っています。年齢別で見ると、いずれも令和2年度に0～5歳が110人減、6～11歳が86人減となっており、また12～17歳は平成30年度の123人減が目立っています。

(10) ひとり親世帯の状況

【ひとり親世帯数・割合の推移】

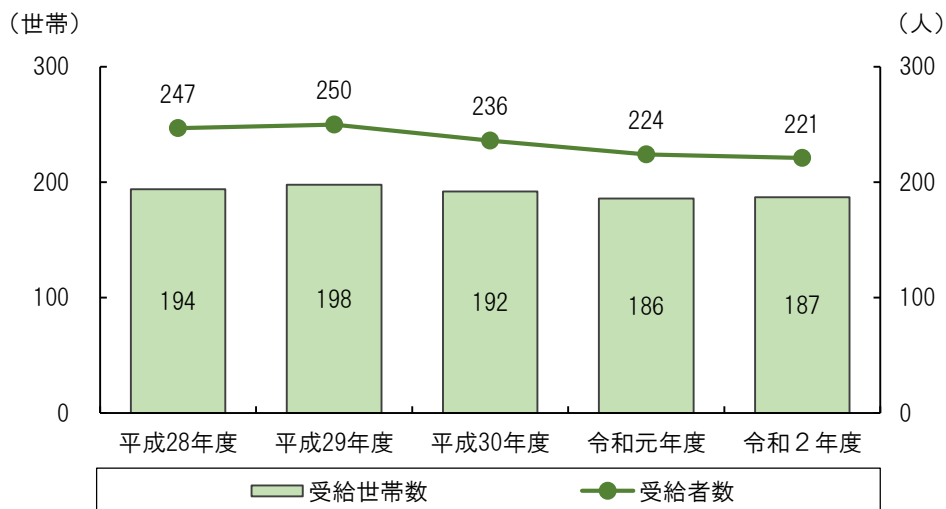


資料：国勢調査

ひとり親世帯数は、増加傾向にあり令和2年は324世帯となっています。内訳をみると、母子世帯は平成22年に大幅に増加したことで200世帯を超え、令和2年には281世帯となっています。父子世帯は平成27年まで35世帯前後のほぼ横ばいで推移してきましたが、令和2年には43世帯に増加しています。

(11) 生活保護受給の状況

【受給世帯数・受給者数の推移】



資料：福祉保険課（各年度末現在）

生活保護受給世帯数は、200世帯弱で推移しており、微減傾向にあります。受給者数においても、平成29年度の250人から緩やかに減少しており、令和2年度は221人となっています。

(12) ボランティア養成講座等の状況

【講座別参加者数の推移】

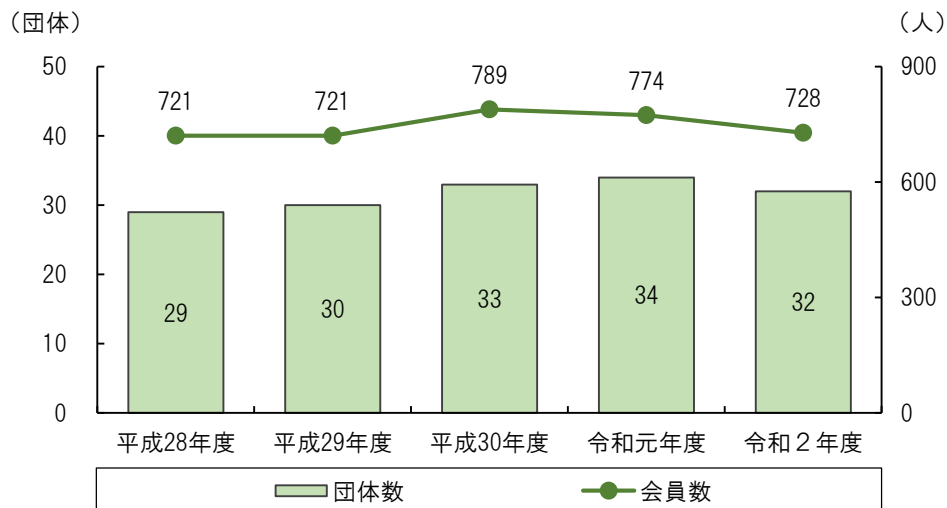
		平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度
外出支援サポーター 養成講座	参加者数(人)	実施なし	19	11	実施なし	実施なし
傾聴ボランティア 養成講座	参加者数(人)	48	実施なし	31	中止	実施なし

資料：社会福祉協議会事業報告書（各年度末現在）

地域での活動支援を行うための各種ボランティアの養成講座の参加者数は、平成30年度において外出支援サポーター養成講座が11人、傾聴ボランティア養成講座が31人となっています。令和元年度以降の実施はありません。

(13) ボランティア連絡会の状況

【加盟団体数・会員数の推移】



資料：社会福祉協議会事業報告書（各年度末現在）

ボランティア連絡会の加盟団体数は、30団体前後で推移しています。会員数は、平成30年度に68人増の789人となった後は減少が続き、令和2年度は728人となっています。

【ボランティア連絡会の状況】

ボランティア連絡会は、誰もが安心して生活できるまちづくりを基本目標にボランティア組織相互の連携と交流を行い、地域におけるボランティア活動の振興を図ることを目的として活動しています。会の活動目的に賛同し入会したボランティア団体及び個人ボランティアで組織され、各ボランティア団体より1名ずつ選任した理事によって運営されています。年4～5回理事会を開催し、相互の情報交換や資質向上に向けた研修会を開催しているほか、他市町のボランティア団体との交流機会を持つことで、日々のボランティア活動に役立てています。

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

誰もが住み慣れた地域で安心して幸せに暮らしていくために、地域福祉の推進は必要不可欠なものです。そのためには、本町を構成する住民一人ひとりが自分にできることを実践するとともに、社会福祉協議会、関係団体、民間団体、NPO・ボランティア団体などのさまざまな関係主体と行政とが連携・協働しながら互いに支え合うことが求められます。

令和3年3月に策定した「第5次長泉町総合計画」では、健康でいきいきと、住み慣れた地域で暮らし続けるために、住民の自主性や主体性を尊重するとともに、地域で支え合う体制を構築し、誰もが健康長寿で自分らしい人生を送ることができるまちづくりを目指して、健康福祉分野における目標を“いきいきとした暮らしを支える 優しい ながいずみ”としています。

本計画は、「第5次長泉町総合計画」を最上位計画とし、その他の健康福祉分野の計画や関連分野の計画と整合を図りながら連携して推進していく必要があります。このことを踏まえ、本計画においてもこの目標を継承し、“いきいきとした暮らしを支える 優しい ながいずみ”を基本理念とします。

〔基本理念〕

いきいきとした暮らしを支える
優しい ながいずみ

2 施策の方向

基本理念の実現に向けて、本計画では以下の4つの施策の方向に基づいて、取り組みを推進していきます。

施策の方向1 ひとりひとり

〈福祉の心を育てる〉

施策の方向2 地域

〈ともに支え合う地域づくり〉

施策の方向3 関係機関・体制

〈暮らしを支える包括的な体制づくり〉

施策の方向4 環境

〈安心・安全な環境整備〉

3 計画の構成（施策の体系）

基本理念

いきいきとした暮らしを支える 優しい ながいずみ

〔施策の方向1〕ひとりひとり
福祉の心を
育てる

- 1) 地域共生の意識を深める取り組みの推進
- 2) 福祉を担う人材の発掘・育成
- 3) 福祉に関する情報提供の充実

〔施策の方向2〕地域
ともに支え合う
地域づくり

- 1) とより近所で支え合う体制づくりの推進
- 2) 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化
- 3) 住民同士の連携による地域福祉の推進
- 4) 地域における交流・居場所づくりの推進

〔施策の方向3〕関係機関・体制
暮らしを支える
包括的な体制づくり

- 1) 多様化する生活状況に対する支援の充実
- 2) 総合的な相談体制の充実
- 3) 地域福祉を推進する社会福祉協議会の機能強化
- 4) より良質な福祉サービス提供の推進
- 5) 権利擁護の推進

〔施策の方向4〕環境
安心・安全な
環境整備

- 1) ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進
- 2) 防災・減災、感染症対策の推進
- 3) 防犯対策の推進

第4章 施策の展開

施策の方向1 ひとりひとり〈福祉の心を育てる〉

基本施策1 地域共生の意識を深める取り組みの推進

相互理解・共生の地域づくりを進めるためには、お互いの立場を理解し認め合い、支え合いの心を育み、地域福祉への関心を高めることが重要です。そのため、異なる立場の方との交流機会や、福祉教育の機会が身近な地域で得られるよう、地域での体験や学習の場を増やし、周知していくことが必要です。日ごろから身近な地域での関わりを通じて、住民の間に「何か困りごとがあるのではないか」といった“気づき”や、支援につながるよう、福祉教育・学習を推進することで、地域や福祉を「我が事」に変える意識づくりに取り組み、福祉への理解や意識の醸成に努めます。

また、学校において福祉教育を進めることにより、子どもの頃から地域福祉への関心を高めていくとともに、将来の地域福祉活動主体を担う人材育成につながることを期待できます。幼少期から学校及び地域で行う福祉教育を、高齢期になっても学び、助け合いの意識を高めていけるよう、福祉教育の環境を整備・改善するとともに、福祉教育の重要性や有効性を周知し、研修や講座への参加促進に取り組んでいきます。

【主な取り組み】

～住民・地域の役割～

- ▶ 町や社会福祉協議会が実施する、福祉に関する講座や研修会、イベントなどに積極的に参加しましょう。
- ▶ 地域において周りの人とコミュニケーションをとり、身近な生活課題について一緒に考えましょう。
- ▶ 福祉活動に従事する関係者や高齢者、障がいのある人等は、福祉教育の講師や協力員として参加しましょう。
- ▶ 障がいのある人や高齢者、ひとり親家庭など、さまざまな人がいることを理解し、互いに認め合う心を持ちましょう。

～ 以下の取り組み一覧における「実施主体」の範囲 ～

行政：町、国・県など

社協：社会福祉協議会

法人：社会福祉協議会を除く社会福祉法人など

民間：当事者、本人、家族、自治会、ボランティア組織・区公民館、地元企業、

郵便局・銀行・各種店舗など

～各機関の主な取り組み～

主要項目	取り組み内容	実施主体
各種講座や 研修会等の実施	町や社会福祉協議会が実施する、福祉に関する出前講座や説明会・研修会などについて周知するとともに、関係者等をはじめとする住民の参加を促進します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
学校における 福祉教育の推進	幼児教育や学校教育において福祉施設訪問やボランティア活動体験、中学生体験学習などの体験型福祉学習の機会を設けることで、子どもの頃からの福祉意識の高揚を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	町内の小・中学校及び高等学校と地域の連携・協働のもと、福祉に関する情報提供や職業講話の実施、活動内容の企画支援等を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
講座等の開催による 福祉教育の推進	福祉教育についての内容を扱った「ふれあい出前講座」等の福祉に関する講座を開催し、福祉に関する理解を促進します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
効果的な啓発活動 ・福祉イベントの 充実	住民の福祉に対する理解と参加を促進するため、「広報ながいずみ」やホームページ、ケーブルテレビなどの多様な手段を通して周知を図ることで、多様性を理解し、互いに認め合い尊重し合う「福祉のこころ」の醸成を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	「福祉健康まつり」をはじめとする各種イベントにおける、福祉に関係するコーナーの設置やプログラムの実施等によって、福祉に関する内容に触れる機会の創出を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	住民同士の交流を促進するイベント等を開催するとともに、各行事等の見直しと、新規参加者の増加に向けた検討を進めます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	福祉イベントをはじめとする町内で開催されるイベントについて、外国人や障がいのある人等にとっても参加しやすいものとなるよう、実施環境や実施プログラムについて検討していきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間

主要項目	取り組み内容	実施主体
地域における福祉学習への支援	各地域で福祉に関する理解が深まるよう、地域で実施する福祉について話し合う場である福祉懇談会が各地域で開催される際に、福祉に関する資料や物品等の貸し出しを行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
福祉関係団体等が行う福祉教育への支援	福祉関係団体等が福祉教育に参画できるよう、情報提供等により支援します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
人権教育の推進 【新規】	他人を思いやり尊重する心の育成を図り、その理念を普及するため、関係機関と連携し、人権教育に取り組みます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	障がい者差別のない社会の実現に向けて、「障害者差別解消法」等の関係法や障がい者福祉についての普及・啓発を推進します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間

【社会福祉協議会の主な取り組み】

福祉教育実践校事業

- 児童生徒の福祉への理解と関心を高めるため、町内の小・中学校及び高等学校を「福祉教育実践校」として指定し、活動費の助成や情報提供、福祉団体や地域活動実践者を講師とした講座等を行います。

小地域福祉活動推進事業

- 各地域で福祉に関する理解が深まるよう、福祉に関する講話などを行います。

福祉健康まつり開催事業

- 福祉・健康・介護に関する事業の啓発に加え、福祉会館や在宅福祉総合センター等の町内施設の紹介等を行う「福祉健康まつり」を年1回開催し、住民の地域ぐるみの福祉意識の高揚、健康づくりの推進と介護保険制度の普及促進を図ります。

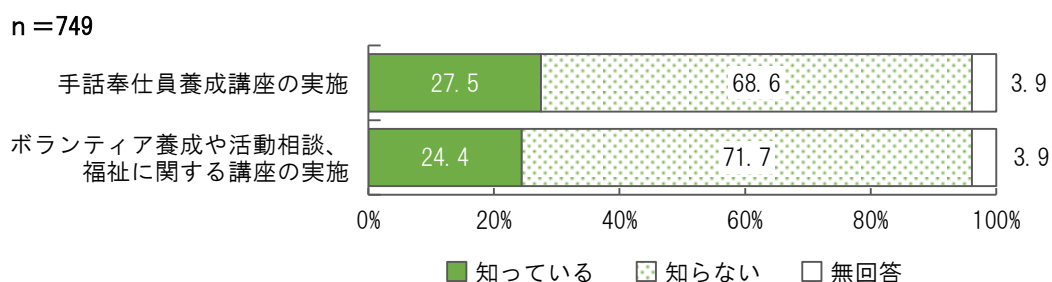
基本施策2 福祉を担う人材の発掘・育成

地域の福祉を支えるためには、担い手となる人材の育成が大きな課題となっています。少子高齢化により、担い手の数も減少していくことは避けられず、また人員の固定化による負担の増加も問題となっています。限られた人的資源の中にあっても、担い手を確保していくためには、今の若い世代に地域福祉に対する問題意識を根付かせ、関心を持ってもらうことが大切です。

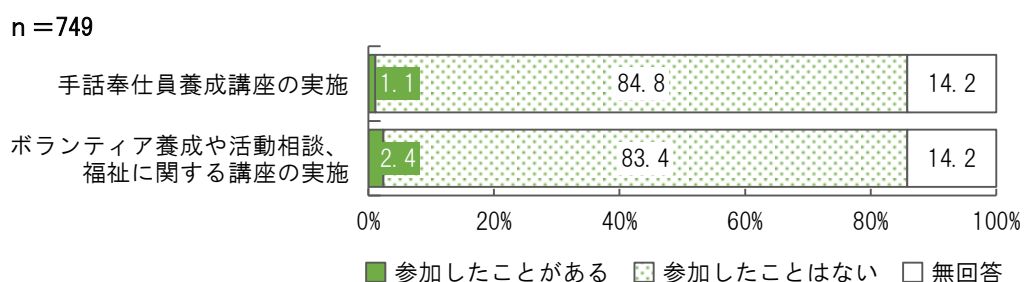
住民アンケート調査の結果によると、社会福祉協議会が行う事業のうち、「手話奉仕員養成講座の実施」と「ボランティア養成や活動相談、福祉に関する講座の実施」の認知度はいずれも25%前後で、約4人に1人は知っていることとなりますが、参加状況は1~2%程度にとどまっています。また、人材育成については、ゲートキーパー（自殺のサインに気づき、適切な対応を図ることができる人）の養成講座も実施していますが、ゲートキーパーを「知らなかった」と回答した人は8割にもものぼります。さらに、地域福祉活動者アンケート調査の結果では、活動を行う上で困っていることとして、「メンバーの高齢化」「新しいメンバーが入らない」がそれぞれ半数以上を占めており、支え合う地域づくりの推進に必要なこととしても、「活動の担い手の育成」が約6割と最も多くなっています。

地域福祉の推進を担う人材を発掘・育成していくためにも、誰もが参加しやすい活動を展開し、参加者のすそ野を広げることで、地域の抱える課題を知ってもらい、身近な福祉活動の参加へ導けるような取り組みを進めていきます。

【社会福祉協議会が行う事業の認知状況（一部抜粋）】



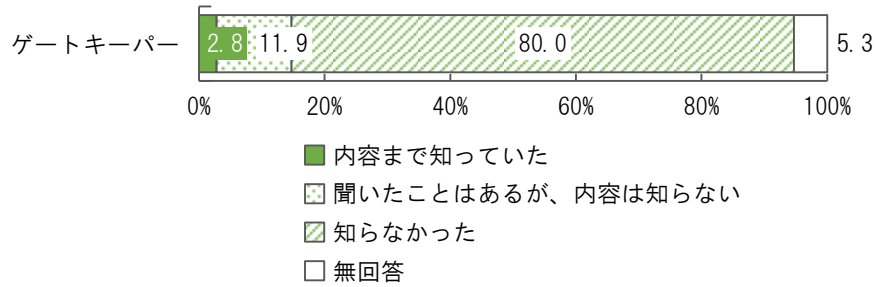
【社会福祉協議会が行う事業の参加状況（一部抜粋）】



資料：令和3年度「長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」
※調査概要は4ページを参照（以下同）

【自殺対策に関する公的制度・サービスの認知状況（一部抜粋）】

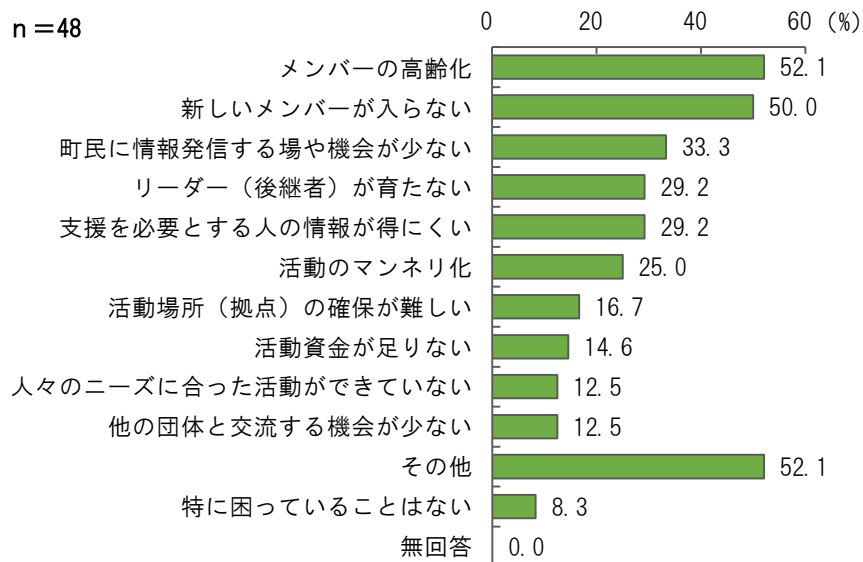
n = 749



資料：令和3年度「長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」

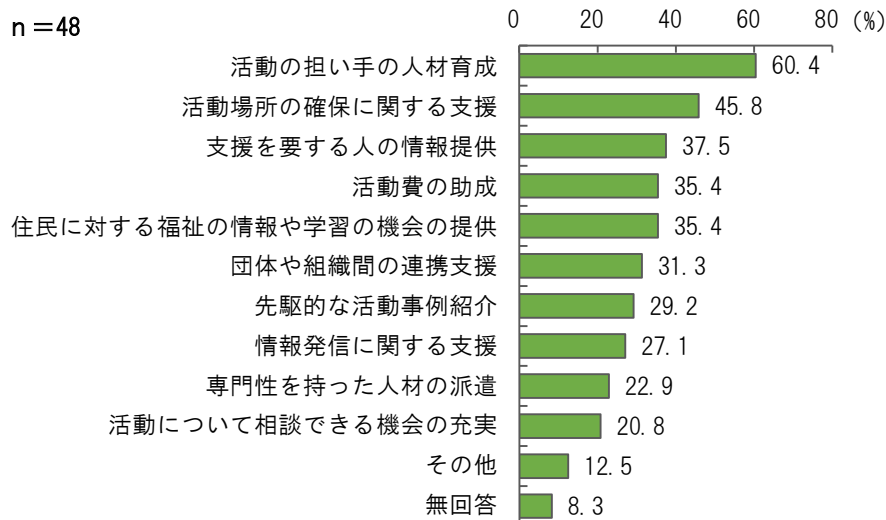
【活動を行う上で困っていること】（複数回答可）

n = 48



資料：令和3年度「地域福祉活動計画策定に伴う関係団体意向把握のための調査」
（地域福祉活動者を対象とした調査）
※調査概要は5ページを参照（以下同）

【「支え合う地域づくり」を推進していくために必要だと思われること】(複数回答可)



資料：令和3年度「地域福祉活動計画策定に伴う関係団体意向把握のための調査」
(地域福祉活動者を対象とした調査)

【主な取り組み】

～住民・地域の役割～

- 自分の経験や能力を活かして、積極的に福祉活動やボランティア活動に参加し、生活の一部に取り入れてみましょう。
- ボランティア団体や福祉関係団体は、自身の活動内容について積極的に情報を発信しましょう。
- 傾聴ボランティアや外出支援サポーター、認知症サポーター、ゲートキーパーなど各種養成講座を受講した人は、地域の福祉活動を積極的に支援しましょう。

～各機関の主な取り組み～

主要項目	取り組み内容	実施主体
福祉関係団体における会員募集に向けた取り組みの推進	シニアクラブやサロン活動、各種ボランティア組織、シルバー人材センター等についての情報発信を通して、加入促進を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
ボランティアや福祉人材等の育成	各種ボランティア活動に関するポスターやパンフレット等の作成・掲示・配布等を通して、福祉を担う人材の発掘・育成を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
	行政・社会福祉協議会・関係機関等との連携のもと、幅広い分野の人材を育成するボランティア育成プログラムを整備します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
	ボランティア養成講座の開催を通して、ボランティア活動に取り組むきっかけづくりや多様な福祉の担い手の養成を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
傾聴ボランティアの育成	高齢者のこころのケアと生活の支援を推進するため、高齢者を見守る役割を担う「傾聴ボランティア」の養成講座を実施します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
外出支援サポーターの育成	高齢者の移動支援を図るため、「外出支援サポーター」の養成講座を実施します。	<input type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
認知症サポーターの育成	認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を見守り支援する「認知症サポーター」の養成講座を、キャラバン・メイトと協力しながら地域や企業、小学校等において実施します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
	認知症サポーター養成講座修了者が、さらに学びを深め、地域で活躍できる人材となるよう、認知症サポーターステップアップ講座（チームオレンジ養成講座）を実施します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
ゲートキーパーの養成	かかりつけの医師をはじめ、教職員や保健師、看護師、ケアマネジャー、民生委員・児童委員、各種相談対応業務従事者等、関連するあらゆる分野の人材を対象に、周囲の人の悩みに気づき、話を聴き、適切な対応をとることのできる人材である「ゲートキーパー」の養成講座について、受講を勧奨します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間

【社会福祉協議会の主な取り組み】

地域の福祉活動に関する情報発信

- ボランティア活動等、地域の福祉活動について「社協だより」やホームページで周知し、新たな人材の発掘や活動周知に努めます。

ボランティア養成講座の開催

- ボランティア活動を始めるきっかけづくりや「ふくし」への関心の向上を図るため、ボランティア養成講座を開催します。

町内社会福祉法人連携ネットワーク「ながいずみーる」での情報発信

- 福祉を担う人材の発掘を図るため、町内の社会福祉法人と連携して、福祉の魅力についての情報発信を行います。

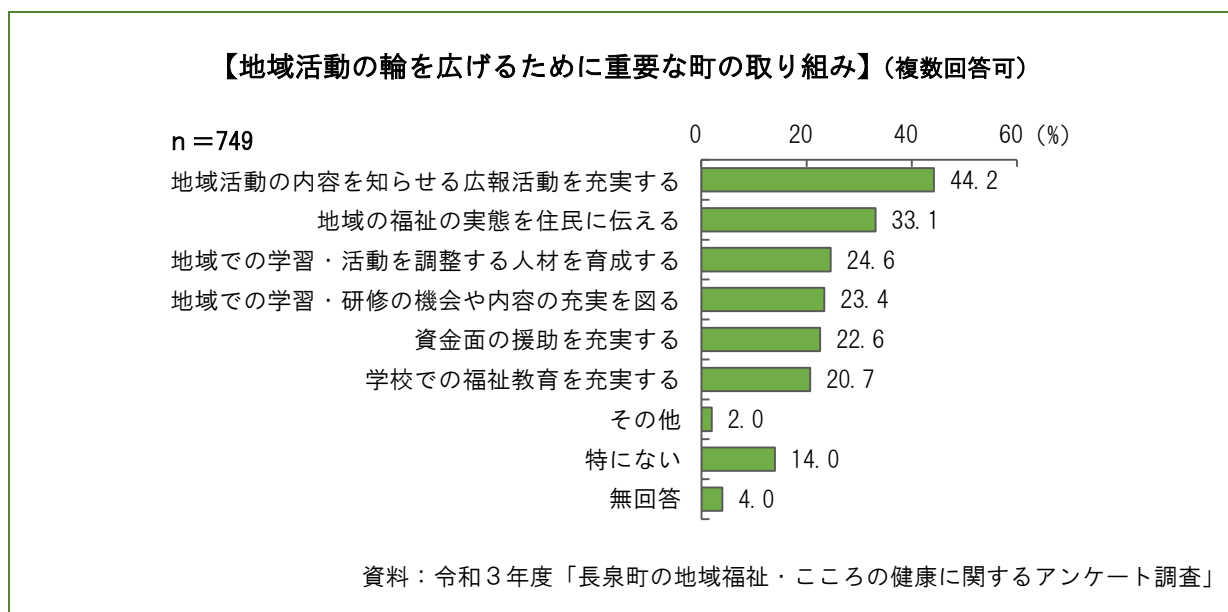
社会福祉実習生の受け入れの推進

- 社会福祉士受験資格の取得及び社会福祉主事任用資格等の取得を主な目的として、社会福祉実習生の受け入れを行い、専門職教育の実習の場としての指導を行います。

基本施策3 福祉に関する情報提供の充実

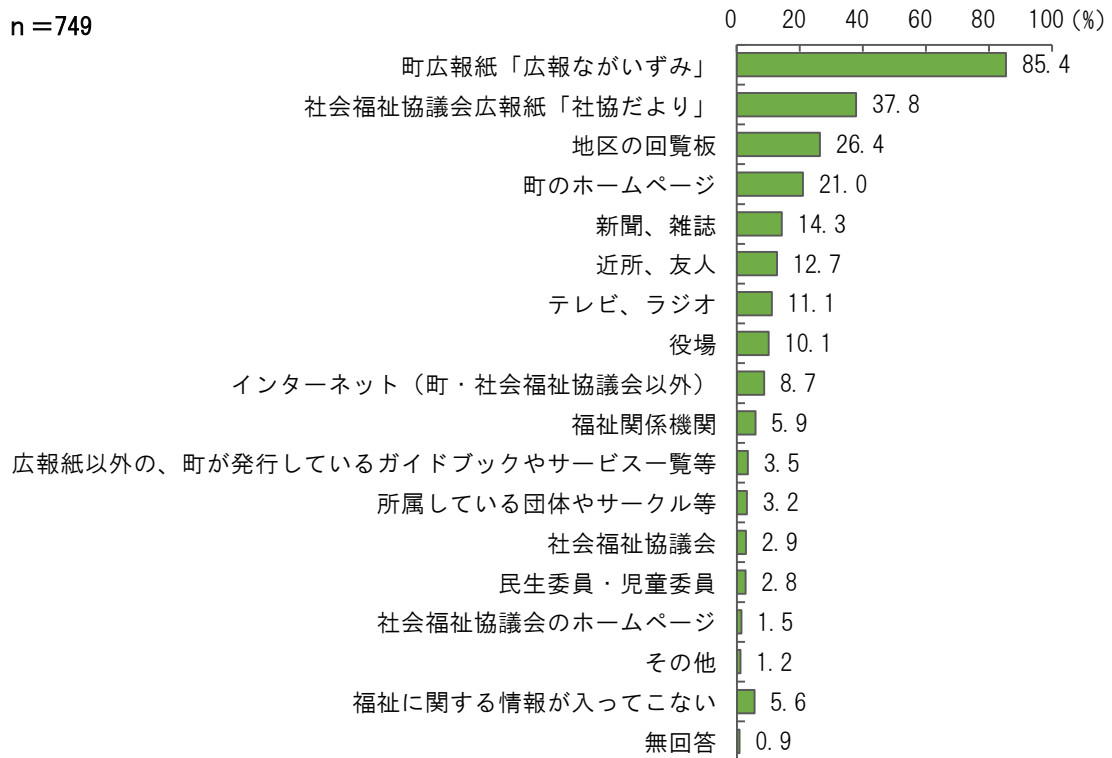
人々の生活に直結するさまざまな制度改正等により、行政から住民にお知らせする情報は増加傾向にあります。情報を一方的に“流す”だけでは、確実に届いているとはいえません。高齢者や視力・聴力に障がいのある人のことを考えた場合、文字の大きさや読みやすさへの配慮、音声・点字・手話などによる多様な手法を用いた情報の伝達に加え、民生委員・児童委員や地域住民等によるきめ細かな情報提供の体制づくりが必要となっています。

住民アンケート調査の結果によると、地域活動の輪を広げるために重要な町の取り組みとして、「地域活動の内容を知らせる広報活動を充実する」が4割以上と最も多く挙がっています。また、福祉に関する情報源の上位2つに、「町広報紙『広報ながいずみ』」(85.4%)、「社会福祉協議会広報紙『社協だより』」(37.8%)が挙げられており、町や社会福祉協議会の広報紙が重要な役割を担っていることがうかがえるものの、若年層に限ると、その割合は比較的少なくなっています。紙媒体だけでなく、ホームページやSNS等を活用し、若者から高齢者まで、情報を求めるすべての人に、直ちに必要な情報が行き届くように引き続き取り組んでいきます。



【福祉に関する情報源】（複数回答可）

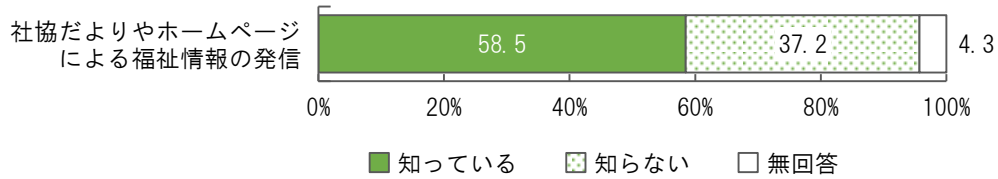
n = 749



資料：令和3年度「長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」

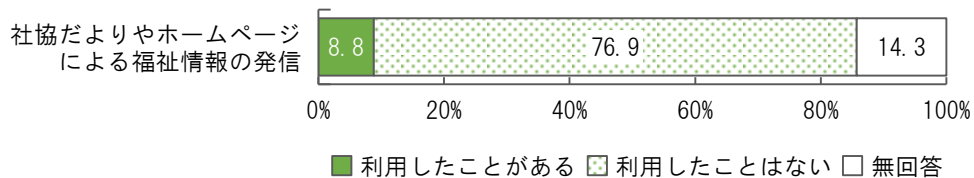
【社会福祉協議会が行う事業の認知状況（一部抜粋）】

n = 749



【社会福祉協議会が行う事業の利用状況（一部抜粋）】

n = 749



資料：令和3年度「長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」

【主な取り組み】

～住民・地域の役割～

- ▶ 「広報ながいすみ」や「社協だより」、町や社会福祉協議会のホームページなどについて目を通し、行政が発信する情報に関心を持ちましょう。
- ▶ 地域生活において役に立つ情報を得たら、積極的に周囲に発信し、情報共有を心がけましょう。
- ▶ 情報の入手が困難な環境の人と積極的にコミュニケーションをとり、必要な情報が得られるよう支援しましょう。
- ▶ 地域で開催される地区懇談会（タウンミーティング）やワークショップ、研修会に積極的に参加しましょう。

～各機関の主な取り組み～

主要項目	取り組み内容	実施主体
福祉情報発信力の強化	「社協だより」やホームページ、「福祉健康まつり」をはじめとする各種イベント等を通じて、町内の福祉活動における理解と積極的な参加を促進します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
啓発活動の推進	ホームページに掲載される福祉情報を定期的に更新することで、各養成講座の開催や関係組織についての情報、社会福祉協議会による活動など、必要な情報にアクセスできるようにしていきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
社会福祉協議会における情報提供機能の充実	「社協だより」やホームページの内容の充実に努め、わかりやすく的確な情報提供に努めます。また情報提供については、町との役割分担のもとで実施していきます。	<input type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
対話型情報提供の推進	福祉懇談会等の開催や小地域福祉活動推進事業等を通じて、対話型情報提供に取り組みます。	<input type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
自治会や民生委員・児童委員、福祉関係機関等を通じた情報提供の充実	自治会や民生委員・児童委員、福祉関係機関等への情報提供を充実させ、地域での情報提供活動を支援します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	まちづくりを推進するため、住民の要請に応じて「ふれあい出前講座」を実施し、町職員が講師として地域に出向き、行政の取り組み状況等について説明することで、町政に関する理解が深まるようにしていきます。また、講座内容については、住民からのニーズを踏まえながら検討していきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	地域に向けた情報提供を推進するため、地域懇談会（タウンミーティング）やワークショップ、専門職による研修会・教室等を開催します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間

主要項目	取り組み内容	実施主体
個人情報保護に配慮した情報公開の推進	個人情報保護制度及び情報公開制度の適切な運用に努めるとともに、説明責任の徹底を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	福祉情報の提供において、個人情報の保護に配慮するよう、庁舎内の相談窓口及び関係機関に指導・啓発を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
情報のユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進	住民の利便性を向上させる行政サービスの電子化（電子申請等）の導入を推進します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	高齢者や障がいのある人などインターネット等に触れる機会が少なかったり、身体的に困難など情報の入手が不利な環境の人にも必要な情報が入手できるよう、手話通訳者の派遣やホームページの閲覧支援、要約筆記、音訳・点訳等を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間

【社会福祉協議会の主な取り組み】

「社協だより」発行事業

- 町内の福祉やボランティア、福祉関係団体等が行っている活動等について情報提供を行うため、広報紙「社協だより」を年5回発行します。

ホームページ運営事業

- 社会福祉協議会の活動及び活動方針、開催するイベント等について広く周知するため、社会福祉協議会単独のホームページを運営し、インターネット上での情報公開を行います。
- よりタイムリーな情報提供を図るため、SNSを活用した情報発信についても検討していきます。

視覚障がい者情報提供事業

- 目の不自由な方へ町や社会福祉協議会が発行する「社協だより」等の情報を伝えるため、ボランティアとの協力による音声訳や点訳等の支援を行います。

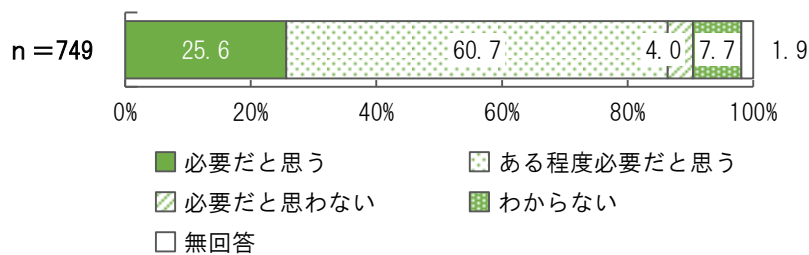
施策の方向2 地域くともに支え合う地域づくり

基本施策1 となり近所で支え合う体制づくりの推進

近所付き合いや地域活動を通じた交流が、地域における福祉活動を推進していく上で大切になってきます。「向こう三軒両隣」の認識のもと、隣近所で声をかけ合うことができるならば、安心・安全の住みやすさにつながり、そのような身近な地域で助け合えることこそが温もりのある地域福祉の第一歩です。

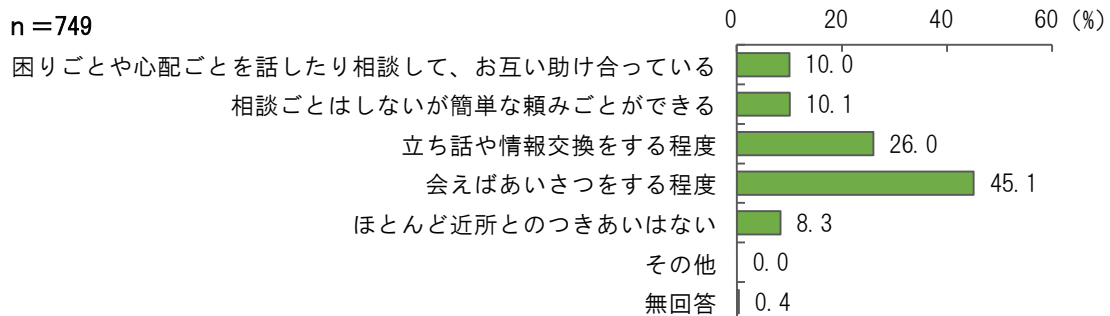
住民アンケート調査の結果によると、住民相互の協力関係については、その必要性を感じつつも、一定の距離を保ちながらの付き合い方を望む傾向にあります。実際に、地域で生活する中での困りごとや心配なこととして、約3割の人が「近所住民同士の関わり合いが減ってきている」と回答しています。地域の子どもや子育て家庭、高齢者や障がいのある人など支援や見守りが必要な人たちとも“顔の見える関係づくり”を進めていくためには、自治会などを通じて、地域の人と人のつながりを深めることが必要です。自治会は有事の際にも大きな力を発揮し、地域に不可欠な組織です。自治会の地域活動への支援を図り、引き続き自治会への加入促進にも取り組んでいきます。

【「地域」の中で起こる問題に対する住民相互の協力関係の必要性】



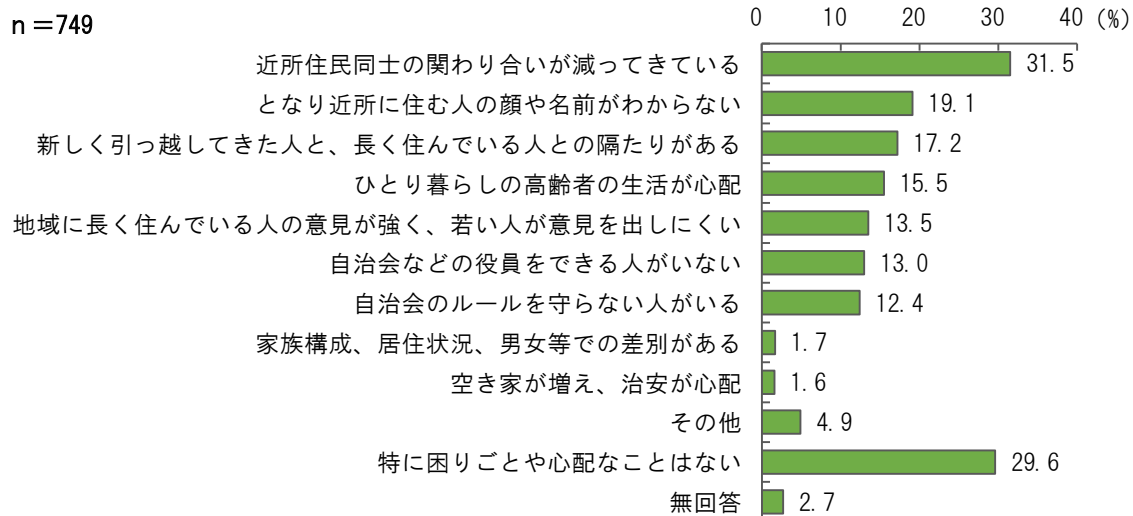
資料：令和3年度「長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」

【近所の方との関係】



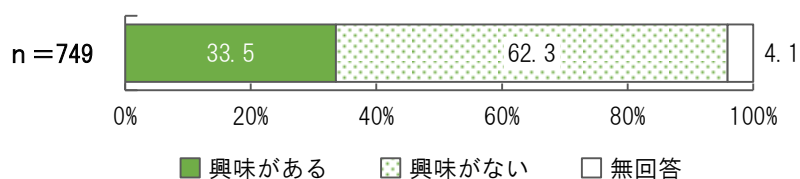
資料：令和3年度「長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」

【地域で生活する中での困りごとや心配なこと】（複数回答可）



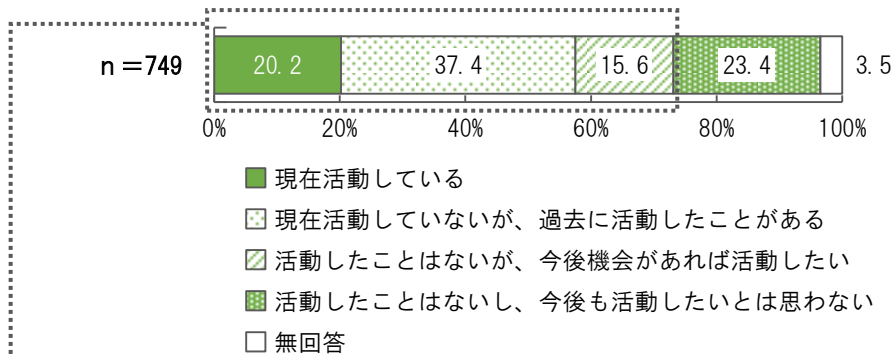
資料：令和3年度「長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」

【地域活動（自治会活動など）の興味の有無】

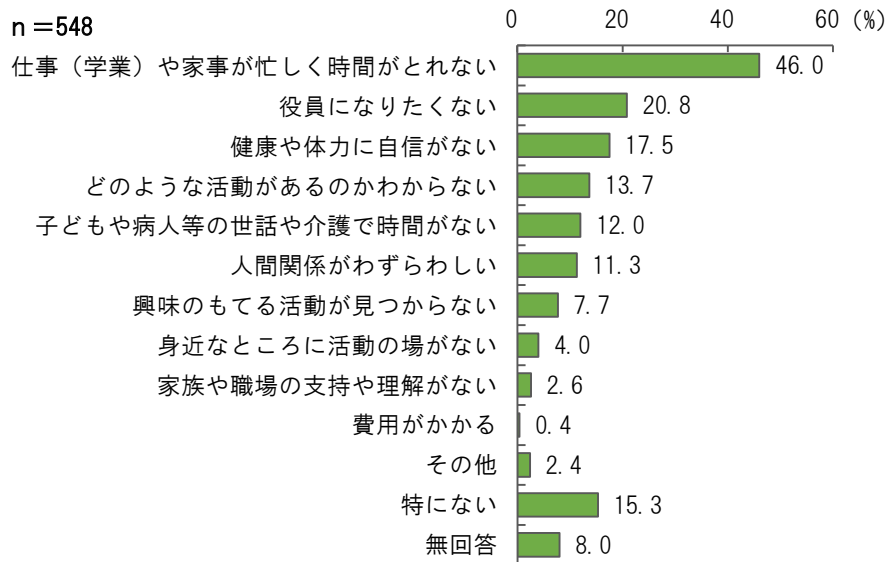


資料：令和3年度「長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」

【自治会活動など何らかの組織的な地域活動状況】



【地域活動に参加する上で支障になること】(複数回答可)



資料：令和3年度「長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」

【主な取り組み】

～住民・地域の役割～

- ▶ 自治会に加入しましょう。
- ▶ 町内に転入してきた人がいたら、町に情報提供をするとともに自治会加入や地域のイベント等への参加を呼びかけましょう。
- ▶ 近所の人同士で、日常的なあいさつや声かけを実践し、自然に手助けできるようにしましょう。
- ▶ 日ごろから家庭や近所でコミュニケーションをとり、地域でも相談できる相手を作るようにしましょう。

～各機関の主な取り組み～

主要項目	取り組み内容	実施主体
自治会加入の促進	転入届の受理に際して、自治会への加入について呼びかけます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	自治会活動への理解と加入の促進を図るため、転入してきた人に「長泉町暮らしの便利帳」を配布します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
地域における見守り活動の推進	地域住民同士の見守りや声かけを促進し、支援を必要とする人に自然と手助けをすることのできる環境の構築を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
	地区懇談会(タウンミーティング)等の開催を通して、地域について住民同士で話し合う機会を創出します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
自治会活動の推進・支援	「広報ながいずみ」やホームページにおいて自治会活動について紹介するとともに、災害時等における自治会加入の重要性について周知・啓発します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
在宅福祉サービスの推進	高齢者の地域での生活を支援するため、ひとり暮らし高齢者等を対象とした見守り事業や配食サービス事業等の在宅福祉サービスの充実を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間

【社会福祉協議会の主な取り組み】

小地域福祉活動推進事業【再掲】

- いざというときにお互いが支え合う体制づくりのため、一番身近な区において、日ごろからあいさつなどの「声かけ」などを実践し、誰もが安心して暮らすことのできる住みよいまちづくりを目標として推進していきます。

基本施策2 地域福祉活動・ボランティア活動の活性化

ボランティアなどの住民団体が、活発に社会活動に貢献する時代となっています。住民のニーズが多様化している中で、さまざまな福祉サービスの提供について、これまでのように行政だけが担うのではなく、地域住民・事業者・行政がそれぞれの立場で、役割を分担して地域社会を支えていくことが強く求められています。

地域福祉活動者アンケート調査の結果によると、住民が気軽に活動に参加してもらうことについて、肯定的な意見が半数を占めています。また、住民アンケート調査では、ボランティア活動について「興味がある」と回答した人は45.8%を占め、また幅広い年代で高い参加意欲があることがわかりました。しかしながら、ボランティア活動や助け合い活動について「活動したことがない」と回答した人は7割近くいるのが実態です。このことから、ボランティア活動をしてみたいと思う人が気軽に参加でき、活動しやすい環境づくりが重要といえます。

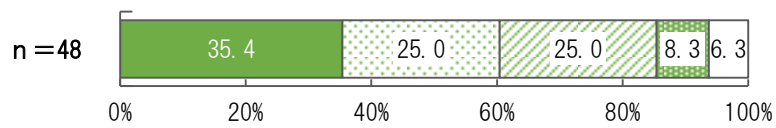
今後は、まちづくり、さらには災害支援という観点からも、幅広い分野のボランティア活動の推進が必要なことから、より一層ボランティアセンター機能の強化を図っていきます。

ボランティアセンターの機能とは

住民によるボランティア活動への参加を広く呼びかけるとともに、その活動を推進していくため、ボランティアセンターではさまざまな支援機能を担っています。

1. ボランティア活動に関する相談
2. ボランティアの養成・研修
3. ボランティア活動の登録・斡旋・援助
4. ボランティアニーズへの対応、需給調整
5. 広報・啓発・情報発信

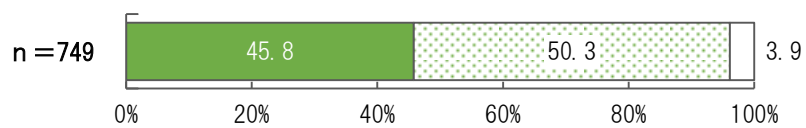
【住民の方が一度でも、気軽に活動に参加してもらいたいと考えるか】



- 既存メンバーでの活動しか行えないため、そのような形は難しい
- ▣ 活動の内容によっては、単発で参加してもらっても良い
- ▤ 単発で良いので、参加してもらえると助かる
- ▥ その他
- 無回答

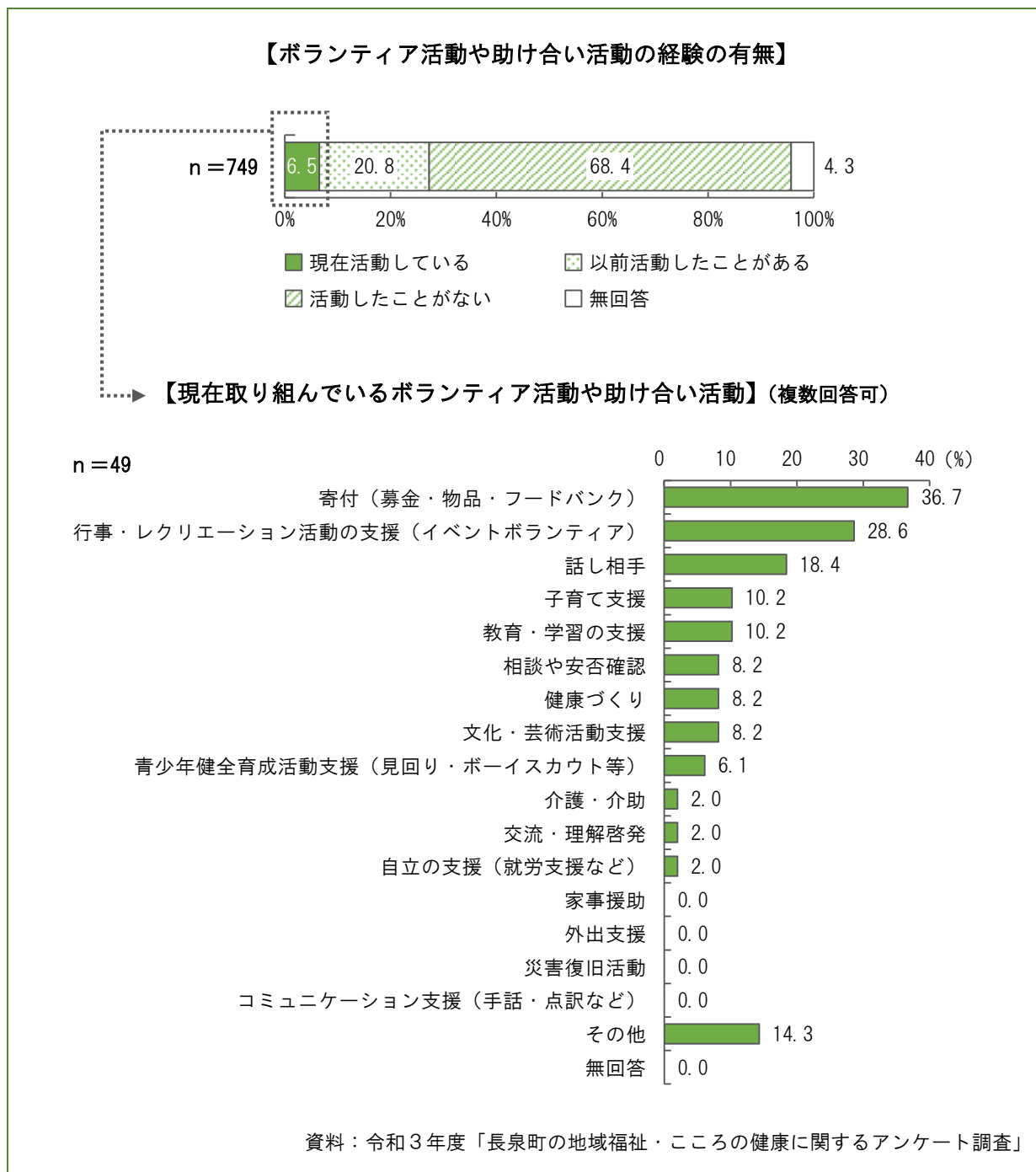
資料：令和3年度「地域福祉活動計画策定に伴う関係団体意向把握のための調査」
(地域福祉活動者を対象とした調査)

【ボランティア活動の興味の有無】



- 興味がある
- ▣ 興味がない
- 無回答

資料：令和3年度「長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」



【主な取り組み】

～住民・地域の役割～

- 地域で行う清掃活動や自主防災活動、子ども会・PTA活動、イベントなどに積極的に参加するとともに、周囲の人に参加を呼びかけましょう。
- 世代間交流や、高齢者・障がいのある人も参加しやすい地域活動を実践しましょう。
- 傾聴ボランティアや外出支援サポーター、認知症サポーター、ゲートキーパーなど各種養成講座を受講した人は、地域の福祉活動を積極的に支援しましょう。【再掲】

～各機関の主な取り組み～

主要項目	取り組み内容	実施主体
効果的な啓発活動 ・福祉イベントの 充実【再掲】	住民の福祉に対する理解と参加を促進するため、「広報ながいずみ」やホームページ、ケーブルテレビなどの多様な手段を通して周知を図ることで、多様性を理解し、互いに認め合い尊重し合う「福祉のこころ」の醸成を図ります。【再掲】	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	「福祉健康まつり」をはじめとする各種イベントにおける、福祉に関係するコーナーの設置やプログラムの実施等によって、福祉に関する内容に触れる機会の創出を図ります。【再掲】	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	住民同士の交流を促進するイベント等を開催するとともに、各行事等の見直しと、新規参加者の増加に向けた検討を進めます。【再掲】	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	福祉イベントをはじめとする町内で開催されるイベントについて、外国人や障がいのある人等にとっても参加しやすいものとなるよう、実施環境や実施プログラムについて検討していきます。【再掲】	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
高齢者や障がいのある人との交流 活動への支援	高齢者や障がいのある人と町内の小・中学生の交流等の福祉教育の機会の提供を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	地域における世代間交流の機会の提供を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	障がいのある人のコミュニケーションを支援する手話奉仕員の養成等を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
行事やイベントへのボランティア参加機会の充実	町内で活動するボランティアの参加機会となる福祉健康まつりや長泉わくわく祭り、さくらフェスタ、産業祭等の町内で開催するイベントや事業において、ボランティアの募集と参加を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
地域活動・ボランティア活動に関する啓発活動の推進	地域で実施されている活動やボランティア団体等による活動について理解が深まるとともに新たな参加につながるよう、「広報ながいずみ」や「社協だより」、ホームページ等のさまざまな媒体を通じて周知していきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
ボランティアセンター機能の強化	ボランティア団体による活動の紹介や、ボランティア活動保険の充実等を通して、ボランティア活動を行う団体の活動を支援します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
ボランティア連絡会の活動支援	長泉町ボランティア連絡会加盟団体を対象に、研修を行うとともに、加盟団体同士の交流機会の提供等に取り組みます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間

主要項目	取り組み内容	実施主体
NPO活動への支援	NPO活動に関する情報提供や相談対応、NPO法人化への支援などの、活動を支援する体制の整備についての検討を進めます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	NPO活動に関する相談内容に応じて、ふじのくにNPO活動センターや東部および西部地域支援プラザ、しずおかNPOの森（NPO情報ポータル）などのNPO活動に関係する機関等についての情報提供を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
福祉ニーズの把握に向けた取り組み 【新規】	地域における生活課題や、地域活動を行う上での課題、福祉に対する要望を吸い上げる仕組みについて、検討していきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間

【社会福祉協議会の主な取り組み】

ボランティア情報提供事業

- ボランティア活動への参加促進を図るため、「社協だより」やホームページ等を通じた広報・啓発を行います。

ボランティア活動支援事業

- ボランティア保険へ加入事務の手続きなどを行います。

ボランティア相談事業

- ボランティア入門や活動上の相談、支援の依頼等相談及び需要調整を行います。

社会福祉関係事業所との連携及び情報共有体制の確保

- より効果的な事業運営等を推進するため、福祉施設をはじめとする社会福祉関係機関等との連携や連絡調整に努めます。

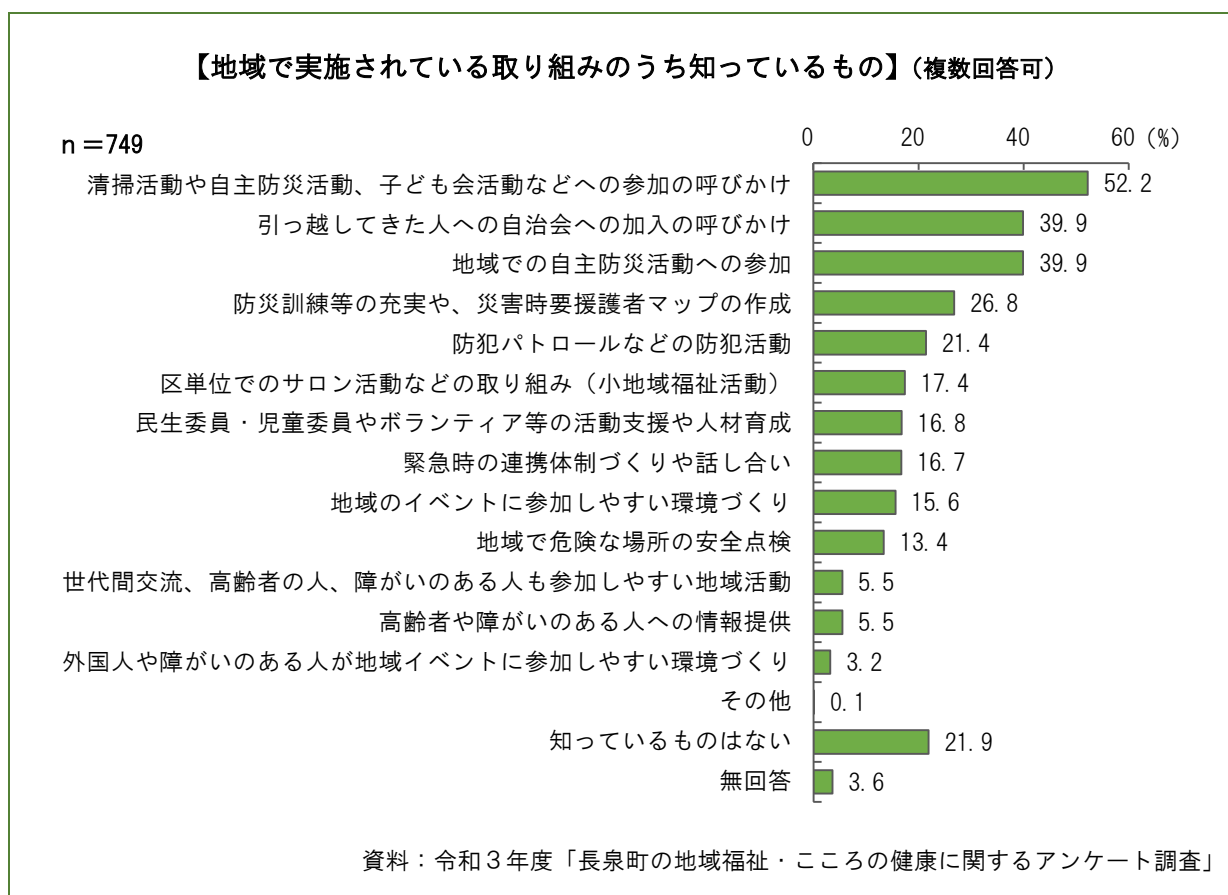
調査研究活動事業

- 在宅福祉サービスの充実や地域福祉の推進を図るため、社会福祉協議会で実施している事業に関するニーズ調査等の実施を通じて、住民の福祉に対する要望や意見の把握を行い、活動や事業運営に反映していきます。

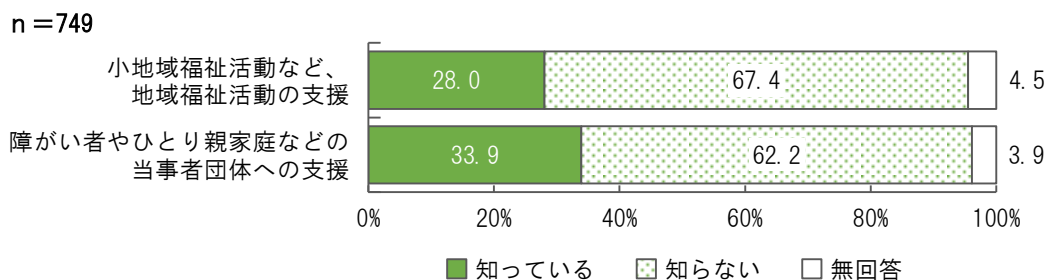
基本施策3 住民同士の連携による地域福祉の推進

地域では、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、NPO法人、高齢者・障がい者等の当事者組織等、さまざまな人や団体がそれぞれの専門性や強みを活かした活動を行っています。そして、今や地域福祉の推進においては欠かすことのできない存在となっています。地域の生活課題を解決する力を育み、地域の活力を維持していくためには、それら多様な主体による共助の取り組みを進めていく必要があります。

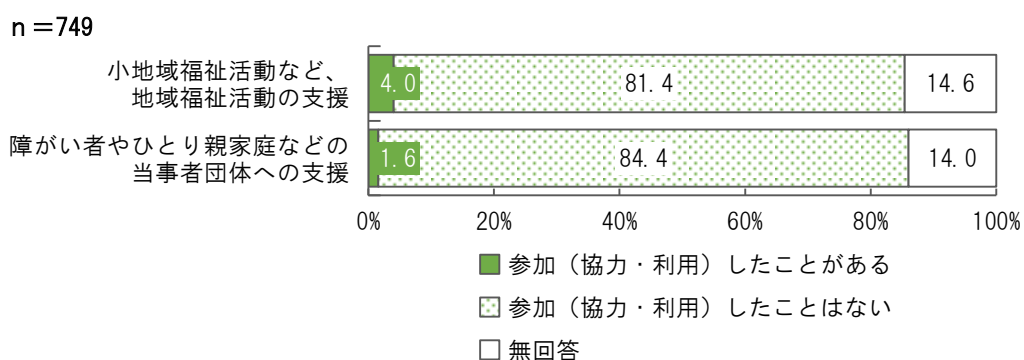
住民アンケート調査の結果によると、地域で実施されている取り組みのうち、「区単位でのサロン活動などの取り組み（小地域福祉活動）」及び「民生委員・児童委員やボランティア等の活動支援や人材育成」の認知度は2割未満にとどまっています。また、社会福祉協議会が行う事業のうち、「小地域福祉活動など、地域福祉活動の支援」と「障がい者やひとり親家庭などの当事者団体への支援」の認知度はいずれも3割前後で、参加（協力・利用）状況も5%未満と少なくなっています。住民が民生委員・児童委員に相談しやすい関係づくりや、住民の多様な相談内容に的確にアドバイスができるよう研修等を充実させ、資質向上や地域への積極的な関わりを推進します。また、地域におけるさまざまな組織や団体がその意義や役割を果たし、継続的に活躍できるよう、引き続き活動支援に取り組めます。



【社会福祉協議会が行う事業の認知状況（一部抜粋）】



【社会福祉協議会が行う事業の参加（協力・利用）状況（一部抜粋）】



資料：令和3年度「長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」

【主な取り組み】

～住民・地域の役割～

- ▶ 傾聴ボランティアや外出支援サポーター、認知症サポーター、ゲートキーパーなど各種養成講座を受講した人は、地域の福祉活動を積極的に支援しましょう。【再掲】
- ▶ 各自治会で、地域福祉活動を行う部会などを組織し、小地域福祉活動に参画する人材を集めましょう。

～各機関の主な取り組み～

主要項目	取り組み内容	実施主体
民生委員・児童委員等の活動支援	民生委員・児童委員による活動を支援するため、民生委員・児童委員等を対象とした研修の内容の検討・改善に努めます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
各種講座受講者が地域で活躍できる機会の創出	認知症サポーター養成講座、ゲートキーパー養成講座等を受講した人の地域福祉活動への参画を促進するため、活動機会の紹介・提供を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間

主要項目	取り組み内容	実施主体
小地域福祉活動の推進（参加募集、組織化の促進）	地区を単位とした小地域福祉活動を推進する「地域福祉推進委員会」を設置し、地域福祉活動の手法の検討や必要となるガイドライン等の作成について検討していきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	各自治会における地域福祉活動を促進するため、地域における地域福祉活動部会の組織化を働きかけ、支援します。また、小地域福祉活動に参加する人材の募集方法について検討していきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
コミュニティ活動の充実	地域におけるコミュニティづくりを推進するため、生涯学習推進地域づくり活動連絡協議会委員と連携した取り組みを推進します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
各種団体等の活動支援	各種団体が、情報の共有化や活動の活発化に向けて取り組んでいる福祉活動に対し、情報提供等による支援をしていきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
	各種ボランティア、住民グループ、当事者組織等の相互理解や情報共有を促進するため、交流会等を開催します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
企業や関係機関への協力要請の推進	地域活動やボランティア活動の活性化を図るため、町内の企業や各関係機関に活動への参加や支援への協力、福祉に関する取り組みの周知等を要請していきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
	ワーク・ライフ・バランスについて、庁舎内や町内の企業、関係機関等に対して周知・啓発します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
支援を必要とする人の組織化の支援	同じ福祉ニーズを持つ当事者同士がつながりを持ち、課題解決や周囲への支援をともに検討し、行動できるような組織づくりと、これらの組織の活動の場の提供・活動についての情報発信を行います。	<input type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
支援を必要とする人の当事者組織への加入促進	当事者組織の活動を活発化させるとともに、組織への加入を促進するため、各種手帳交付時や相談対応時などに、当事者組織やその活動内容について紹介を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
福祉関係団体等が行う福祉教育への支援【再掲】	福祉関係団体等が福祉教育に参画できるよう、情報提供等により支援します。【再掲】	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
庁舎内における協働での事業実施	小地域福祉活動や福祉健康まつり、避難行動要支援者台帳整備事業、相談窓口間の連携など、事業の目的に応じて、地域福祉に係る部署同士が連携・協働しながら事業を実施します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間

【社会福祉協議会の主な取り組み】

民生委員・児童委員協議会活動との連携

- 地域福祉活動を推進するため、民生委員・児童委員協議会の役員会や定例会、地域ブロック会議等への参加を通して、情報提供や意見交換等による連携を図ります。
- 社会福祉協議会が実施する福祉事業と民生委員・児童委員の関わりについて、民生委員・児童委員を対象にした研修で説明し、連携強化を図ります。

小地域福祉活動推進事業【再掲】

- 自治会等の小地域を主体とした地域福祉活動の推進を図るため、地域福祉活動を実践する指定区に対し助成金を交付します。
- 連絡会や担い手養成のための研修会を開催し、地域福祉に携わる人材の発掘・養成を図ります。
- 声かけや安否確認、避難行動要支援者等の見守り、ゴミ出し等の手伝い、傾聴・相談や話し相手などの活動の仕組みの構築を図るため、小地域福祉活動連絡員やボランティア等の関係者等との連携を強化しながら、地域の実情を考慮しながら推進します。

共同募金配分金事業

- 長泉町共同募金委員会に寄せられ、配分される募金は、地域福祉活動や歳末たすけあい運動に係る費用として運用します。

歳末たすけあい配分金事業

- 長泉町共同募金委員会に寄せられた歳末たすけあい募金は、当事者活動への支援に活用するほか、低所得者等の支援を必要とする人への交付金として活用します。

「社協だより」発行事業【再掲】

- 町内の福祉やボランティア、福祉関係団体等が行っている活動等について情報提供を行うため、広報紙「社協だより」を年5回発行します。【再掲】

ホームページ運営事業【再掲】

- 社会福祉協議会の活動及び活動方針、開催するイベント等について広く周知するため、社会福祉協議会単独のホームページを運営し、インターネット上での情報公開を行います。

【再掲】

- よりタイムリーな情報提供を図るため、SNSを活用した情報発信についても検討していきます。【再掲】

企業の社会貢献推進事業

- 法人寄付や共同募金（法人募金）をいただいた企業について、「社協だより」やホームページに企業名を掲載するとともに、「社協だより」の配布を通して、町内の企業の福祉活動への参画を促進します。
- 町内の企業に対して、地域貢献の重要性について周知するとともに、社会福祉協議会が実施する行事や福祉活動への参加を呼びかけます。

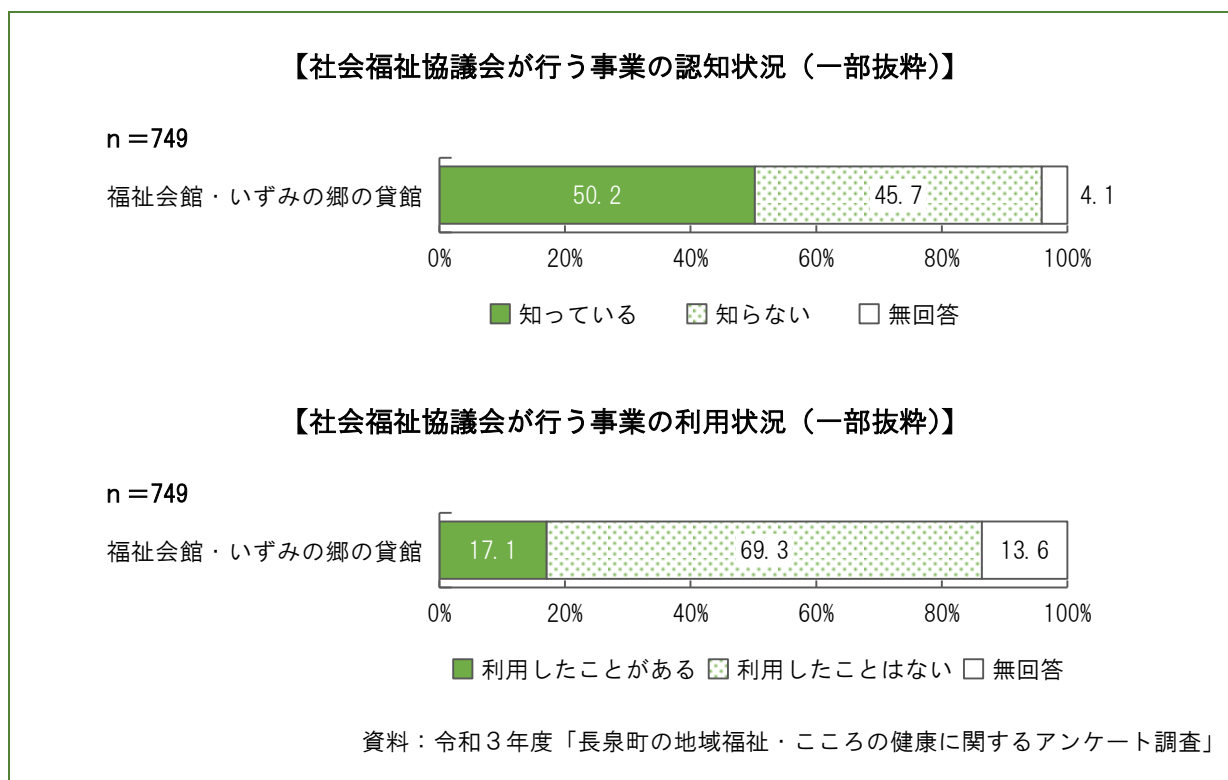
福祉団体事業

- シニアクラブ長泉や長泉町手をつなぐ育成会等の町内の福祉団体を対象に、事務局運営や運営費補助等の支援を行います。
- さらなる地域福祉活動の推進のため、新たに活動を開始する団体等への活動助成の方法等について検討していきます。

基本施策4 地域における交流・居場所づくりの推進

近年、本町でも核家族化が進行し、従来からの居住地域に加え、新たに作られたマンション等が増えるなど、地域の付き合い方も様変わりしつつあります。地域での関係が希薄化する中であっても、高齢者や障がいのある人、子育て世帯をはじめとする住民の誰もが、住み慣れた地域でいきいきと暮らすためには、安心して生活できる住まい以外に、地域における交流の場や活動の拠点づくりが重要な取り組みとなっています。

住民アンケート調査の結果によると、社会福祉協議会が行う事業のうち、「福祉会館・いずみの郷の貸館」を知っている人は、2人に1人という結果でした。利用している人は17.1%ですが、年齢層が高くなると2割以上となっています。高齢者には、これらの施設をはじめ、区公民館やサロンなどの活用を促進し、趣味や生きがいの創出、認知症やひきこもりの予防の場となるよう働きかけます。また、子育て世代には、こども交流センター「パルながいずみ」や子育て支援サークルを周知し、相談や情報交換、息抜きの場を提供します。そのほかにも、さまざまな立場で利用したい人、居場所を必要とする人誰もが気軽に施設等を利用できるように取り組んでいきます。



【主な取り組み】

～住民・地域の役割～

- ▶ 地域で実施している趣味・サークル活動やサロン活動に積極的に参加するとともに、周囲の人に参加を呼びかけましょう。
- ▶ 地域活動の拠点として、町内の公共施設等を積極的に活用しましょう。

～各機関の主な取り組み～

主要項目	取り組み内容	実施主体
地域における 高齢者の居場所 づくり	後期高齢者となる団塊の世代の人々を主な対象に、「生きがい」づくりにつながるよう情報提供を行うとともに、地域で行われるサロン活動等を支援していきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	高齢者の生きがいづくりを図るため、高齢者が地域活動やボランティア活動に参加できる機会の確保・拡充を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	高齢者が閉じこもり状態になるのを防ぐため、地域で行っている訪問・見守り活動や趣味・サークル活動、サロン活動の活発化に向けた支援を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
趣味活動への 参加の呼びかけ	地域で行われている趣味・サークル活動やサロン活動、生涯学習の機会等について情報を発信し、より多くの方が生きがいを持てるようにしていきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
障がいのある人の 居場所づくりの 推進	障がいのある人が、地域で趣味やスポーツなどの活動を通して交流を図れるよう、居場所づくり事業「はっぴーのわ」事業を実施します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
区公民館・ 会議スペース・ 集会スペースの 活用の促進	区の公民館や会議スペース、集会スペース等の地域の集会施設について、地域活動や福祉活動、居場所づくりにおいて積極的に活用できるように地域に働きかけます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	区公民館等の地域の集会施設を安全・安心に使用・活用してもらえるよう、建て替えや改修に係る費用について助成します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間

主要項目	取り組み内容	実施主体
「子育て支援サークル」などの地域の子育て支援組織の拡充	子育て支援や保護者の交流の場となる「子育て支援サークル」の活動支援を通して、子育て世帯の孤立の防止を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	子育て世帯に配布する「子育てガイドブック」に「子育て支援サークル」に関する情報を掲載することで、その活動内容について周知します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	子どもや保護者の居場所となるこども交流センター「パルながいずみ」について周知し、利用を促進します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間

【社会福祉協議会の主な取り組み】

小地域福祉活動推進事業【再掲】

- 区単位のサロン活動を主な活動として、住民主体による福祉活動が充実するよう、閉じこもりの解消、交流などを目的としたレクリエーションや簡単な体操などを行うための用具の貸出やレクリエーション研修会の実施、レクリエーション等の指導をしてくれるボランティアの協力依頼を行います。
- 未就園児の子どもや保護者がふれ合う場づくりを小地域福祉活動の一環として助成することで活動を支援し、運営協力者の発掘や人材の育成に取り組みます。
- 認知症カフェ等について、情報収集・発信を行います。
- 外出の機会について、ボランティア活動者や関係機関と連携しながら創出していきます。

ひとり親家庭社会参加事業

- ひとり親家庭の社会参加と交流及び児童の健全育成を図るため、母子寡婦福祉会との連携による親子交流事業を実施します。

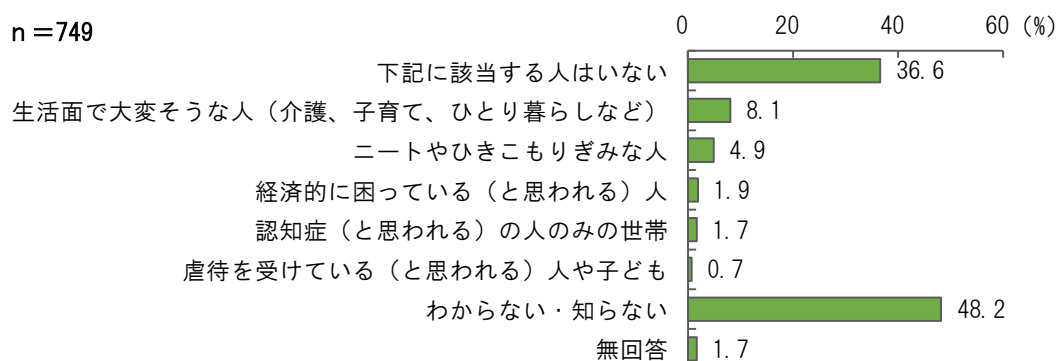
施策の方向3 関係機関・体制〈暮らしを支える包括的な体制づくり〉

基本施策1 多様化する生活状況に対する支援の充実

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、障がいのある人、ひとり親家庭などが抱える課題、また、生活困窮、虐待、DVなど地域における課題は複雑化・多様化しています。平成30年4月施行の改正社会福祉法では、地域住民の一層多様化・複雑化する生活課題に対応するための取り組みを展開し、充実していくことが行政に求められました。

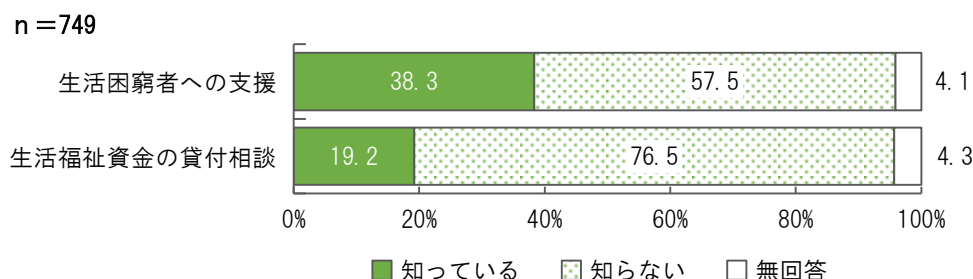
住民アンケート調査の結果によると、近所に「生活面で大変そうな人（介護、子育て、ひとり暮らしなど）」「ニートやひきこもりぎみな人」などが暮らしていることは少なからず認識されていますが、どのような問題を抱えているか、どの程度いるかなど、実態の把握は困難です。また、社会福祉協議会が行う事業のうち、「生活困窮者への支援」の認知度は4割弱、「生活福祉資金の貸付相談」は2割弱となっています。生活保護に至る前の段階から自立に向けた支援が行えるように、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域の支援が大切です。加えて、ひとり親家庭や子どもの貧困、ひきこもり、孤立感による多頭飼育などのペットの不適切な管理による困窮生活状況のさらなる悪化等、福祉ニーズの多様化によって生じている新たな課題に対する支援策についても、検討と推進を図っていきます。

【近所にいる人の状況】（複数回答可）



資料：令和3年度「長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」

【社会福祉協議会が行う事業の認知状況（一部抜粋）】



資料：令和3年度「長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」

【主な取り組み】

～住民・地域の役割～

- ▶ 地域課題を発見した際には、町役場や民生委員・児童委員、関係機関等に相談しましょう。
- ▶ 地域における声かけや見守り活動を通して、支援を必要としている人の把握に努めましょう。
- ▶ 関係機関や民生委員・児童委員等は活動内容等について周知し、住民が気軽に相談できる環境の構築に努めましょう。
- ▶ 関係機関や民生委員・児童委員等は住民から相談を受けたら、適切な支援につながるよう行政と情報を共有しましょう。

～各機関の主な取り組み～

主要項目	取り組み内容	実施主体
低所得者・生活困窮者への支援	低所得世帯の負担軽減を図るため、教育費・医療費等における助成を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	低所得世帯の自立支援を図るため、歳末たすけあい配分金の交付や生活福祉資金・小口資金の貸付を行います。	<input type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	生活困窮者の生活支援策として、「フードバンクふじのくに」の取り組みと連携した食料品の提供や、生活福祉資金・小口資金の貸付を行います。また、生活困窮者自立支援事業に基づいた支援策に取り組みます。	<input type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	沼津公共職業安定所（ハローワーク沼津）と連携した就労支援を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
ひきこもり状態の人への支援【新規】	ひきこもり状態で悩む本人及びその家族への支援を図るため、静岡県ひきこもり支援センターや東部保健所との連携を強化し、面談や訪問等を通じた包括的な対応を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	必要に応じて、庁舎内の関係部署での連携を図るとともに、精神保健福祉士や心理士、保健師等の専門職による支援につなげます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	沼津公共職業安定所（ハローワーク沼津）と連携した就労支援を行います。【再掲】	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づくひとり親家庭への支援	ひとり親家庭等への支援を充実させるため、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づく福祉資金の貸付や自立支援給付金の給付、就労支援等を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間

主要項目	取り組み内容	実施主体
支援につながりにくい人への対応の検討【新規】	サービス利用拒否やホームレス等の、既存の制度のみでは対応が難しいいわゆる「制度の狭間の課題」への対応策について、関係機関と連携しながら検討していきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
虐待やDVの被害者・加害者への支援【新規】	子どもや高齢者、障がいのある人への虐待やDVに対して早期発見・早期対応を図るため、相談支援体制の整備を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
虐待防止の啓発	虐待やDVの通報先等、虐待防止について周知、啓発を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
保健・医療・福祉等による支援を必要とする人の社会復帰への支援【新規】	犯罪等からの社会復帰を図るにあたって保健・医療・福祉等による支援を必要とする人が地域で暮らしていくことのできるよう、静岡県地域生活定着支援センターや保護司会等と連携した支援策を検討します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
子どもの貧困対策に向けた体制整備【新規】	町内の子どもの貧困に関する実態把握に努めるとともに、支援を必要とする子どもについて、適切な支援へとつなげる体制の整備を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	貧困状態にある子どもの居場所づくり及び学習支援の方策について関係機関と連携しながら検討します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
ヤングケアラーへの支援体制の構築【新規】	通学や仕事のかたわら、障がいや病気のある親や祖父母、年下のきょうだいなどの介護や世話をしている18歳未満の子どもを指す「ヤングケアラー」の支援を図るため、町内における状況把握と相談支援体制の構築に努めます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
自殺対策の推進【新規】	「第2次長泉町自殺対策計画」を策定し、全庁的な施策展開を行うことで、住民のこころの健康の保持・増進を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
重層的支援体制の整備【新規】	地域住民の多様化・複雑化する福祉ニーズに対応するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けたサービスを一体的かつ包括的に提供する支援体制の構築について検討していきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間

【重層的支援体制整備事業】

市町の包括的支援体制の構築を具体化するため令和2年6月の改正社会福祉法において創設され、令和3年4月から施行された事業。

高齢者・障がいのある人・子ども・生活困窮者など、多様化・複雑化する生活課題に対応できるように、分野や制度を超えて「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する。

【社会福祉協議会の主な取り組み】

生活困窮者自立相談支援事業

- 経済的困窮に加えて、就労・自立を阻害する課題が複数あり、自分自身で解決が困難な人に対し、状況把握と課題の整理に向けた相談支援や就労支援を行います。

生活福祉資金貸付事業

- 低所得世帯の自立を支援するため、経済的な自立を目的とした生業資金や就学資金等の資金の貸付及び償還指導を行います。また、民生委員・児童委員等と連携した相談援助に取り組みます。

小口資金貸付事業

- 低所得世帯の自立を支援するため、緊急または不時の出費を要することによって困窮している場合に資金の貸付を行います。

ひとり親家庭社会参加事業【再掲】

- ひとり親家庭の社会参加と交流及び児童の健全育成を図るため、母子寡婦福祉会との連携による親子交流事業を実施します。【再掲】

福祉総合相談事業

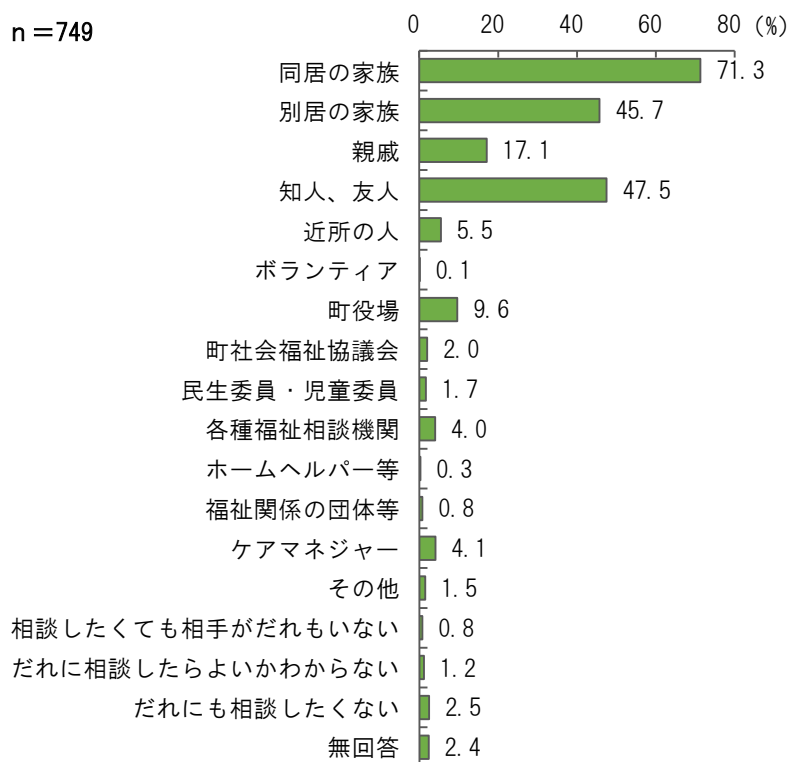
- 福祉に関することや悩み・不安などに関する相談に対して、福祉ニーズとサービスを結ぶ支援体制の構築を図るため、民生委員・児童委員等をはじめとする関係機関との連携を図りながら、総合的な相談対応を実施します。

基本施策2 総合的な相談体制の充実

住民一人ひとりの複雑多様な悩みごとに対応するためには、保健・医療・福祉の連携のもとに、高齢者、障がいのある人、子育て世帯など誰もが身近な地域で気軽に相談ができる窓口体制の整備と雰囲気づくりが求められています。

住民アンケート調査の結果によると、生活上の問題の相談先には、家族や身近な人が多く挙げられていますが、専門化する相談内容に対応するためには、専門的な知識豊かな人材の配置とともに、関係機関との連携体制を構築する必要があります。また、地域での福祉を推進していく上で、住民と行政が協力していくために必要だと思ふこととして「相談窓口の充実」が53.8%、困ったときに助け合えるまちとしては「どんな問題でも相談できるところがある」が57.8%と、それぞれ半数以上を占めており、“相談”をキーワードとしたニーズの高さが目立っています。住民の悩みごと・不安等を受け止め、総合的かつ分野横断的な対応によって適切な支援に円滑につなげることでできるよう、行政及び地域における相談体制の整備の充実を図ります。

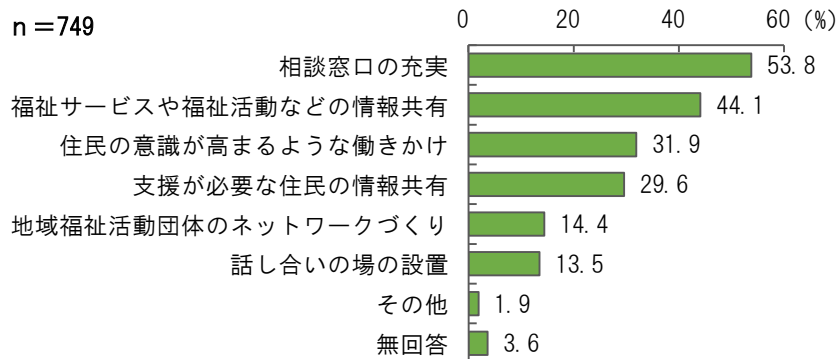
【生活上の問題で相談や手助けを必要とするときの相談先】（複数回答可）



資料：令和3年度「長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」

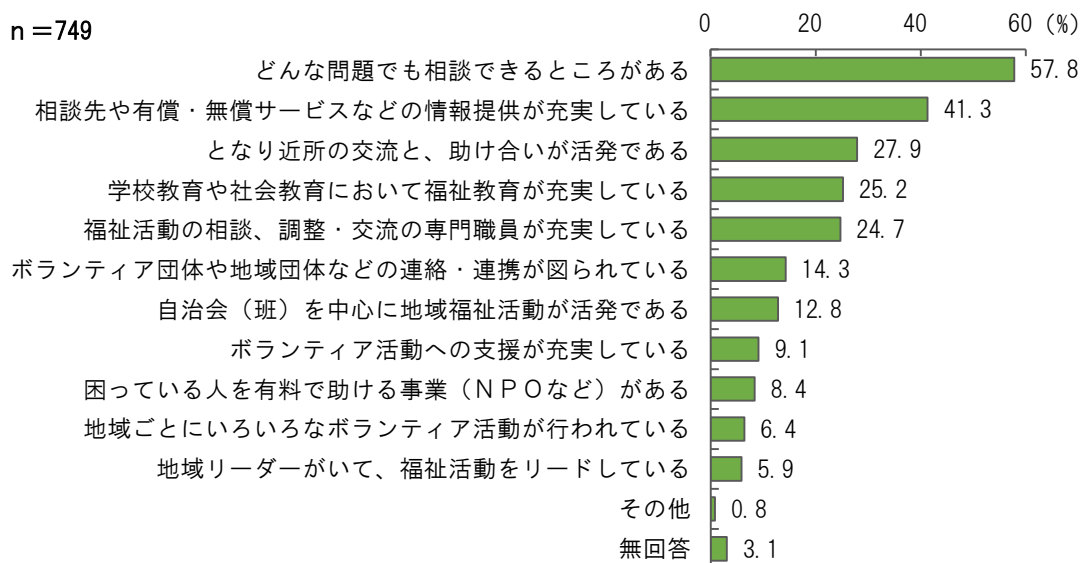
【地域での福祉を推進していく上で、住民と行政が協力していくために必要だと思うこと】

(複数回答可)



資料：令和3年度「長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」

【「困ったときに助け合えるまち」とは、どのようなまちだと思うか】(複数回答可)



資料：令和3年度「長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」

【主な取り組み】

～住民・地域の役割～

- ▶ 問題を個人・家族で抱え込まず、積極的に相談するようにしましょう。
- ▶ 支援を必要とする人を地域で見守り、必要に応じて関係機関に連絡・相談するようにしましょう。
- ▶ 日ごろから家庭や近所でコミュニケーションをとり、地域でも相談できる相手を作るようにしましょう。【再掲】
- ▶ 関係機関や民生委員・児童委員等は住民から相談を受けたら、適切な支援につながるように行政と情報を共有しましょう。【再掲】

～各機関の主な取り組み～

主要項目	取り組み内容	実施主体
福祉総合相談の充実	福祉総合相談体制の強化を図るため、研修等を通じた相談に従事する職員の資質向上や、専門機関との連携体制の強化を図ります。	<input type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
相談対応の充実	各担当課の相談窓口、地域包括支援センターや母子包括支援センター、子ども・子育て総合相談窓口、その他において、相談対応に応じるとともに、研修参加等を通じた職員の資質向上を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	気軽に相談できる体制を構築するため、職員が地域に出向いての相談対応や地域で開催される会議への出席等に取り組みます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	子どもや高齢者への虐待や配偶者からの暴力、子育て・障がい・介護・介護予防・健康づくり・教育などの多岐に渡る相談や支援に総合的に対応できるよう、個人情報保護に配慮しながら、会議の開催等による分野横断的な情報収集や専門機関との連携強化に努めます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
民生委員・児童委員による相談対応支援	身近な相談相手である民生委員・児童委員による相談対応を支援するため、民生委員・児童委員等に対して、町が実施する研修等についての案内や、事例検討会への出席と個別ケースについての情報提供を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	民生委員・児童委員による活動を支援するため、民生委員・児童委員等を対象とした研修の内容の検討・改善に努めます。【再掲】	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間

主要項目	取り組み内容	実施主体
相談体制のネットワーク化	子どもや高齢者への虐待や配偶者からの暴力、子育て・障がい・介護・介護予防・健康づくり・教育などの多岐に渡る相談や支援に総合的に対応できるよう、個人情報保護に配慮しながら、会議の開催等による分野横断的な情報収集や専門機関との連携強化に努めます。 【再掲】	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	教育・医療・福祉等の連携により、生活困窮児に対する適正な支援を図ることのできる体制を構築します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
身近な相談体制の確保	各種相談業務に従事する相談員の活動支援を行うため、研修や情報提供等の充実を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	かかりつけの医師をはじめ、教職員や保健師、看護師、ケアマネジャー、民生委員・児童委員、各種相談対応業務従事者等、関連するあらゆる分野の人材を対象に、周囲の人の悩みに気づき、話を聴き、適切な対応をとることのできる人材である「ゲートキーパー」の養成講座について、受講を勧奨します。 【再掲】	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
利用者本位の視点に立った相談体制の整備	関係機関の連携による包括的な相談支援を実施し、重層的支援体制の整備を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	相談窓口の利用促進に向け、「広報ながいずみ」や「社協だより」、ホームページ、住民が多く集まる地域の集会所や商業施設等に、各種相談窓口についての情報を掲示します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	インターネット情報通信技術を活用した相談支援体制の整備・運用について検討していきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間

【社会福祉協議会の主な取り組み】

福祉総合相談事業【再掲】

- 福祉に関することや悩み・不安などに関する相談に対して、福祉ニーズとサービスを結ぶ支援体制の構築を図るため、民生委員・児童委員等をはじめとする関係機関との連携を図りながら、総合的な相談対応を実施します。**【再掲】**

基本施策3 地域福祉を推進する社会福祉協議会の機能強化

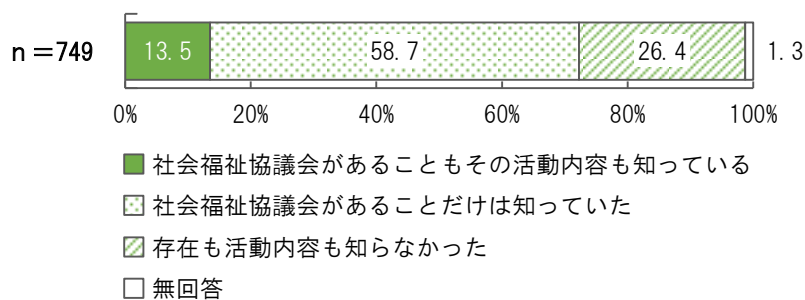
長泉町社会福祉協議会は、包括的な相談・支援体制において、“コーディネート役”として各機関との連携を図る役割を担い、本町の地域福祉を推進するうえで重要な位置づけとなっています。

住民アンケート調査の結果によると、社会福祉協議会の存在のみ知っていた人は6割弱ですが、活動内容まで知っている人は約1割にとどまっています。社会福祉協議会が行う事業の認知度及び参加状況も、事業によってばらつきがあるため、「社協だより」やホームページ等を通じて周知と参加促進を図る必要があります。また、社会福祉協議会の活動で今後役割を期待する分野としては、「災害時の対応（ボランティアセンターなど）」「高齢者の介護や見守りなどに関すること」がそれぞれ3割以上と多くなっています。町としては、地域福祉の推進役である社会福祉協議会と連携を図り、適正な人員体制や活動拠点の確保・整備など、その体制強化を実施します。

また、地域福祉活動者アンケート調査の結果によると、社会福祉協議会へのニーズとして、活動に必要な情報や場所の提供などが上位に挙がっているため、各団体が活発かつ円滑に活動できるような支援を図っていきます。

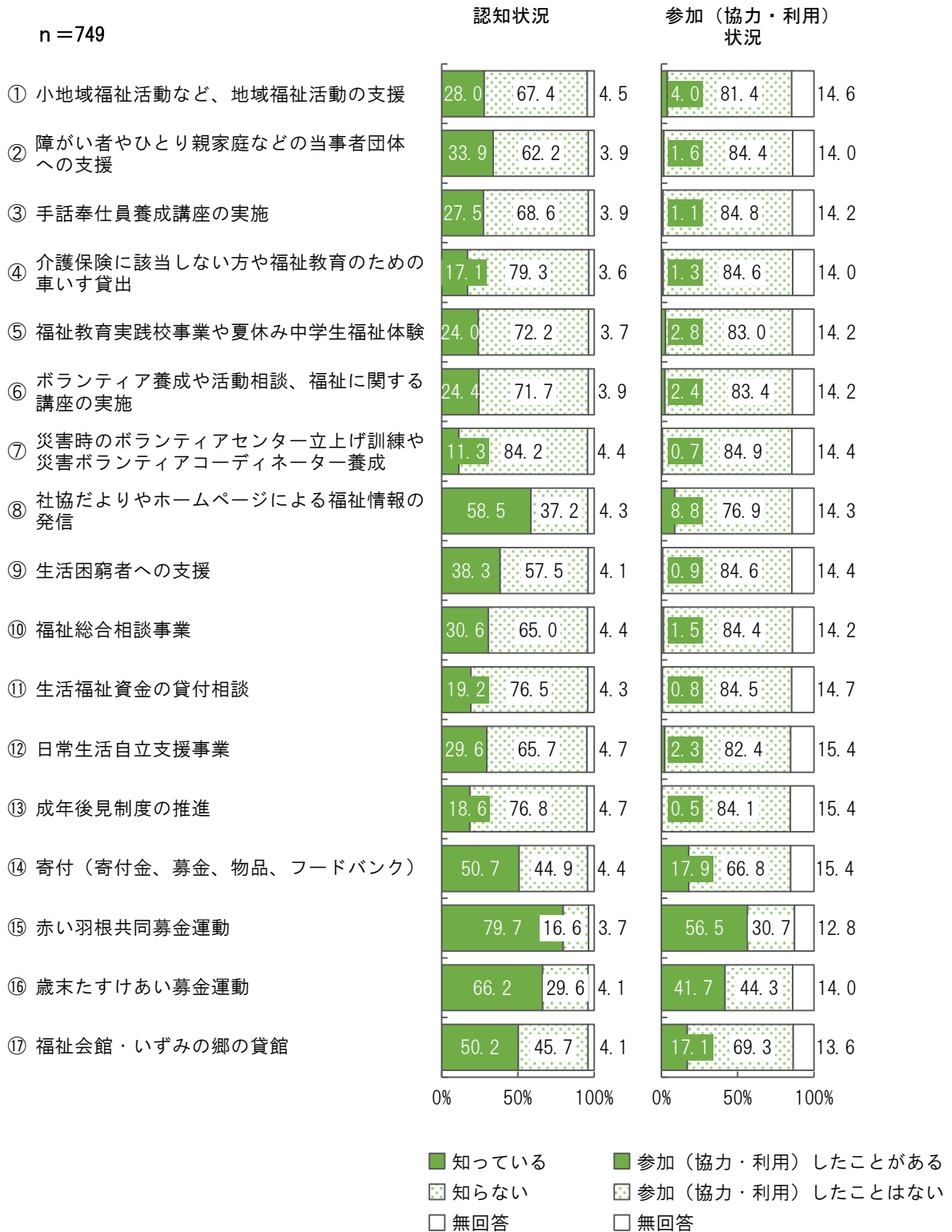
さらに、町の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画は、“車の両輪”のような関係を成すことから、両計画の整合性を図り、一体的に取り組んでいきます。

【社会福祉協議会の活動内容の把握状況】



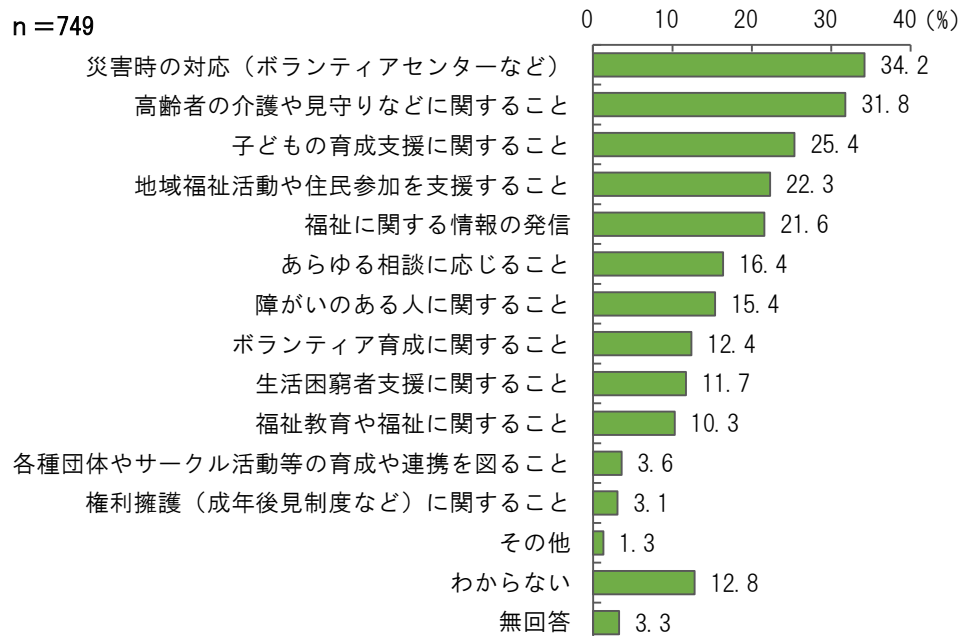
資料：令和3年度「長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」

【社会福祉協議会が行う事業の認知状況及び参加（協力・利用）状況】



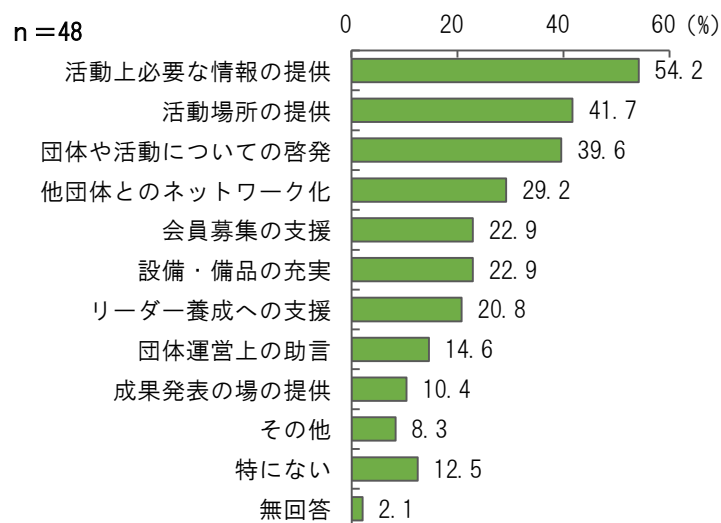
資料：令和3年度「長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」

【社会福祉協議会の活動において、今後役割を期待する分野】（複数回答可）



資料：令和3年度「長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」

【活動していく上で社会福祉協議会に望むこと】（複数回答可）



資料：令和3年度「地域福祉活動計画策定に伴う関係団体意向把握のための調査」（地域福祉活動者を対象とした調査）

【主な取り組み】

～住民・地域の役割～

- ▶ 社会福祉協議会が担う役割について理解を深めるとともに、地域の課題に関する相談において社会福祉協議会を利用しましょう。
- ▶ 社会福祉協議会との連携を図るとともに、関係組織・団体とのネットワークの構築に努めましょう。

～各機関の主な取り組み～

主要項目	取り組み内容	実施主体
地域福祉活動計画の推進	本計画の進捗管理及び定期的な評価の実施を通して、着実に本計画を推進していきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	本計画に沿った事業計画の策定と事業実施を行うとともに、事業を推進しやすい体制について検討していきます。	<input type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
社会福祉協議会による活動への支援	社会福祉協議会によって実施される地域福祉活動に対して、助成等による支援を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
社会福祉法人等のネットワーク化による協働推進事業	社会福祉法人が連携して福祉の魅力を伝え、人材を育成していくことによって、人材の確保を図るとともに、良質な福祉サービスの提供に努めます。	<input type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
地域の総合的支援体制づくり	小地域における福祉活動においてリーダー的役割を担う小地域福祉活動連絡員の活動を支援します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	民生委員・児童委員協議会の地域ブロック会議への出席などを通して、社会福祉協議会職員の地区担当制を推し進め、地域における支援が必要な人からのニーズに対応できる体制を整備します。	<input type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
社会福祉協議会の活動への理解・支持の促進	社会福祉協議会の活動に対する理解・支持を促進するため、「社協だより」等の広報紙やホームページを通じて、活動趣旨や事業内容に関する情報を発信します。	<input type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
福祉ニーズの把握と支援方法等の研究・開発	福祉ニーズ等をより正確に把握するため、民生委員・児童委員等や関係機関、シニアクラブ長泉をはじめとする当事者組織等との情報交換に努めます。また、福祉課題について、新しいサービスの開発を視野に入れながら、解決に向けた調査・研究を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間

主要項目	取り組み内容	実施主体
社会福祉協議会の将来的なあり方の検討	地方分権の推進や行財政改革、福祉の担い手の多様化など、社会福祉協議会を取り巻く環境の変化に対応した組織運営を行うため、社会福祉協議会の使命や役割を確認しながら、中長期的な視点に立った健全経営を行うための運営方針を検討していきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間

【社会福祉協議会の主な取り組み】

会員拡充の促進

- 住民に社会福祉協議会の存在意義や実施している活動等について広く理解してもらうとともに、地域福祉活動の効果的な展開を図るため、社会福祉協議会会員のさらなる拡充に努めるとともに、安定した財源の確保を図ります。

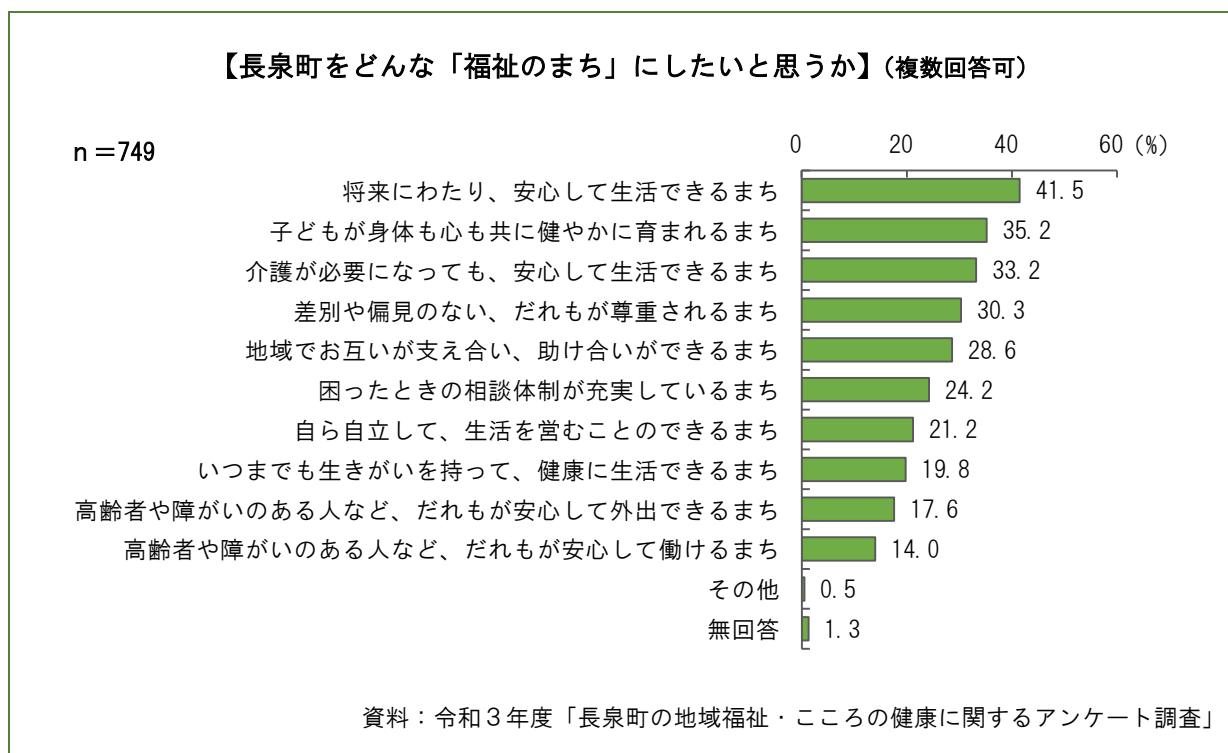
広報啓発活動

- 社会福祉協議会の活動について理解してもらうとともに、地域福祉活動への参加や物品等の寄付参加など、さまざまな形で社会福祉協議会の活動への参加につながるよう「社協だより」やホームページ等で啓発していきます。

基本施策4 より良質な福祉サービス提供の推進

社会福祉法第6条では、地方公共団体は社会福祉事業者と協力して、福祉サービスを提供する体制の確保や、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策など、地域福祉の推進に向けて、必要な措置を講じることが規定されています。本町では、高齢者、障がいのある人、子ども・子育ての分野において、それぞれの制度による各種福祉サービスを提供していますが、そのほかにも住民が求めている支援は多様化しています。

住民アンケート調査の結果によると、「長泉町をどんな『福祉のまち』にしたいと思うか」という問いに対し、安心して生活できることや、健康や老後のことを重視している傾向がみられ、保健・医療・介護等の分野と連携したサービスの充実が重要といえます。町内で提供される福祉サービスの質の向上を図るため、きめ細かなサービスを充実させるとともに、福祉サービス提供事業所への指導や、福祉サービスに従事する職員の資質向上に努めます。また、地域や福祉団体、サービス提供事業所と連携しながら、適切な福祉サービスを提供できる仕組みづくりに取り組みます。



【主な取り組み】

～住民・地域の役割～

- 自分自身の健康状態について関心を持ち、健康づくりや介護予防に取り組みましょう。
- 福祉サービスに対するニーズについて、積極的に要望や意見を伝えましょう。
- サービスを提供する事業者は、積極的な情報発信を行い、住民への周知・啓発に努めましょう。
- 福祉サービス従事者は、町内で開催される研修会等に積極的に参加しましょう。

～各機関の主な取り組み～

主要項目	取り組み内容	実施主体
健康・スポーツ分野と連携した住民の健康意識の啓発	住民全体の健康増進及び生活習慣病予防・重症化予防を図るため、各種健診（検診）の実施と受診勧奨を行うとともに、健康教室の実施等による健康教育を推進することで、健康管理の重要性について啓発します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	健康づくり推進協議会及び担当者連絡会を開催し、地域で実施している健康づくり活動についての情報を共有します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
障がい者サービスの充実	障がいのある人の生活を支援するため、障害福祉サービスの適切な給付に努めます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
	障がいのある人が地域で安心して暮らすことができるよう「地域生活支援拠点等」の体制整備や、障がいのある人の生活に関する相談支援体制の中核を担う「基幹相談支援センター」や連携体制整備について、検討を進めます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
高齢者の健康維持・介護予防の推進	高齢者の健康維持と介護予防を図るため、各種健康診査・健康指導を実施するとともに、一般介護予防事業を通じた認知症予防や口腔機能維持に取り組みます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
在宅福祉サービスの推進【再掲】	高齢者の地域での生活を支援するため、ひとり暮らし高齢者等を対象とした見守り事業や配食サービス事業等の在宅福祉サービスの充実を図ります。【再掲】	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
社会福祉法人等のネットワーク化による協働推進事業【再掲】	社会福祉法人が連携して福祉の魅力を伝え、人材を育成していくことによって、人材の確保を図るとともに、良質な福祉サービスの提供に努めます。【再掲】	<input type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
障がいのある人の外出・移動支援の充実	障がいのある人等の外出や移動、社会参加を支援するため、外出支援サポーターの育成を図るとともに、手話通訳者の派遣を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
ケアマネジメント従事者の質の向上	ケアマネジメントを実施するケアマネジャー等の資質向上を図るため、定期的な研修会を実施するとともに、県及び関係事業者との連携強化を通じた支援を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
福祉サービスに従事する職員の資質向上	福祉サービスに従事する職員の資質向上を目的とした研修会を開催するとともに、職員の参加を勧奨します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	福祉サービスに従事する職員が取り組む業務の効率化を図るとともに、実施している事業やサービスの質の向上に向けた情報管理体制の充実に努めます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間

主要項目	取り組み内容	実施主体
町の福祉向上を目指した調査研究の推進	各種相談や事業を通じて把握した福祉課題及び福祉サービス等を整理・分析し、役場内の関係部署による会議で共有することで、今後の施策展開へと反映させていきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間

【社会福祉協議会の主な取り組み】

社会福祉法人等のネットワーク化による協働推進事業

- 良質な福祉サービスの提供のためには人材の確保が必要であることから、同じような課題をもつ社会福祉法人が福祉の魅力を連携して伝え、育成していくことによって、人材の確保や良質な福祉サービスの提供につながるよう、社会福祉協議会が社会福祉法人連携をコーディネートしていきます。

苦情解決相談窓口設置事業

- 社会福祉協議会が実施する介護保険事業サービスや地域福祉サービス等に対する苦情に対応し、適切な福祉サービスの提供につなげるため、苦情受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員を設置した解決体制を構築します。

介護用品貸出事業

- 怪我等によって一時的に車いすが必要となった介護保険対象外の人に車いすの貸し出しを行います。

手話通訳者派遣事業

- 耳の不自由な人の外出や社会参加を支援するため、手話通訳者の派遣を行います。
- 本事業を支える手話通訳者の養成を図るため、「手話奉仕員養成講座」をはじめとした研修を行います。

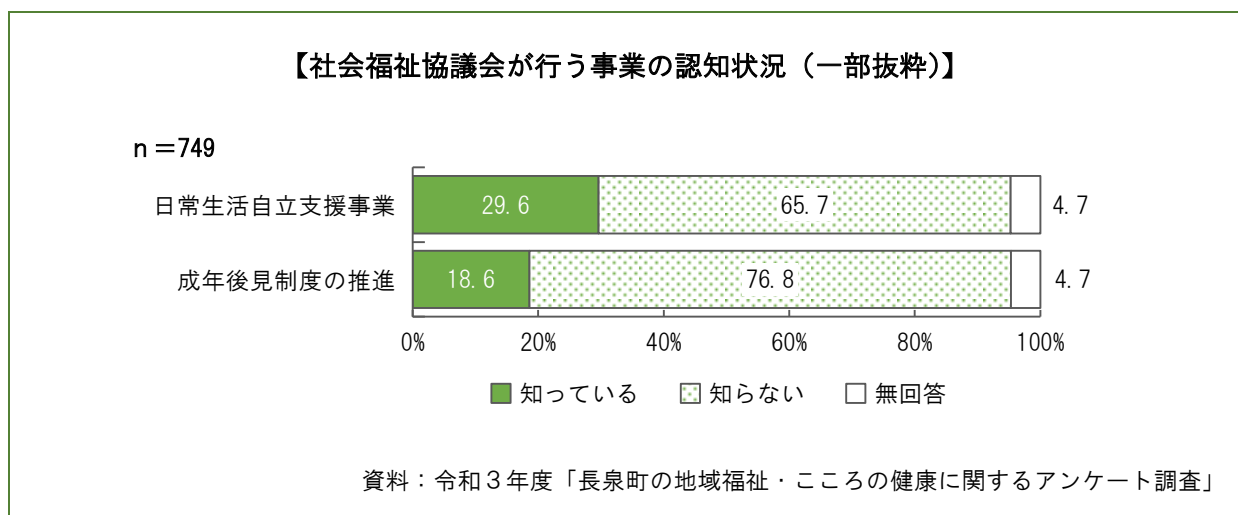
施設等管理事業（福祉会館・在宅福祉総合センター）

- 町の公共施設の指定管理者として、両施設の福祉的機能を活かすため、住民の健康と福祉の増進ならびに住民相互の交流を促進するとともに、施設間の連携をしながら、効率的かつ良質な施設サービスの提供を図っていきます。

基本施策5 権利擁護の推進

認知症や知的障がいなどにより判断能力が不十分な人を対象とした成年後見制度について、本人の権利擁護の観点から利用を促進する取り組みが求められています。平成28年5月には「成年後見制度利用促進法」が施行され、自主的かつ主体的に地域に応じた施策を策定し実施することは、地方公共団体の責務となっています。

高齢化の進展によって、判断能力に不安があり日常の金銭管理等に支援が必要な人の増加が見込まれます。そのため、判断能力に不安がある人が、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの必要な制度やサービスを利用し、適切に権利を行使できる仕組みを充実させることが重要になります。住民アンケート調査の結果によると、社会福祉協議会が実施する事業の認知度において、「日常生活自立支援事業」が3割弱、「成年後見制度の推進」が2割弱であるため、周知を進めることも必要です。これらの事業の周知を図るとともに、成年後見制度を支える市民後見人の育成及び中核機関の設置に向けた検討を進めていきます。



【主な取り組み】

～住民・地域の役割～

- 日常生活自立支援事業や成年後見制度などの権利擁護に係る制度や事業について、理解を深めましょう。

～各機関の主な取り組み～

主要項目	取り組み内容	実施主体
日常生活自立支援事業の利用促進	必要としている人がサービスを利用できるよう、「社協だより」やホームページ等を活用して、日常生活自立支援事業について周知します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
成年後見制度の利用促進	必要としている人がサービスを利用できるよう、「社協だより」やホームページ等を活用して、成年後見制度について周知します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	成年後見制度の利用に関する相談があった際には、制度説明等による支援と利用に向けた調整を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
市民後見人の育成【新規】	市民後見人養成講座やフォローアップ講習の実施を通して、成年後見制度を支える市民後見人を担う人材の確保・育成を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
権利擁護に係る制度の周知	障がいのある人や認知症の人、高齢者とその家族を対象に、成年後見制度活用講座を開催し、権利擁護に係る制度の周知を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	市民後見人養成講座や権利擁護に係る住民向けセミナーの開催について、「広報ながいずみ」やホームページ、ケーブルテレビ等を活用して周知していきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
高齢者・障がい者の権利擁護の推進	認知症高齢者や障がいのある人等の権利擁護を推進するため、「広報ながいずみ」等にて、高齢者や障がいのある人の生活を支援する相談窓口について周知します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	認知症高齢者や知的障がいのある人、精神障がいのある人等を対象に、成年後見制度利用支援事業を実施します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
中核機関の設置に向けた検討【新規】	本町における成年後見制度等権利擁護支援の総合相談窓口となる、中核機関の設置に関する検討を進めます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間

【社会福祉協議会の主な取り組み】

日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

- 認知症高齢者や知的障がい・精神障がいのある人のうち、自己決定能力が低下しているためにさまざまなサービスを適切に利用することや金銭管理等がうまくできない人が可能な限り地域で自立した生活を送ることができるよう、日常的なサービスの利用や金銭管理を援助します。

成年後見制度の活用・啓発

- 財産管理や施設入所など、契約や遺産分割を自分で行うことが困難である人に、成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、相談援助等の支援を行います。

権利擁護推進事業

- 成年後見制度を安定して利用できるよう、今後需要の増加が見込まれる市民後見人を育成し、制度の普及啓発を行います。
- 成年後見制度の利用等により権利擁護支援を行うことで、判断能力が衰えても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で生活することができるよう、法人後見の実施機関としての体制を構築していきます。

施策の方向4 環境〈安心・安全な環境整備〉

基本施策1 ユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進

地域には、年齢や性別、心身の状態などからさまざまなニーズがある人が暮らしています。子育て世代、高齢者や障がいのある人などが気軽に外出し、思い思いの活動や地域活動に参加できるなど、誰もが住み慣れた地域において、安全で安心して暮らしていくためには、法令で求められるバリアフリー整備に加えて、利用者の視点やユニバーサルデザインの考え方を取り入れた公共施設・道路等の整備や改修を進めることが大切です。また、誰もが、いつでも気軽に、安心して利用できる場所を増やすには、行政だけの取り組みだけでは不十分であることから、地域住民、民間事業者、行政などがそれぞれの立場で協力し、取り組みを進めていきます。

【主な取り組み】

～住民・地域の役割～

- ▶ 周囲に迷惑となる路上駐輪（路上駐車）をやめましょう。
- ▶ 視覚障害者用誘導ブロック（点字ブロック）の上に、物や自転車を置かないようにしましょう。
- ▶ 障がい者専用駐車スペース（静岡県ゆずりあい駐車場）には、駐車しないように心がけ、必要としている人が使えるようにしましょう。

～各機関の主な取り組み～

主要項目	取り組み内容	実施主体
公共施設等におけるユニバーサルデザイン・バリアフリー化の推進	町内の公共施設等の整備・改修にあたっては、高齢者や障がいのある人なども含め、誰もが安心して自由に利用できるよう整備していきます。また、段差の多い箇所や昇降に負担のある階段などについては、スロープやエレベーターの設置を検討します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
道路・街路のユニバーサルデザイン化の推進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づいて、町内の交差点の改良や視覚障害者用付加装置付信号機の適正な設置に努めます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	危険箇所を把握した道路の拡幅やユニバーサルデザインを考慮した歩道の設置を進めるとともに、カーブミラーやガードレール、視覚障害者誘導用ブロック等の整備を進めます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	企業や商店等に対して、路上の看板や放置自転車等の撤去、障がい者専用駐車スペースの確保等を要請するなど、民間施設におけるバリアフリー化を推進します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間

主要項目	取り組み内容	実施主体
公共交通機関を利用しやすい環境づくりの推進	交通事業者と連携しながら、バス停留所の改良や低床バスの導入促進等を推進していきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
移動支援の充実	移動手段に乏しい高齢者等の日常生活を支援するため、デマンド乗合タクシー等の運行やタクシー・バス利用助成など、高齢者等の移動支援を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
	コミュニティバスの再編など、さらなる移動支援の確保について、地域住民や交通事業者と連携しながら検討していきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間

【社会福祉協議会の主な取り組み】

ユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する啓発の推進

- ユニバーサルデザイン・バリアフリーの考え方について、福祉教育の機会や「社協だより」、ホームページで取り扱うことで理解促進と啓発を図ります。

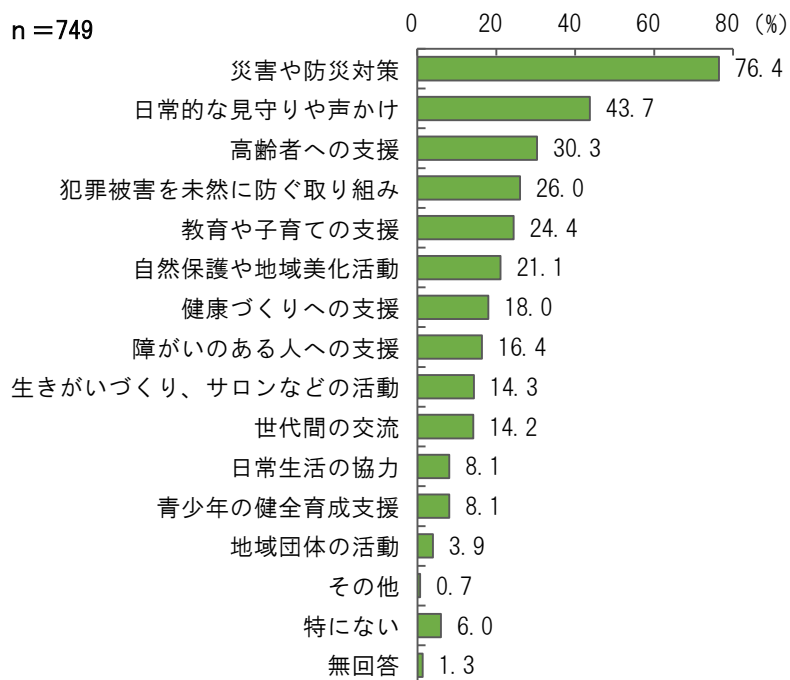
基本施策2 防災・減災、感染症対策の推進

近年、大規模な風水害や地震災害等の自然災害が全国各地で発生しており、防災・減災対策及び災害時の支援は、これまで以上に必要な取り組みとなっています。

住民アンケート調査の結果によると、地域としての役割や地域の人が協力して取り組むことについて期待することでは「災害や防災対策」が76.4%と突出しており、関心の高さがうかがえます。また、災害時に備え、地域でできる助け合いについては、「日ごろからの、となり近所とのあいさつ、声かけ、つきあい」「災害時の緊急連絡方法を家族や知り合い同士で話す」「危険箇所の把握」がそれぞれ約6割を占めています。地域の防災意識を高め、災害時に助け合うことができる地域づくりを進めるためには、避難行動要支援者台帳の整備や避難行動要支援者のいる世帯への支援体制の強化、緊急時における多様な情報伝達手段の確保なども、ますます重要となります。こうした現状を踏まえて、日ごろの防災対策と災害発生時の安全確保に向けた施策を推進していきます。

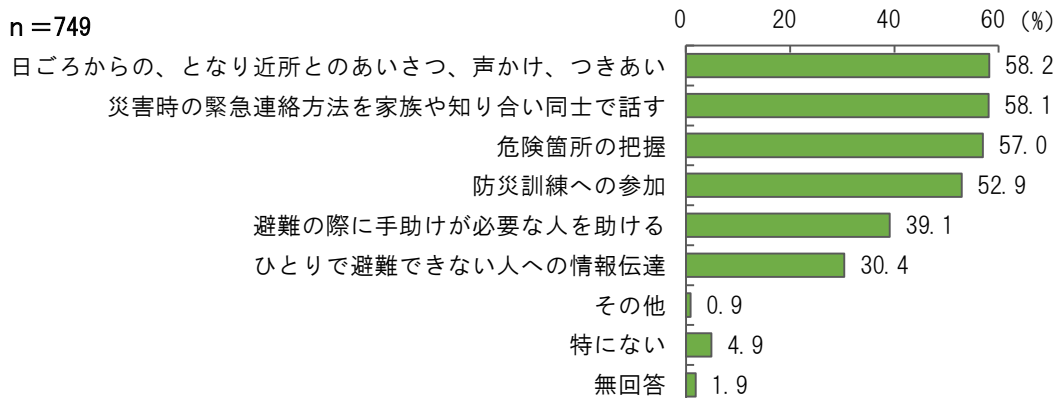
さらに、新型コロナウイルス感染症の流行により国内外が未曾有の危機に直面するなか、急務となっている感染症対策に係る取り組みも充実させていきます。

【地域としての役割や地域の人が協力して取り組むことで期待すること】（複数回答可）



資料：令和3年度「長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」

【災害時に備え、地域での助け合いについてできること】(複数回答可)



資料：令和3年度「長泉町の地域福祉・こころの健康に関するアンケート調査」

【主な取り組み】

～住民・地域の役割～

- ▶ 町や自主防災組織が実施する防災訓練に積極的に参加しましょう。
- ▶ 災害発生時に備えて、日ごろから避難ルート等の確認をしておくとともに、備蓄に努めましょう。
- ▶ 身の回りにいる、避難行動において支援が必要な人を把握しておきましょう。
- ▶ 区長・自主防災会や民生委員・児童委員が行う避難行動要支援者の把握等に協力し、災害時支援体制の構築に努めましょう。
- ▶ 日常生活において、「新しい生活様式」の実践に努めましょう。

～各機関の主な取り組み～

主要項目	取り組み内容	実施主体
避難行動要支援者台帳の管理	ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、出産前後の妊産婦などの避難行動に支援を要する人について把握するため、避難行動要支援者台帳の適正な管理を民生委員・児童委員と連携しながら行います。また、把握した情報について共有を進め、緊急時の支援に役立てます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
避難行動要支援者の把握及び支援体制の確保及び支援	民生委員・児童委員等が行う避難行動要支援者の把握や福祉マップ等の作成について、情報提供等を通じた支援を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
災害時の安全確保	古い木造住宅の耐震診断の結果、耐震性の低い住宅の耐震補強工事または除却に対する支援を行い、大規模地震等災害時に被害の軽減や、耐震性の高い市街地を形成します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間

主要項目	取り組み内容	実施主体
災害時におけるボランティア体制の充実	災害ボランティアコーディネーター養成講座の実施を通して災害ボランティアの育成・確保に努めるとともに、社会福祉協議会が設置する災害ボランティアセンターの機能強化を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	災害時ボランティア活動マニュアルを作成するとともに、災害時に備えて、赤十字奉仕団等の関係機関と連携しながら、災害ボランティアセンター立ち上げ訓練を行います。	<input type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	災害時における近隣の社会福祉協議会との連携体制を強化し、相互に支援を行う体制を整備します。	<input type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	災害時における、民間協力団体との災害ボランティア支援に関する連携協定の締結を推進します。	<input type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
防災に関する意識の啓発	住民の防災意識を高めるため、学校で地震体験車等を用いた防災教育を行うとともに、「広報ながいすみ」等を通じた啓発等を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	災害ボランティアネットワーク長泉と連携し、災害ボランティア活動について、「社協だより」を通じて周知します。	<input type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
避難行動要支援者世帯の支援	避難行動要支援者のいる世帯に対し、家具等転倒防止器具の設置や耐震補強等による支援を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	避難行動要支援者のいる世帯を対象に、町が指定する宿泊施設を避難所として利用するために要する経費に対し補助金（要配慮避難者等宿泊施設利用補助金）を交付します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
地域における自主防災体制の整備	広報等による自主防災組織に関する情報発信を通して、自主防災組織の重要性を周知し、自主防災組織による活動の活性化を促進します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
障がいのある人に配慮した防災訓練の実施	障がいのある人の防災訓練への参加を支援するため、町や自主防災組織が実施する防災訓練に手話通訳者を派遣します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
	障がいのある人が利用する施設について、避難行動マニュアルを整備するとともに、地域の協力による支援体制の確保に努めます。	<input type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
緊急時における情報伝達手段の充実	地域防災無線や防災FAX、携帯電話（レスキューナウを含む）、SNSをはじめとするインターネットなど、緊急時における多様な情報伝達手段を確保するとともに、関係機関等との連携体制を強化します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間

主要項目	取り組み内容	実施主体
福祉避難所の整備	災害発生時に、高齢者や障がい者等の要配慮者の生活拠点となる福祉避難所を速やかに開設できるよう、福祉施設等と連携・協力しながら緊急入所体制を整備します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
	避難後の要配慮者等のケアに関する支援を確保するため、医療・介護関係者を避難所に派遣できる体制を整備します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
感染症予防に向けた「新しい生活様式」の啓発【新規】	新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策の一環として、こまめな手洗いや手指消毒の実践、「密閉・密集・密接」の回避などの「新しい生活様式」についての周知・啓発を推進します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間
感染症対策を考慮したサービス・事業運営の検討【新規】	新型コロナウイルス感染症対策の一環として、本町が実施する事業・イベント等への参加における事前予約制の導入や、オンラインでの実施等による対応について検討します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
感染症対策の推進【新規】	感染症対策を推進するため、福祉施設や介護施設に対し、感染症の予防対策や状況に応じた備えについて指導します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間

【社会福祉協議会の主な取り組み】

災害ボランティア支援本部事業

- 災害発生時に備え、災害ボランティアセンタースタッフ及び災害ボランティアコーディネーターの確保を図るとともに、基礎教育を行います。
- 災害ボランティアセンターの資器材の充実を図るとともに、支援本部立ち上げ訓練や視察研修等を実施します。
- ボランティア活動保険手続きに来た人に、災害ボランティアネットワーク長泉の周知を図ります。

基本施策3 防犯対策の充実

少子高齢化、核家族化等による地域コミュニティの希薄化などにより、さまざまな社会の悪循環を背景に犯罪の多発や凶悪化が全国的な社会問題になっています。犯罪や事故の被害に遭わないためには、防犯に必要な視点を共有すること、身近における防犯や交通安全パトロール活動、地域での危険箇所等の安全点検、町内での不審者情報等の発信などを促進し、防犯や交通安全意識の啓発に取り組まなければなりません。

近年では、ひとり暮らし高齢者等を狙った振り込め詐欺や悪質な訪問販売が横行し、その手口も複雑化かつ巧妙化していることから、被害者保護も重要な課題となっています。そのため、自治会等が主体となった地域住民による防犯活動など、地域ぐるみでの取り組みを支援していきます。また、インターネットの普及により増えつつある消費生活トラブル等に関する周知・啓発、被害に遭われた人への支援等にも努めます。

【主な取り組み】

～住民・地域の役割～

- ▶ 事故防止のために、地域内の通行に危険を伴う箇所を確認しましょう。
- ▶ 自分たちの地域を自分で守る意識を持って、積極的に防犯活動に取り組みましょう。
- ▶ 不審者を見かけたら、地域全体で追放できる体制を整備しましょう。

～各機関の主な取り組み～

主要項目	取り組み内容	実施主体
消費生活への支援	高齢者をはじめとする住民を消費トラブルや悪徳商法、詐欺の被害から守るため、悪徳商法に関する情報提供の充実に努めます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	消費生活相談員が対応を行う消費生活相談窓口にて、相談対応を行います。また、静岡県東部県民生活センターの利用についても周知していきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
防犯パトロール活動の充実	住民や自治会、関係団体、学校、警察等との連携を強化し、地域が一体となって防犯パトロール活動や見守り活動、小地域における防犯活動を推進します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input checked="" type="checkbox"/> 社協 <input checked="" type="checkbox"/> 法人 <input checked="" type="checkbox"/> 民間

主要項目	取り組み内容	実施主体
地域における 防犯体制の強化	「広報ながいずみ」やパンフレットの配布などを通して、防犯に関する知識の周知を図り、適切な対応・行動がとれるようにしていきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	住民による自主的な防犯活動を促進するため、各地区で実施される地区安全会議に対し、補助金の交付等による支援を行います。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	防犯カメラの設置や防犯灯の維持・管理などを通して、犯罪が発生しにくい環境の整備を推進します。また、防犯カメラの設置については自治会に周知し、積極的な設置を促進します。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
	町内で発生した不審者等の情報について、携帯電話やパソコンへメールを配信する情報通信サービスを運用するとともに、住民のサービス利用の促進を図ります。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間
地域での安全点検の実施	通行に危険が伴う箇所や介助を必要とする箇所を地域で把握・点検する活動について、「広報ながいずみ」やホームページ等で周知していきます。	<input checked="" type="checkbox"/> 行政 <input type="checkbox"/> 社協 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 民間

【社会福祉協議会の主な取り組み】

新入学児童祝い品贈呈事業

- 児童の交通安全を祈念するとともに、交通事故の被害を未然に防ぐため、小学校新入学児童への黄色い帽子の贈呈を行い、地域での見守り支援の促進を図ります。

第5章 計画の進行管理

1 関係主体との連携

本計画は、行政のみならず、住民及び地域、社会福祉協議会や福祉関係団体、ボランティア団体、民生委員・児童委員、民間等の福祉に関わるすべての主体と連携・協働し、さまざまな関係主体の意見を踏まえながら推進していきます。

2 評価・検証

本計画で推進していく施策については、全庁的な連携体制の下でその進捗状況を把握するとともに、住民・地域及び福祉にかかわるさまざまな主体の視点から地域福祉を推進していくため、本町の地域福祉を推進する福祉団体関係者、社会福祉施設、住民組織、医療機関等の代表者や学識経験者、一般公募による住民代表で構成される「長泉町福祉施策推進・評価委員会」を本計画の評価・検証を行う機関とします。

また、福祉サービスや地域福祉活動など、本計画に記載されている事業や活動については、適正な進行管理を行うため、以下の推進体制のもと、評価・検証を行います。

(1) 各種委員会の設置・運営

各種委員会組織を設置・運営するとともに、地域福祉推進や経営のあり方等について客観的な指導・助言を受け、事業内容や推進体制のさらなる充実・強化に努めます。

(2) ケース会議の開催

福祉に関するニーズ・相談内容が、複数の部署・機関に関係する場合は、必要に応じて関係職員によるケース会議を開催します。

(3) 社会福祉協議会との連携

町が実施する福祉サービス等の事業への取り組み状況について評価・助言を行うことで、計画の円滑な推進に努めます。

このほかに、地域における福祉懇談会やワークショップなどを必要に応じて開催し、本計画の内容の説明を行うとともに、必要に応じて福祉施策・事業に対するニーズの把握を行うものとしてします。

3 評価・検証結果の周知

計画の進捗状況や評価・検証を実施した結果等については、「広報ながいずみ」や「社協だより」、町及び社会福祉協議会のホームページ等を活用して公表・周知していきます。

資料編

1 長泉町福祉施策推進・評価委員会条例

(平成 25 年長泉町条例第 15 号)

(設置)

第 1 条 長泉町の福祉施策を効果的かつ効率的に推進するため、長泉町福祉施策推進・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について調査、審議等を行う。

- (1) 福祉施策の推進のための計画の策定及び見直しに関すること。
- (2) 福祉施策の評価に関すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、福祉施策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 14 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 福祉団体等の代表者
- (2) 社会福祉施設の代表者
- (3) 住民組織の代表者
- (4) 医療機関の代表者
- (5) 学識経験者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、福祉保険課において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 26 年 7 月 31 日までとする。
- 3 この条例の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる委員会の招集は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が行う。

2 長泉町福祉施策推進・評価委員会名簿

(順不同・敬称略)

	委員氏名	選出母体	推薦団体	備考
1	坂本 紹一	社会福祉団体	一般社団法人 社会福祉士会	委員長
2	内野 菊江	社会福祉団体	長泉町ボランティア連絡会	副委員長
3	平瀬 清人	社会福祉団体	シニアクラブ長泉	委員
4	秋山 勉	社会福祉団体	社会福祉法人 長泉町社会福祉協議会	委員
5	杉山 貴美子	社会福祉団体	長泉町健康推進委員会	委員
6	杉山 高司	社会福祉団体	長泉町身体障害者福祉会	委員
7	川島 一郎	社会福祉団体	長泉町民生委員・児童委員協議会	委員
8	下山 京子	社会福祉施設	社会福祉法人 静香会	委員
9	杉山 弘年	社会福祉施設	社会福祉法人 蒼樹会	委員
10	高島 富行	住民組織	区長連絡協議会	委員
11	岩本 麻也	医療機関	駿東歯科医師会 長泉町支部	委員
12	山本 一貴	医療機関	一般社団法人 沼津医師会	委員
13	東 亮宏	学識経験者	学校法人 三島学園 知徳高等学校	委員
14	渡邊 知己	一般公募		委員

<事務局>

	氏名	所属
1	露木 伸彦	福祉保険課 課長
2	伏見 麻寿代	福祉保険課 福祉チーム
3	加藤 泰規	福祉保険課 福祉チーム
4	齋木 俊輔	福祉保険課 福祉チーム
5	八木 貴子	社会福祉法人 長泉町社会福祉協議会

3 計画策定の経過

年月日	項目名	内容等
令和3年6月10日	福祉施策推進・評価委員会①	<ul style="list-style-type: none"> 年間スケジュール説明 計画概要説明
令和3年7月6日～ 7月20日	住民アンケート調査実施	
令和3年8月5日	福祉施策推進・評価委員会②	<ul style="list-style-type: none"> 各施策の評価
令和3年9月14日～ 9月30日	団体アンケート調査実施	
令和3年9月17日	福祉施策推進・評価委員会③	<ul style="list-style-type: none"> アンケート調査結果報告 前期計画評価結果報告 計画骨子・構成検討
令和3年11月4日	福祉施策推進・評価委員会④	<ul style="list-style-type: none"> 計画素案検討①
令和3年12月2日	福祉施策推進・評価委員会⑤	<ul style="list-style-type: none"> 計画素案検討②
令和3年12月24日～ 令和4年1月25日	パブリック・コメント	
令和4年2月10日	福祉施策推進・評価委員会⑥	<ul style="list-style-type: none"> 計画書 最終承認

4 長泉町社会福祉協議会

(1) 社会福祉協議会とは

地域の住民やボランティア、福祉・保健等の関係者、行政機関の協力を得て福祉のまちづくりをめざす民間の組織です。

(2) 社会福祉協議会の基本的な性格

●構成

地域住民、社会福祉や保健・医療、教育などの関連分野の関係者、地域社会を形成する他のさまざまな専門家・団体・機関によって構成されています。

●目的

地域が抱えているさまざまな福祉課題を地域全体の課題としてとらえ、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的としています。そしてその活動を通して、心ふれあう「福祉のまちづくり」をめざしています。

●事業

住民の福祉活動の場づくり、仲間づくりなどの援助や、社会福祉に関わる公私の関係者・団体・機関の連携をすすめたり、具体的な福祉サービスの企画や実施を行います。

(3) 社会福祉協議会のめざすもの

住民一人ひとりの福祉ニーズに対応しみんなが安心して暮らせるまちづくりの実現をめざします。

(4) 社会福祉協議会活動の5つの原則

社会福祉協議会は5つの活動原則に基づいて、地域の特性を生かした活動を展開しています。

(1) 住民ニーズ基本の原則

調査等により、地域住民の要望、福祉課題等の把握に努め、住民のニーズに基づく活動を第一にすすめます。

(2) 住民活動主体の原則

住民の地域福祉への関心を高め、そこから生まれた自発的な参加による組織を基盤として、活動をすすめます。

(3) 民間性の原則

民間組織らしく、開拓性・即応性・柔軟性を生かした活動をすすめます。

(4) 公私協働の原則

社会福祉、そして保健・医療、教育、労働等の行政機関や民間団体等の連携を図り、行政と住民組織との協働による活動をすすめます。

（５）専門性の原則

住民の福祉活動の組織化、ニーズ把握調査、地域福祉活動の計画づくりなど、福祉の専門性を生かした活動をすすめます。

（５）社会福祉協議会組織（令和４年４月１日～）

役員 理事 11 名（会長 1 名、副会長 2 名）、監事 3 名

評議員 15 名

（６）令和３年度の主な活動内容

（１）法人運営事業

（２）地域福祉活動事業

① 小地域福祉活動事業

② 福祉啓発・住民参加促進事業

広報誌『社協だより』発行、福祉功労者の顕彰、福祉健康まつり

③ 福祉教育・ボランティア事業

ボランティア養成講座・育成支援、災害ボランティア育成研修事業、福祉教育実践校事業

④ 高齢者支援事業

緊急通報システム「福祉電話」設置事業

⑤ ひとり親家庭親子交流事業

⑥ 視覚障害者情報提供事業

⑦ 車椅子貸出事業

⑧ 新入学児童黄色い帽子贈呈事業

⑨ 福祉団体への助成

（３）福祉総合相談事業

福祉総合相談事業、日常生活自立支援事業、生活困窮者自立支援事業、生活福祉資金貸付事業

（４）共同募金助成金事業

（５）手話通訳者派遣事業

（６）小口資金貸付事業

（７）生活支援体制整備事業

（８）認知症初期集中支援チーム事業

（９）権利擁護推進事業

（10）老人福祉センター（福祉会館事業）

（11）居宅介護支援事業

（12）指定通所介護事業

（13）指定認知症対応型通所介護事業

（14）指定訪問介護事業

（15）居宅介護・重度訪問介護・同行援護事業

（16）移動支援事業

（17）地域活動支援センター事業

（18）在宅福祉総合センター事業・在宅福祉総合センター食堂事業

5 長泉町民生委員・児童委員協議会

民生委員法は平成12年5月に大改正が行われました。住民に対する「保護・指導」といった役割から、「社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする」(民生委員法第1条)とされ、住民側に立った活動支援者としての位置づけが明確にされました。現在、本町には83人の民生委員・児童委員と4人の主任児童委員がいます。

民生委員・児童委員等の活動は多岐にわたっており、改正された社会福祉法と関連しています。主任児童委員については、民生委員・児童委員等と協力して、担当区域内の児童家庭や妊産婦について、常にその生活及び環境の状態を把握し、必要な援助や指導を行うとともに、社会福祉主事、児童福祉司の職務に協力することとされています。

「民生委員・児童委員災害時一人も見逃さない運動」の取り組みとして、本町では、避難行動要支援者台帳の整備を進めています。同時に、自治会や自主防災会などの住民組織と連携を取りながら、有事の際に避難行動要支援者台帳を有効に活用できる体制の整備を進めます。

また、部会ごとにスキルアップのための活動や研修、地域ブロック会議などの場において、地域内での問題点の共有や事例検討を行っています。

(1) 主な活動

担当部会	主な活動内容
全体	<ul style="list-style-type: none"> ・月例の定例会・役員会・定期的な自己啓発研修・視察研修 ・民生委員・児童委員発災害時一人も見逃さない運動 ・町・社会福祉協議会の事業協力(調査活動、敬老会協力、共同募金活動等) ・小中学校情報交換会、小中学校卒業式・入学式参列 ・見守り活動(ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯・ひとり親家庭など)
高齢福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・ながいずみホーム、さつき園等の行事支援 ・シニアクラブ長泉支援(スポーツ大会)
児童福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年問題に関する研修、学校関係行事等、冬・夏期夜間街頭補導
障害者福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・手をつなぐ育成会支援 ・障がい児・障がい者施設支援
地域福祉部会	<ul style="list-style-type: none"> ・小地域福祉活動の研修、施設見学、いずみの郷の行事支援

6 シニアクラブ長泉

仲間づくりを通して生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識経験を活かして地域の諸団体と協働し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努め生涯を充実した豊かなものとして過ごすために、シニアクラブ長泉が組織されています。令和3年4月1日現在、25 単位クラブが活動し、会員数は 1,130 人（男性 512 人、女性 618 人）となっています。

近年の会員数の減少対策として、若手を中心としたプラスワン委員会の組織化、活動PR として広報誌の発行や趣味サークルの設立を行っています。

(1) 主な活動

主な活動	具体的な活動内容
会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・総会（年 1 回） ・三役会、理事会、女性部会（月 1 回） ・健康部会、友愛部会、プラスワン委員会（年 4 回）
健康活動	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドゴルフ大会（5月・11月） ・輪投げ大会（6月） ・スポーツ大会（9月） ・健康ウォーキング（単位クラブで実施） ・ラジオ体操（大会等行事・単位クラブで実施） ・健康マージャン大会（年 4 回） ・フライングディスク大会（年 1 回） ・県シニアクラブ主催行事への開催（グラウンドゴルフ大会等）
教養向上・研修	<ul style="list-style-type: none"> ・役員研修旅行の実施（年 2 回） ・交流研修会（交通安全等）の開催、交通安全関係研修会への参加 ・町、社会福祉協議会関連研修への参加 ・民間組織団体等と共催した講座等の開催 ・町生涯学習課主催くすのき学級への運営協力 ・福祉健康まつりへの参加（バザー・マグダーツ・長泉音頭等） ・学び直し教室の開催（年 30 回）
友愛訪問活動	<ul style="list-style-type: none"> ・友愛訪問員研修会の開催 ・友愛訪問活動の実施（寝たきり、虚弱、ひとり暮らし会員等）
社会奉仕活動	<ul style="list-style-type: none"> ・神社・公園等の清掃（単位クラブ） ・長泉クリーンアップ作戦（町内一斉清掃）9/15～9/21 ・各種募金活動（歳末たすけあい募金等） ・世代間交流活動の推進（のびのびスマイルへのスタッフ協力） ・戦争の悲劇を伝えたい展への協力

主な活動	具体的な活動内容
サークル活動	<ul style="list-style-type: none"> • 長泉音頭&レクリエーションダンスサークル（音頭とレクリエーションダンスの練習を適宜開催、町行事等への参加） • 折り紙サークル（適宜開催） • グラウンドゴルフ同好会（月3回程度 木曜日） • フラダンスサークル「あひるの会」（第1・3木曜日） • ボウリング同好会（毎月1回） • 健康マージャンサークル（毎週金曜日） • 健康いきいき気功教室（毎月3回程度 水曜日） • 健康美体操クラブ（毎週月曜日）
広報活動	<ul style="list-style-type: none"> • シニアクラブ長泉だよりの会員向け発行・町内回覧（年2回） • クラブ向けシニアクラブ長泉だよりの発行（毎月発行）
会員増強活動	<ul style="list-style-type: none"> • 会員一人ひとりによる会員加入促進運動の実施 • プラスワン委員会の提言採用

(2) 会員数内訳（令和3年4月1日現在）

（単位：人）

No	区名	クラブ名	会員数				計
			65歳未満	65～74歳	75～84歳	85歳以上	
1	元長窪	桃沢クラブ	0	10	14	18	42
2	上長窪	百澤クラブ	3	13	29	4	49
3	屋台住宅	はなはなクラブ	0	6	5	3	14
4	下長窪	城山クラブ	0	4	35	18	57
5	池田	悠遊会	0	7	25	6	38
6	谷津	グリーンクラブ	1	14	37	15	67
7	駿河平	シニアクラブ	1	17	15	8	41
8	南一色	あしたか会	0	4	13	6	23
9	納米里	シニアクラブ	0	19	43	11	73
10	上土狩	シニアクラブ	3	13	18	9	43
11	中土狩	長寿会	0	12	41	28	81
12	新屋町上	いずみ会	3	13	20	19	55
13	新屋町中	シニアクラブ	1	7	15	9	32
14	新屋町下	いなり会	0	10	10	20	40
15	鮎壺	シニアクラブ	0	2	9	19	30
16	駅下	朋友会	1	6	10	8	25
17	薄原上	すすきの会	4	21	24	12	61
18	薄原下	ひまわりクラブ	0	10	13	14	37
19	西	いちょうクラブ	0	3	7	21	31
20	原	白寿会	0	9	14	6	29
21	三軒家	白友会	0	8	22	10	40
22	杉原	むつみ会	0	1	13	5	19
23	原分	スマイルクラブ	5	24	35	32	96
24	竹原	シニアクラブ	2	6	41	22	71
25	本宿	ニューライフクラブ	0	4	20	12	36
合 計			24	243	528	335	1,130

（* 駅上区、駅中区、萩素区は休会中）



シニアクラブ長泉健康マーじゃんサークル シニアクラブ長泉 輪投げ大会（写真：社会福祉協議会）

7 長泉町身体障害者福祉会

長泉町身体障害者福祉会は、身体に障がいのある人を対象とした福祉に関する情報提供や社会参加に関する事業等を行うことにより、障がいのある人の自立更生と福祉増進を図るとともに、身体障がいに関する住民の理解を深め、障がいのある人と健全者が協力してノーマライゼーションの理念に基づいた地域社会を形成することに寄与することを目的として活動しています。

現在、身体障害者手帳所持者は1,352人（令和2年度末）おり、このうち100人が身体障害者福祉会に加入していますが、高齢者の死亡等により会員は減少傾向にあります。

（1）令和3年度の活動内容

主な活動	具体的な活動内容
会議の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・総会（年1回） ・役員会、理事会（月1回）
健康活動	<ul style="list-style-type: none"> ・グラウンドゴルフの練習及び各種大会に参加 ・フライングディスクの練習及び大会に参加 ・ボウリング大会に参加 ・スポーツ大会の開催（年1回） ・シニアクラブ長泉の各種大会に参加
文化活動	<ul style="list-style-type: none"> ・県身障福祉会開催「うたの広場」への参加（年1回） ・東部・県文化作品展に出品 ・ワンステップなごみの会（月2回金曜日）手芸・健康体操 ・カラオケ同好会（月2回）福祉会館・中土狩第二公民館 ・福祉健康まつりへの参加、聴覚部屋外ステージでの手話ダンス ・長泉わくわくまつりへの参加（模擬店）
教育・研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・会員研修旅行・会員親睦会（年1回） ・役員研修旅行（年1回） ・防災訓練の実施（年1回）
相談活動	<ul style="list-style-type: none"> ・相談員研修への参加 ・福祉会館で相談業務を実施（毎月第4火曜日）
障害者啓発等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者週間啓発街頭宣伝活動（12月3日～12月9日） ・町内障害者危険個所の陳情報告
募金活動	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間テレビ愛は地球を救う募金 ・黄色のレシート募金
部会活動	<ul style="list-style-type: none"> ・体育部 ・カラオケ部 ・聴覚部 ・文化部 ・視覚部
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉会館売店の運営 ・収集ボランティア活動（清拭布）（月1回）

8 長泉町ボランティア連絡会

長泉町ボランティア連絡会は、誰もが安心して生活できるまちづくりを基本目標に、ボランティア組織相互の連携と交流を行い、地域におけるボランティア活動の振興を図ることを目的として活動しています。

令和3年5月26日現在で28団体が会に登録し、延べ675人の会員で組織されています。年4～5回理事会を開催し、相互の情報交換や資質向上に向けた研修会を開催しているほか、他市町のボランティア団体との交流会を持つことで、日々のボランティア活動に役立っています。

(1) 長泉町ボランティア連絡会構成団体（令和3年5月現在）

※五十音順（会員数単位：人）

No	グループ名	会員数	主な活動内容
1	愛護の会	1	給食ボランティア
2	アニコ・グランデ	2	ギター、オカリナ、歌の演奏
3	がんの子どもを守る会・ のぞみの会	8	小児がん患児及びその家族のサポート、入院中・退院後の相談、広報・啓発
4	傾聴ボランティア ふらっと	17	町内福祉施設での傾聴活動
5	声のサークルあけぼの	9	町広報、社協だより、町議会だよりの視覚障がい者用テープの録音、配布
6	災害ボランティア ネットワーク長泉	44	災害時のボランティアコーディネート、長泉町災害ボランティア本部運営支援
7	大正琴アンサンブル ことふれんど AKVO	10	大正琴演奏を軸とした音楽活動とそれによる文化芸術・地域社会・福祉・国際交流活動
8	小さな教室	28	知的障がい児等の家庭支援・切手の収集
9	知徳高校インターアクト部	39	年間を通じて各施設でのボランティア活動、ロータリークラブの行事への参加
10	つくしの会	32	地域子育て支援、子育て親子ふれあい
11	点訳サークルきつつき	3	雑誌、広報誌、書籍の点訳等
12	どっぐふぁみりー きゅ〜 ぴっと	15	殺処分対象の犬の保護、譲渡
13	長泉子どもの本と おはなしの会	13	①幼児～お年寄りを対象に地元の昔話、紙芝居などを中心にした読み聞かせおはなし会 ②昔話などの語り、読み聞かせの勉強会
14	長泉町アマチュア無線 非常通信協力会	46	通信訓練、総合防災訓練、地域防災訓練
15	長泉町手話サークル 「いずみの会」	4	手話学習会、講習会の開催、指導等

No	グループ名	会員数	主な活動内容
16	長泉町手話サークル ふくろうの会	28	ろうあ活動への協力と理解、ろう者の社会参加、差別のない社会にする為の活動
17	長泉町赤十字奉仕団	150	赤十字活動、災害時の対応など地域福祉活動
18	長泉町民生委員・ 児童委員協議会	88	地域福祉関係（地域の人との相談）
19	長泉町を美しくする会	8	国道246号バイパス草取り、町内ゴミ拾い、施設トイレ掃除
20	長泉ママズ	7	ほほえみ&みのり工房での活動
21	長泉ロータリークラブ	24	地域貢献・国際奉仕事業
22	なでしこの会	5	給食サービス、いずみの郷での活動
23	沼津年金協会 長泉支部婦人部会	20	高齢者福祉施設での活動
24	ハーモニカメイツもっこく	15	高齢者施設でのハーモニカ演奏
25	報恩同志会	22	切手等の収集活動
26	ホーム喫茶ボランティア	6	いずみの郷においてデイサービス・喫茶のボランティア活動
27	リレー・フォー・ライフ・ ジャパンながいずみ	15	がん啓発活動
28	レインボーハート	16	高齢者、障がい者、車椅子利用者を対象にリハビリを兼ねたレクリエーション活動福祉施設訪問
合 計		675	

9 用語解説

【あ行】

SNS

Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略語で、インターネット上での日記やメッセージなどを通じて、友人や知人・共通の趣味を持つ人達とインターネット上でつながることを言います。

NPO

Non Profit Organization（ノン・プロフィット・オーガニゼーション）の略語で、営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称です。

【か行】

外出支援サポーター

障がいのある方や高齢者等の外出に付き添い、支援するサポーターのことです。

キャラバン・メイト

本町においては、静岡県キャラバン・メイト養成研修を修了した者を指し、認知症サポーター養成講座において、講師として認知症の症状や認知症の方と接するときの心構えなどを話したり、認知症カフェで相談にあたりたりしています。

ケアマネジャー

介護を必要としている人やその家族の相談に乗り、その人の身体状況に応じて最適な介護サービスが受けられるように介護事業所や市町村などと調整する専門職です。

傾聴ボランティア

相手の気持ちに寄り添って話を受容・共感しながら聴かせていただくボランティア活動です。

軽度生活援助事業

65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみ世帯で日常生活上の援助が必要な方を対象に、調理及び配膳、食材・日用品等の買い物、洗濯、屋内の掃除及び整理、通院時の付き添いなど、有償で日常生活を手助けする事業です（※軽度生活援助事業で行うサービスは日常生活の家事の範囲内であり、庭木の剪定、草刈り、障子の張り替え、部屋の模様替え、入浴介助等の援助はできません）。

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。ゲートキーパーになるために特別な資格等は必要なく、悩んでいる人に寄り添うことで、誰もがゲートキーパーになり得ます。

子ども・子育て総合相談窓口

保健・福祉・教育・医療のネットワークで支援する「ワンストップ窓口」を目指す相談窓口です。相談窓口では、臨床発達心理士、精神保健福祉士、保健師の資格を持つ相談員が、子どもの育ちや発達、子育て、しつけについての相談やアドバイスを行います。また、幼稚園・保育園・こども園、小・中学校、放課後等デイサービス、医療機関などへのつながりを積極的にいき、子どもの成長を支援しています。

コミュニティバス

地域住民の移動手段を確保するために地方自治体等が運行するバスのことで、本町では現在「長泉・清水循環バス」が運行しています。

【さ行】

災害ボランティアコーディネーター

災害ボランティアセンターの役割と立ち上げ過程、運営について理解し、全国から駆けつけるボランティア支援希望者と被災された地域住民をつなぐことができる災害ボランティアセンターの運営支援者のことです。

災害ボランティアセンター

災害時、復興に向けて被災者支援を行うボランティア活動を、安全かつ効率よく推進するための組織です。被災地でのニーズの把握、ボランティアの受け入れ、人数調整・資機材の貸し出し、活動の実施、報告・振り返りなどが主な役割となります。

市民後見人

一般市民が成年後見人となって、認知症等により判断能力が不十分な方の財産管理等の後見執務にあたる人のことを言います。司法書士や弁護士、社会福祉士などの資格は持たないものの、社会貢献への意欲や倫理観が高く、成年後見に関する一定の知識・態度を身に付けた市民の中から、家庭裁判所の審判により選任されるものです。

社会福祉協議会

「社会福祉法」に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人です。都道府県・市町村にそれぞれ組織されており、地域福祉事業推進の中心的役割を担っています。

社会福祉士

「社会福祉士及び介護福祉士法」で位置づけられた、社会福祉業務に携わる人の国家資格です。「社会福祉士及び介護福祉士法」には、社会福祉士とは「専門的知識及び技術をもって、身体上もしくは精神上の障害があること、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連携及び調整その他の援助を行うことを業とする者」とされています。

社会福祉主事

都道府県や市町村の福祉事務所に配置され、社会福祉によるサポートを行う職員のことです。社会福祉主事任用資格を取得し、地方公務員試験に合格し、福祉事務所に配属されると、社会福祉主事となります。

心理士

心理業務に従事する者を指し、「心理職」とも呼びます。また、臨床心理士をはじめとした「心理士」の名称がつく資格の有資格者を指す呼称としても用いられることがあります。

生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前の段階でさまざまな事情により生活や仕事等に困っている人（生活困窮者）に対し、「自立の促進」を図ることを目的とした相談や、必要な支援を行う事業です。

生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群のことです。高脂血症、高血圧、糖尿病、心臓病、骨粗しょう症等が挙げられます。

精神保健福祉士

いわゆる「精神科ソーシャルワーカー（PSW）」と呼ばれる専門職の国家資格です。ここに病を抱えた人がスムーズに生活を営めるように、相談や生活支援、助言、訓練、社会参加の手助け、環境調整などを行う仕事です。精神医学（Psychiatric）のみではなく、「精神保健福祉」全般に携わることから、近年では「メンタルヘルスソーシャルワーカー（MHSW）」と呼ばれることもあります。

成年後見制度

判断能力が不十分なため契約等の法律行為を行えない人を後見人等が代理し、必要な契約等を締結したり財産を管理したりして本人の保護を図るものです。

【た行】

DV

domestic violence（ドメスティック・バイオレンス）の略語です。明確な定義はありませんが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多いです。一口に「暴力」といっても身体的暴力、精神的暴力、性的暴力などさまざまな形態が存在し、単独で起きることもあります。多くは何種類かの暴力が重なって起こっています。

デマンド乗合タクシー

予約型乗合タクシーのことで、利用者が事前に予約し、予約に応じて自宅と特定施設間を、タクシー車両を使って乗合で運行する公共交通です。

【な行】

認知症カフェ

認知症の方やその家族、地域住民が自由に参加することができ、介護の悩み等を気軽に相談できる集いの場です。専門職が配置され、専門的な相談のほか、介護者同士の仲間づくりやリフレッシュ等、認知症の方を支えるつながりを応援しています。

認知症サポーター

認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者となり自分のできる範囲で活動を行う人のことです。「認知症サポーター養成講座」を受講した人が認知症サポーターとなり、認知症を支援する目印として「オレンジリング」が交付されます。

【は行】

配食サービス事業

65歳以上のひとり暮らし、高齢者のみ世帯で食事の調理が困難な方を対象に、栄養改善と見守りを目的として、有償で昼食の配達を行う事業です。

バリアフリー

建築用語で障がいのある人が生活上障壁となるものを除去する意味で使用されていましたが、その後、バリアフリーの意味は広くなり、すべての人にとって社会参加する上での物理的、社会的、制度的、心理的な障壁の除去という意味で用いられています。

避難行動要支援者台帳

高齢者や障がい者など、災害時の避難行動や避難所などでの生活が困難な方を「避難行動要支援者」と言います。本人の同意のうえで台帳に登録することで、平常時から、区（自主防災を含む）、民生・児童委員、避難支援者等と情報共有し、要援護者の避難支援等に活用されます。

フードバンク

包装の印字ミスや賞味期限が近いなど、食品の品質に問題がないにもかかわらず市場で流通できなくなった食品を、企業等から寄付を受け生活困窮者などに配給する活動及びその活動を行う団体のことです。

ふれあい出前講座

住民参画のまちづくりを目指して、町の職員及び地域人材を講師として派遣する事業です。講座では、行政の取り組み状況を説明したり、専門知識を生かした話をしたりしています。対象となるのは、町内に在住、在勤、在学している10人以上の方で構成された団体・グループです（ただし政治・営利・宗教を目的とした催しなどは除きます）。受講料は無料が基本ですが、材料費などの必要な経費については、主催者（申込者）側の負担となります。会場は、町内の公共施設・公民館などとし、主催者（申込者）側で用意します。

ホームヘルパー

訪問介護員のことで、介護が必要な高齢者の家庭を訪問して、入浴、排泄、食事、移動などの日常生活の援助を行うことが主な仕事です。都道府県または都道府県が指定した研修事業者による研修を受講・修了する必要があります。

保護司

「保護司法」に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）です。保護観察官（更生保護に関する専門的な知識に基づいて、保護観察の実施などに当たる国家公務員）と協力して、主に保護観察、生活環境調整、犯罪予防などの活動を行います。

母子包括支援センター

母子保健法に基づき市町村が設置するもので妊産婦や、乳幼児等に対し保健師等の専門家が継続的、包括的に切れ目のない相談、支援を実施する機関です。

【ま行】

民生委員・児童委員

「民生委員法」に基づき、民生委員は、厚生労働大臣から委嘱を受け、地域の福祉活動を行うボランティアです。地域住民の相談や援助を行う法的活動の中で、人権やプライバシーに配慮しつつ、援助が必要な方の福祉ニーズに応じたサービスが提供されるよう、行政や関係機関の調整役・パイプ役として活動しています。任期は3年で、「児童福祉法」による児童委員も兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子ども達を見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事等の相談・支援等を行います。

【や行】

ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン（構想、計画、設計）」であり、まちづくりやものづくりなどを進めるに当たり、年齢、性別、能力、言語など、人々が持つさまざまな特性や違いを認め合い、はじめから、できるだけすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮した、環境、建築、施設、製品等のデザインをしていこうとする考え方です。

要約筆記

聴覚障がい者等（主に中途失聴者・難聴者）に話の内容を要約してその場で文字にして伝える筆記通訳のことです。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス

日本語で「生活と仕事の調和」と訳されており、働くすべての人々が、『仕事』と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった『仕事以外の生活』との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のことです。平成19年に内閣府が定めた「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」によると、ワーク・ライフ・バランスが実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されています。

第7次長泉町地域福祉計画

令和4年3月

発行：長泉町

企画・編集：長泉町 福祉保険課

〒411-8668 静岡県駿東郡長泉町中土狩 828 番地

TEL 055-989-5512

FAX 055-989-5515

<http://www.town.nagaizumi.lg.jp>

e-mail : fukushi@town.nagaizumi.lg.jp

第6次長泉町地域福祉活動計画

令和4年3月

企画・編集・発行：社会福祉法人長泉町社会福祉協議会

〒411-0943 静岡県駿東郡長泉町下土狩 967 番地の2

TEL 055-988-3920

FAX 055-986-3794

<http://www.nagaizumi-shakyo.jp>

e-mail : bureau@nagaizumi-shakyo.jp

